

699

105



\* 0004496000 \*

0004496-000

699-105

時局政治学

関口泰・著

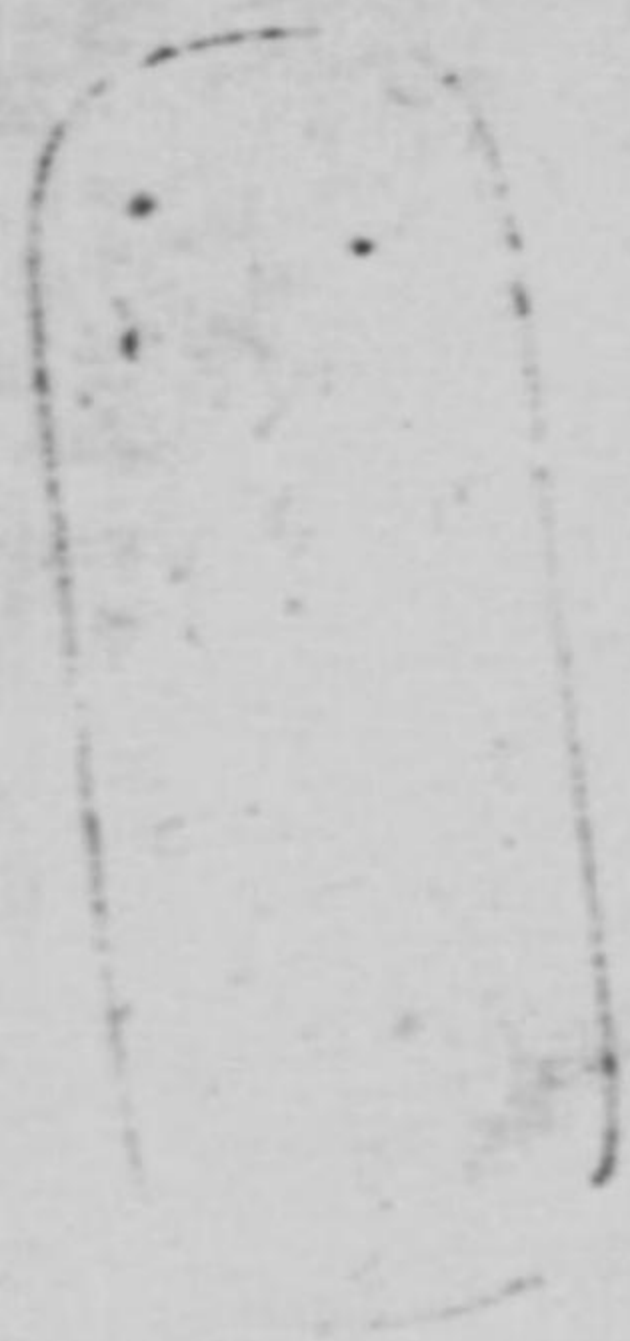
中央公論社

昭11

ABC



704





26/12



版社論公央中





699  
105

## 序

「時局政治學」といふ氣のきいた名をつけてくれたのは出版元の側なのだが、本書が所謂政治學といふ學問の本でないことはいふ迄もなく、その内容に即すれば「現代政治機構論」とでもいふべきである。この二三年新聞雑誌に書いて來た政治時論中、内閣制度と議會制度、選舉法改正や貴族院改革から中央地方の行政機構に及ぶものを主とし、それも系統的に論述したといふのでなく、その時々についた實際政治の問題に關して論評したものを集めたのだから、従つて重複した點もあり、チグハグのところもあるが、その底には自ら一貫した主張が流れてゐないわけではな

5。

非常時以來、舉國一致を看板にした内閣が、非政黨内閣ではあるが、政黨を全然敵に廻すのではなく、それどころか心の中はともかく口の先でも形の上でも、議會を重んじ政黨の支持を受けて、齋藤内閣、岡田内閣、廣田内閣と三代續いて來てゐるのだが、所謂庶政一新は勿論のこと、



一向に舉國一致の御利益らしいものはない。かへつて舉國一致内閣でも昔の超然内閣と同じもので、新官僚でも舊官僚と異るところなく、官僚獨善主義の政治が、早くもその弊を現はして來てゐるといはれてゐる始末である。

非常時内閣には憲政常道時代には到底樹てられなかつたであらう國策が樹てられ、これを舉國一致で強行することが要求されてゐるわけなのだが、舉國一致が政權を中心に集る寄木細工の内閣の看板にされて、反對勢力の去勢と禁壓によつて、背後勢力に操られるロボット的存在に過ぎなくなつては、何の舉國一致も強力内閣もあつたものではない。舉國一致には第一に國民的基礎が要求され、國策遂行のための強力内閣は、同一の政見政策に對する共通の信念を前提するのである。

我が國體の下に於てはファツシヨ的獨裁政治は育ち得ないが、まだ二大政黨對立的議會政治も行はれ難いのであつて、依然として政黨對官僚の勢力角逐の時代にゐるとも見られる。所謂軍部の政治機構改革意見によつて、久し振りに三權分立論を聞いたのであるが、現在の政治情勢を以てすれば、それは政黨内閣否認や議會權限縮小の必要を感じしむるよりも、行政權と司法權とが

その正當の軫域を守るべきを反省せしむるに適する。帝人事件なるものは大臣や官吏が瀆職を犯してゐるか否かを別にしても、銀行が潰れさうになれば國民に何億といふ負擔をかけて救濟しながら、息を吹き返して利益を生じてくるとその分け前は一部の者が占めようとし、それには大藏省や商工省の許可認可にからまる絶大の權力が作用する事を示すのであるが、しかもそれを司法權を以て匡さんとして、法律適用の代りに政治的意圖を以てする所謂司法ファツシヨ的疑雲は、公判廷に濃く漂つてゐる。又神奈川縣の土木疑獄の無罪事件や、選舉違反にからまる拷問事件が國維會系統新官僚警察意識の遺産であるともいはれるが、選舉違反に止らず神奈川一縣でなく全國的に人權蹂躪の非難が擧がつてゐるのは、共產黨撲滅の爲には何をしてもよいといふ官民の考へ方が、警察に拷問的取調の復活を導き入れたことは否定出來ず、動機がよくても手段を誤れば結果が悪い實例を示すと同時に、有力なる反對勢力の無い無批判の政治が如何に危険な政治であるかを示すのである。これがやがて外交上に於ては、ドイツとの防共協定が發表されても國民は何が何だかよくわからないのであるのみか、國際的スパイ政治かナチス的強權政治が襲ひかゝるのではないかと脅え、重大決意のみを聞かされて來た末に對支交渉の新規時直しが、突如として起り、日本とは關係無しと聲明された緩遠問題と關係があるのだか無いのだかも判りかねてゐると



いふのでは、嘗ては國民外交とか何とか、國民が國防のみならず内治外交の凡てに重大責任を感じせしめられてゐたのに、今は國防の重大性と重大負擔とだけを感じて、内治外交に就ては何も知らされてゐないで、五里霧中でをるといふことは、祕密外交とか官僚の獨善主義とかいふだけでは濟まないものである。

この内治外交にわたる官僚的失敗が、準戦時體制とやらの財政による國民生活への重壓感に伴ひ、軍部の議會改革意見に刺戟された政黨政治家の「蹶起」にどう作用するか。國民は果してすぐ官僚よりも政黨を選ぶか。官僚政治の弊に我慢出来ないから、再び前の政黨政治の弊を我慢しなくてはならないのか。二大政黨が交互に政權を執る代りに、政黨政治と官僚政治との間に政權の盪廻しが行はれて、國民はその弊ばかりを受けてゐるのではやりきれたものではない。官僚政治は新官僚でも舊官僚でも御免を蒙るといつて、非常時以前の既成政黨政治に還元するのでは何にもならぬ。非常時を通過した議會政治の復活更生ならば、それだけの變つた姿がなければいけない。

文武互にその職分に恪遵するのは、文武官僚の間ばかりでなく、官僚と政黨、政府と議會の間にも考へられなければならぬのである。嘗ては統帥權干犯が叫ばれたが、非常時以來外交權干犯、

立法權干犯が叫ばれなければならぬ程に時勢が變つてゐる。文武互にその職務に恪遵するのは互にその權限を干犯せざることなのである。それにはその干犯のよつて來るところの原因を除くと共に、權限機構の再検討の必要もあるのである。本當の舉國一致に於ては官武一途庶民に至るまでその志を遂げなければならぬのであつて、文武官民各々其の志を遂げると共に、萬機公論に決するについて、各々その公論に仲間入りが出来るやうにしなければならぬのである。一部の間に祕密に公論を決し或は製造してはならず、何よりも公論が歪曲され、民意が侵犯されてはならぬのである。今の處は政黨政治家が「軍部」といふラツパの響に驚いて腰をぬかしてゐるが、嘗ては官僚政治家が「民意」といふ旗印に脅えて逃げ出したのである。併し乍ら何時までも官僚と政黨との間に政治を奪ひ合せておいて國家と國民とが犠牲になつてはゐられない。或る意味からいへば官僚内閣時代のまゝの機構をそのまゝ政黨内閣が受け継いだところに、政治の腐敗と行政の混亂が胚胎してゐる。政治的鬭争を行政事務に及ばせないためには、政務系統と行政事務系統との對立を必要とするのである。

立法權最高の英國風の政黨内閣制をそのまゝ日本の憲政常道に出来ない様に、選舉される大統領



領の下にある米國流の三權分立論をそのままもつて來ては間違ふ。又日本獨特の憲法論を建てる必要があるといつても、歴史的に歐米民主主義思想の所産であることを否定出来ない議會制度を明治日本が採用したことは、此の如き政體が我が國體に反せぬことを前提してゐる。それどころか我が國體を明徴にしこれを宣揚せんがために立憲政治を採用したのである。それ故に此の點に關しては所謂機關説を排する日本獨特の憲法論が、國體政體の別を明かにせんことを極力主張することを玩味すべきであつて、國體の名によつて歐米と共通的政體の存在を否認し、その運用を否定してはならぬのである。

我が國の憲法は大權中心である。しかして天皇は神聖不可侵、政治論の範圍に於ては天皇輔弼の責任者を對象としなければいけないから、天皇中心政治などといつて、議會中心政治を打倒する旗印にしてはならぬ。天皇を輔弼してその責に任ずる者は憲法上國務大臣以外になく、大權は行政司法立法の三權に及ぶのみならず統帥大權にも及ぶとして軍部大臣現役軍人制が解釋されるのである。國務大臣輔弼の大權が行政大權に止らぬ事は、司法裁判そのものに責任はなくても、それが政治的問題の對象になればその責に任じなければならず、作戰用兵編制兵備に直接責任をもたなくても、軍事の政治的結果については内閣が責任を負うのであるから、統帥大權だけを

國務大臣輔弼の範圍から別にしようとするれば、軍部大臣武官專任制は貫けないことになる。少くとも國務大臣は大權輔弼の機關であつて、單なる行政機關ではないのだから、當然に各省大臣たるべきを必要としない。寧ろ行政長官と分離して國務大臣が内閣を組織することを適當とするのである。そしてこの内閣の下に人事、豫算、法制と共に總務廳的機關を設けるならば、内閣總理大臣の獨裁者的權力、或は總務廳長官と各省大臣との權限衝突も無くて済むわけである。

而して此の責任内閣は憲法上天皇に對して輔弼の責に任ずるのは勿論だが、政治の實際に於ては議會に對して責任を執ることとなるのは、法律豫算の協賛權が議會に在る當然の結果である。それ故に舉國一致の強力内閣を作るためには、政黨代表の實を有せざる、或は政黨としての機能を停止せる政黨出身の大臣を形式的に閣僚に加へたのでは何の意味もなく、却つて寄木細工的弱體内閣を組織せしめるに結果する外ない。ローズヴェルト大統領の壓倒的再選が米國の政治的力を強化した如く印象され、對獨對露對支の我が外交がバツとしないのは、國民的支持による強化の印象を缺くが故と見られる。かくて舉國一致とか強力内閣といふものは、獨裁的強權を意味しないので、國民意思の活潑なる發動と協力とに依らなければならぬのである。

そのためにはこれを妨げるものが、官權であれ政黨であれ、これを打破してゆかなければなら



ないので、たゞ民権の伸長民意の暢達には、既成政黨のものを打破しても、政黨そのものを否認出来ないことを知らなければならぬ。消極的に従來の官僚政治と政黨政治とを否定するに止らず、積極的に正しき政黨と官僚とによる政治を打建てなければならぬ。現在もち上らんとする護憲運動的なものは既成政黨勢力の回復ではなくて、普選運動が目指した既成政黨打破的のものであり、明治の自由民権運動、幕末の公議輿論の精神に迄溯るものでなければならぬ。五・一五事件や二・二六事件によつては十四億の軍事費を含む三十億の豫算を作り得ても、舉國一致の強力内閣政治は出来上らず、庶期された國策樹立も庶政一新も出来なかつた。政治非常時が政友會を未曾有の絶對多數黨にした犬養内閣の下に始つたことは、更に未曾有の賣動事件までを含んだ政治疑獄の連續を結果した田中内閣政治が、第一回の普選總選舉を言論彈壓によつて初めたとに迄溯ることの必要を感じしめる。今日の政治のよつて來る所を顧ると同時に、待望する明日の政治の根は今日に培はねばならぬ所以を説くのが本書の期する所といつてよからう。

昭和十一年十二月

關 口 泰

時局政治學 目次

I 國策と行政機構

國策樹立と内閣制度 ..... 三

無任所大臣の問題 ..... 三

所謂國策協定 ..... 四

國策協定の結論 ..... 六

五大臣會議の意義 ..... 八

内政會議と官制改革 ..... 一〇

行政の整理と充實 ..... 一八



内閣審議會と選舉肅正運動 . . . . . 一三三

II 官僚・樞密院・貴族院 . . . . . 一四一

新官僚の行衛 . . . . . 一四三

新官僚と政黨勢力 . . . . . 一五二

政務系統と事務系統の對立 . . . . . 一六七

責任内閣と樞密院・貴族院 . . . . . 一七五

樞密院と貴族院の改造 . . . . . 一九二

多額納稅議員と地租の重要性の變化 . . . . . 二二一

華族制度の整理と改革 . . . . . 二三三

華族の血統と教育 . . . . . 二四三

學習院大學論 . . . . . 二五三

III 議會政治再建の爲に . . . . . 二五七

議會政治はどうなる . . . . . 二五九

軍部の議會制度改革意見 . . . . . 二七五

議會政治の革新 . . . . . 二八九

憲政振作と公民教育 . . . . . 三〇六

無產政黨と地方議會 . . . . . 三二七

産業組合の政治的進出 . . . . . 三四三

産業組合政黨は可能か . . . . . 三五七



IV 選舉肅正と選舉法改正 ..... 三八五

肅正選舉の結果と選舉法の缺陷 ..... 三八七

選舉肅正と選舉法改正の必要 ..... 四〇八

選舉法改正の眼目 ..... 四二七

選舉肅正と政界革新 ..... 四四七

選舉肅正と公民教育 ..... 四五八

言論・集會・結社の自由 ..... 四七四

# 時局政治學



國策と行政機構



## 國策樹立と内閣制度

政黨政治否認には、政治疑獄の頻發による政治腐敗も原因するが、もう一つは議會政治の無能から來る政治の貧困といふこともあつて、議會政治家政黨政治家に、非常時對策無し、非常時に際して國策樹立の能力無しといふのが、政黨政治を否認し、非常時局を擔當するには舉國一致内閣ならざるべからずとする主張の根據をなしてゐるのである。そこで確立したと見られた政黨内閣制が崩れて、舉國一致内閣となると同時に國策が叫ばれ、これに伴ふ國策樹立實現の機關としての内閣制度の問題が起つて來たわけである。

かくて國策といふ事が世間に云はれて來ると同時に、内閣制度に對して世間が疑問をもち出して來たのである。非常時は表から見れば國際非常時であるが、裏から見れば政治非常時である。一九三五・三六年の危機を前提して起つた非常時論者は、政黨内閣を否定して非常時局に際して



は二大政黨對立政治を意味する憲政常道に據ることは出来ぬと主張するのである。準戰時的内外國策の建て直しの點に於て、國策と非常時が關聯して來るのである。それは政策の貧困でも何でも、政黨内閣の時代には、總選舉の場合掲げた旗印が、古び破れてボロ／＼になつたとしても、或はまた雨に遇つたチンドン屋の旗の如く色があせてしまつてゐても、僅かながらかすかながら存在を保つてをり、何度塗り替へ書き直したとしても、政黨である以上は、政綱政策の看板は引込めるわけにもゆかずに残つてゐるのであるが、政黨に超然とした舉國一致内閣といふことになると、非常時だから舉國一致だと叫び騒いでる間はいいが、さて一ト落ち着きした後で、舉國一致して何をするのが問題になつて來て、組閣の大命を拜した内閣總理大臣の頭の中に、舉國一致と誠心誠意の外に何も無いといふことが、發見され露顯して來るに及んでは、何とか國策樹立實は國策探檢の方策を立てなければならなくなるのである。そこで内閣總理大臣の腦中空粗と相場がきまれば、これの補充補強の相談相手が必要になつて來るのが順序である。

かくして必ず無任所大臣が問題になり、外交調査會とか内閣審議會とか、名前はかはつても内閣以外に國策審議機關を作るといふことになる。これは共に責任内閣以外に出来るのだし、内閣總理大臣が各省大臣の外に相談相手を求めようといふことを意味するのであるから、大體において、内閣總理大臣が頼り無く、各省大臣が不信用だといふことと表裏し、制度上には責任内閣制

との間に何か無理なことが出来てゐることを世間に感ぜしむるのである。

## 二

齋藤内閣時代の無任所大臣論は、二大政黨總裁、特に絶對多數黨政友會の鈴木總裁を入閣せしめて、超然内閣補強の工作をしようとしたことに發するのであるから、政友會内部の狀勢と、鈴木總裁の個人的事情が、これを許さないとすれば、國策協定のための政策申出でとかいふので又轉化してしまひ、國策樹立のためには閣議のかはりに互相會議を開いて、國防先議充實、財政外交の追隨の國策をきめたが、内政會議の方は有耶無耶に終つて、綱紀問題で商工大臣文部大臣と、一葉又一葉、秋に先きだつて散り、齋藤内閣は岡田内閣と代つたわけである。

岡田内閣は第二の齋藤内閣ともいふべき後繼内閣であり、官僚味と民政味を増した政黨超然内閣を意味し、舉國一致を看板とする内閣である。そこで矢張り基礎工事のしつかりせぬ支へ棒の力が足らぬ感じは免れないから、弱體補強の必要は齋藤内閣以上であり、内閣審議會によつてこの目的を果さんとし、併せて國策樹立の目的を達せんとしたのであるが、非公式には國策審議會といはれてゐたのが、公式には内閣審議會として現はれたことが示す通りに、産れ出でた時には國策本位よりも内閣本位の機關としてであつた。手足をもたぬ頭だけ集めた内閣審議會といふも



のは、いざとなれば働けるものではない。内閣調査局があつても、それは内閣総理大臣の手足であつて、内閣審議會のそれではない。それ故に變る内閣と運命を共にせぬ恒久的國策樹立の機關だといふ建前でこさへたものの、内閣審議會は岡田内閣の後を追つて潰されてしまふし、内閣調査局の方は恒久事務官廳として残つてはゐるが、調査局長官が法制局長官内閣書記官長と共に、内閣三長官として政務官的存在を示してゐる以上は、變る内閣の外に恒久的調査事務機關として、自らも任じ、他も許す存在であり得ようとは思へぬ。

そしてそれが電力國策その他で示した様に、各省の外に立つて、各省割據的弊害を救ふどころか各省の外にもう一つの割據的職場を官僚に與へてゐることを示してゐる。従つて内閣調査局それ自身も、少くも他官廳との關係に於ては行政機構改革の對象であつて、その局外にあるものではない。

三

内閣調査局が、内閣と運命を共にしない恒久國策の樹立のための事務的調査機關だとすること、内閣が實行する國策の御膳立をする機關だとすることには矛盾がある。岡田内閣の内閣審議會がそれに値したかどうかは別問題にして、内閣以外に各方面の巨頭的存在を集めて國策審議機

關を作るとすれば、それに隸屬した調査機關がなければ何も出来るものではない。しかしさういふものが出来ては、その國策を樹立し實現することの責任は誰がとるのか。組閣の天命を拜して施政の責任に當る内閣総理大臣とその閣僚たる各國務大臣が、大權輔弼の責に任ずることは、憲法の明示する所で、その以外に恒久國策機關といふものがあつたら、責任内閣はたゞ行政大權を奉行する事務機關だけのものになつてしまふ。これが寺内内閣の外交調査會の場合も、岡田内閣の内閣審議會の場合も同じ問題を起して、實際は超然弱體内閣の缺陷を暴露したゞけで、一時しのぎにはなつたかもしれないが、結局は何にもならないで次の内閣の出現と共に影を薄くし、やがて消滅してしまふといふ運命を辿るので、恒久國策も何もないのである。

國策樹立實現の責任は内閣がとらねばならず、それ以外に責任を混雜せしめる様な機關があつてはならぬのである。その意味で樞密院も施政に干與すべからざることを特に規定してあると見なければならぬ。内閣以外にあるものは、國策の調査研究準備の機關より以上には出られない。さういふものは慥に必要である。そしてそれには内閣調査局の様な組織ではいけない。今の基礎にすれば専門委員といふものを主體としてそれに手足になる様な調査員をつけて、各省次官や代議士の參與などはやめてしまひ、材料は各省に求めるといふ前提をやめて、各省の材料も民間の資料を集める意味程度にし、獨立に調査出来るだけのものにしなければ何にもならぬし、何に



も出来はしない。官廳にしておくなら、會計検査院位の獨立性をもたしておかなくては、施政の改善とか批判といふことはない。内閣の内において恒久調査機關といふのは、それ自身の内に矛盾を含むのである。

若し今の様に内閣の内に置いておくならば、寧ろ内閣の壽命のある間に如何なる國策を豫算に盛るかを調査し賸立する内閣豫算局の形にかへる方がよい。内閣調査局でも議會に提出すべき豫算法律の下拵へ機關たらんとした様なこともあつたが、それなら恒久事務機關でなくて、内閣と運命を共にする政務官廳的なものになるのがよい。さうなれば各省次官が參與であるのも意味があるし、内閣總理大臣の下になければならないし、書記官長や法制局長官と共に豫算局長官が、内閣の三長官として總理大臣を助けてゆくといふのにふさはしいのである。政務官といふのは此の場合豫算局長官だけであつて、その他に及ばないのは、法制局參事官や、内閣書記官の場合と同じでよい。今の様に大藏省と調査局とあつて、主計局長以下までが、内閣變動によつてかはるといふ様な事はない方が本當なのである。

四

齋藤内閣以來、弱體內閣といはれ、内閣補強の必要が唱へられたのは、政黨政治を否認しながらも、議會を無視出来ないので、結局は衆議院の多數政黨から閣員をとり、その支持後援を求め

ないことには、立憲政治において超然内閣の據つて以て立つ基礎が無いことになるからである。同時にそれは寄木細工的寄合世帯であるから、そこへ各省割據の官僚勢力が對峙して來ると、内部的にも内閣が弱體性を現はし、各省の豫算分捕的政策に對する綜合的國策樹立の必要に迫られて來るのであつて、弱體內閣の補強は外からの支柱の外に、内部的各省勢力の整理統合を必要とするに至つたのである。

政黨内閣時代には、政黨の力によつて各省官僚は或る程度には抑へられたが、政黨が政治の表面、内閣の上部から姿を消すと、その他に軍部といふものに政治的勢力組織の基礎がない以上は、官僚の手を通じて動く外なくなる。新官僚と軍部とのつながりが、齋藤内閣から廣田内閣までその間に消長はあつても、何とかいはれてゐるのはそれであるが、官僚が舊でも新でも、政治的勢力として獨立すれば官僚ではなくなるのだし、今の處では各省といふ立場を離れては、抽象的な官僚といふものはないのであるから、そこにも綜合的國策樹立の場合に官僚勢力といふものが、大きい主役を演ずる事の代りに、やはり官僚は一つ一つの馬の脚に過ぎないのだといふ現實を暴露することにもなるのである。それだから官僚内閣によつて庶政一新をしようとするなら、行政機構の改革が先行しなければならぬ理窟になるのである。今迄のまゝの各省なら今迄のまゝの



各省割據的政策しか産れないのが當然であつて、それは國策閣議による暴露をまつには及ばなかつたのである。

庶政一新は先づ行政機構の改革からといふ程の勢を示して、廣田首相も省廢合に及ぶのは當然だし、閣僚皆その氣であるから實現困難ではなからうといつてゐたのは四月頃であつたが、國策閣議開催の七月頃になると、國策先議を名とし行政機構は後廻しになつてゐる。もう此の頃はいつも最先に犠牲になる爲に出來てゐる様な拓務省も廢せぬ位だから、商工農林を併せて大産業省を作るの、鐵道遞信を合して交通省にするのといふ勢はない。航空省だ、保健省だといふ様な省の數を増す方の聲が時々聞えて來るばかりである。八月になるとそれもなく、行政機構改革は申わけに國策の尻尾に蠅の様にとまつてゐるが、尻尾は騏尾ではないから、行く先はきまつた様なもので、早くも首相は各省別に行政機構改革の必要あらば申出して呉れといふ様なことを云つてゐる始末だ。これでは出來たところで局課廢合以上には出られないことは、今からわかつてゐるのである。それも中心に確乎たる信念も企圖もないのだから、貿易局といへばすぐ商工省と外務省との意見が衝突するし、この分では内務省内の社會局と衛生局との間に、保健行政の統一が出來るかどうかも危ぶまれるのである。

五

庶政一新なんてことは、いはゞ意氣込なのである。内閣の腰つきが危ぶまれたり内閣の脚下が怪しまれたりしたのでは出來ることではない。行政機構の改革といふ様なことは、もはや廣田内閣には望んでも出來ないことであるから、希望を次に來るものにかける外はないが、問題は齋藤内閣以來同じ所に止り、同じことを繰り返してゐるのであつて、無任所大臣問題と、五相會議でも四相會議でも、閣議の外に少數閣員會議の必要といふことである。それは各省大臣にあらざる國務大臣の必要と、十三人の閣員を以てする閣議の外に、もつと少數の閣僚會議を以てするに非ざれば、國策審議には適當でないといふことを意味してゐる。而してこの二つは一つの問題として解決出來る性質の共通點をもつてゐるのである。即ち各省大臣と國務大臣を別にし、各省と内閣とを一應引放すことによつて解決出來ないことはないのである。

憲法は國務大臣が當然に行政各省の長官たることを要求してゐるわけではない。憲法の國務大臣規定を豫想してゐたかも知れぬが、憲法制定以前に既に各省があり、内閣があり、内閣總理大臣と各省大臣があつたのであるからといつて、憲法により大權輔弼の責任をもつ國務大臣は各省大臣と必ずしも一致しないでもよいのである。太政大臣と左右大臣、或は參議卿の制度から、新



しい内閣と各省の制度の出来た直後の政治状態は、憲法上の國務大臣と内閣各省大臣とを同一人とする事を便宜とし、當然のこととしたかも知れないが、政黨内閣以後、殊に舉國一致内閣以後に於ては、必ずしもそれは便宜でなく、適當でないことは、各省大臣にあらざる國務大臣たる無任所大臣設置論が屢々問題になることによつても知り得るのである。

平安朝以來の太政大臣は藤原氏であるから、三條實美公の後にすぐ俊輔伊藤博文がなることは、明治維新が王政復古であつただけに、庶政一新的氣運に満ちてゐたとしても、一般國民のみならず官界諸公自らもよく容認し得ざる所であつたから、内閣の首班としての總理大臣、各省大臣の首位としての總理大臣以上にはなれない。併しながらその後の政治状態は政黨首領に組閣の大命が降下する場合でも、舉國一致内閣首班として大命降下する場合でも、大命は或る一人に下るのである。こゝに責任内閣の中心、施政責任の歸趨がなければならぬのである。總理大臣獨裁政治を意味せず、太政大臣と左右兩大臣だけの少數巨頭内閣でなくとも、十二省大臣と同列の内閣總理大臣では、纏りがつきにくい。まして各省が屬僚政治で、大臣が素人であり、無力であるに於ておやである。

六

内閣の強化は、外部に對しての強化であると共に、内部に於て内閣總理大臣の各省大臣に對する權能強化である。内閣の中心に力を集めることによつて、内閣の力が外に對しても強くなるのである。それはやがて政治責任の強化でもあり、責任政治の強化にもなる。内閣が議會或は政黨を基礎として作られるかどうかは別の問題としてもよいが、何れの場合、如何なる場合に於ても、施政の中心は強固であり、政治責任の歸趨は明確のやうに作られてゐなければならぬ。

國務は年々歳々多端になり、行政事務も複雑多岐になるのだから、行政官廳が擴大し多様になるのは當然である。明治二十年前後と國庫豫算を比較しただけでも、九省が十二省になつた位では足りる筈が無く、十倍の九十省百省になつてもよい位のものであつて、例へば拓務省が總督政治の關係や何かでいろ／＼に考へられても、拓務省を廢したところが内閣の拓務局になるとか對滿事務局のやうなものを作るとかしなければ、さばいてゆけない政務と事務とが残るのであるから、實際は拓務省を廢しても、節約出来るのは大臣俸給とその他僅かなものだけといふことになる。一方航空省と保健省と貿易省などを考へて見ると、經費の點から國家財政難の現状において到底出来ないといふ以外に反對出来ない位、その必要性はあるのである。即ち行政事務の必要からいへば、各省は多々益々便するるのであるが、たゞそれが皆頭へ大臣を戴かなければならないと考へるから、實現しようとするに面倒になるのである。行政事務の多端と政治責任歸趨の統一緊



密化とが互に相反する方向をとるのである。

そこで各省大臣と國務大臣とを引離して考へて見ると比較的簡單に解決點が見出されるのであつて、省の數は行政事務の分化發達に従つて多くしてゆくが、國務大臣の方は數を今より少くして、五人なり七人なりとして、内閣は各省大臣を以て組織しないで、國務大臣を以て組織する實を示すのである。閣議に列なる大臣數が少なくなると共に、補助者たる内閣の事務官吏はもつと多くして内閣強化の實を擧げるのである。(こゝにいふのは書記官長法制局長官調査局長官とその部下の官吏、資源局、賞勳局、恩給局、印刷局、統計局その他内閣所屬のものを凡て指すわけではなく、これらは行政機構改革に當つて別に考へる必要がある。)

七

省の廢合により各省大臣の數を少くするといふのは、事實なか／＼六ヶ敷しいので、それよりは先づ國務大臣を各省から離すことの方が却つて實現容易なりと考へられるのみならず、組閣の場合なども、實際上便利で實情に適するのではないかと思ふ。假に實例にあてはめて見れば、齋藤内閣の場合は、高橋山本兩長老と陸海兩大臣が國務大臣となれば、直に内閣の組織が出来るし、岡田内閣なら廣田後藤の居残り大臣と民政黨の町田、廣田内閣なら兩政黨から川崎前田に馬場藏

相に各々陸海兩相を加へたもので組閣が完了して、速に宸襟を安んじ奉ることが出来て、あとは徐に陣容を整へればよいことになる。昨今の時勢に於ては陸海軍から國務大臣を得ることに成功するかどうかゞ先決問題であらうが、政黨政治の時代なら、組閣の大命を拜した政黨首領がその黨の領袖數名を以て直に組閣を完了するだらうし、護憲三派の聯立の場合には三黨首で先づ組閣すればよいだらう。清浦内閣流産の例を出すまでもなく、陸海軍大臣を得られない爲に、組閣の大命が降り、これを拜受したものが大命に奉答出来ぬといふことは、喜ぶべきでないばかりでなく、制度として完全とはいへない。現役陸海軍大中將に非ざれば軍部大臣たり得ずとする鐵則確立したる今後において殊にその心配がある。

各省大臣が國務大臣でなくなれば、各省長官といふべきであらうが、省長官なり局長官なりと國務大臣との關係をどうするかゞ次の問題である。東京市の三助役が、各局課の事務を分擔してゐる様な形にしてもよからうが、國務大臣が或省の長官を兼ねてもよい。どの省の長官をも兼ねない今いふ無任所大臣があつてもよいが、今の場合だと省持大臣が原則で無任所が例外だが、國務大臣としては省を持たぬのが原則で、凡ての國務大臣が、たとひ省長官を兼ねる場合でも、それは原則ではないといふことになるのである。

或省は國務大臣で或省のはさうでない場合、閣議における重要性に差別が出来て不公平ではな



いかといふことは、公平がる官僚側から云はれさうなことだが、寧ろそれがよいので、時勢が變化してゐるのにいつでも同じ様に形式的公平振り振り廻すところに、八方美人的無爲無特長の政治が行はれる原因がある。その時の要求、その内閣の施政方針によつて、或省を國務大臣が自ら長官となつてやることはよからうではないか。例へば國際非常時に軍部と外務の長官は國務大臣が兼ねるし、電力國營と保險、海運を國策第一に數へる内閣なら逓信省の長官には國務大臣がなり、保險行政を第一の旗印にする内閣なら新しい保健省長官を、選舉肅正だけが仕事の内閣なら内務省と司法省が國務大臣の兼任となるといふ風にすれば、國策閣議で陳列した後でなければ國策がきまらぬとか、國策が氾濫した爲に閣議停頓といふやうな事もなくなくなるのである。

八

而してこの事は同時に政務官の問題をも解決する便宜があるのであつて、有害無益の定評がありながら、これを全廢出來ないのみか、半減も出來ないといふ實情であるが、これは各省の行政事務に必要なと云ふのではなくて、對議會の關係に於て必要な存在なのであるから、これを各省に別々に置かないで内閣に纏めて置いても差支へないわけである。各省にあつて地方の陳情を受け受けるだらうが、陳情を大臣に紹介し各局にまはしもするから、差引すれば省務を助けるか

邪魔するかは先づ明かだ。まして陸海軍には一人づゝで、内務省には代議士は近寄せないなどとあつては何の事かわからない。又政務官の側でも事務次官や局長並の役人になつて喜んでゐるわけもなく、政治家として國務大臣見習をしてゐるのだから、これが行政事務官廳たる各省についてゐないで、席を内閣に置き政務を助け、國策の樹立實現に勉めてゐる方が、その本望であるはずではないか。

内閣審議會の如く内閣と別ではなく、内閣の内にあつて、しかも事務機關たる内閣調査局の參與とか何とかで、地位不鮮明なものでなく、内閣にあつて、國務大臣を助け國政に參與し議會交渉に任ずる所の參政官參與官である方が遙かにその制度の本來の趣旨にもかなふわけになる。それだからその名稱も副大臣は小兒らしいし、政務次官よりも國務次官とするか、參政官と參與官と併べた方がよからう。そしてその數は現在の二十四名を目やすにして各十二名づゝでもよし、參政官八名に參與官十六名にしてもよい。

さうすれば、政黨の政務調査會がある時はそのまま内閣の政務官として組織されもしようし、ある點からいへば常置委員會の必要もなくなり、政黨員の質もよくなる。かうなれば代議士だけにして貴族院議員を政務官たらしめないこと、田中内閣のときの如くした方が、貴族院議員たる政務官の實質に鑑み、貴族院の性質からいつてもよからうと思ふ。そしてこれは政務官を各



省につけておいて、内閣調査局によつてその一部を内閣に結びつける現制度より遙に効果的であらうと思はれる。

政務官たる個人が財政とか外交とか各専門をもち得意があることはあらうし、又さうなければならぬが、それだからといつて各省に分屬しておかなければならぬことはない。各省に専門的事務にあかるい政務次官があるために事務次官との間に仕事の分界が亂れた例は多い。寧ろ立法議員の性質上行政官廳に分屬することの方が間違つてゐるので、陳情受付その他地方代表的職務の便宜からいつてもその方がよからうと思はれる。議會の交渉や政府答辯の方は、政務官としては各省別にする必要なく、専門的のものは各省長官なり當該局課長を政府委員としてこれに當らせれば差支ないので、現在では政務官が答辯するための資料を整へ、準備をしてやるために事務官吏の多忙さは、差引して手助になつてゐない事を示してゐる。

九

要するに國務大臣と各省とを分けるのが良案と思はれる。憲法に手をつける必要はないし、手續からいへば恐らく内閣官制の第一條

内閣ハ國務大臣ヲ以テ組織ス

はそのまゝでよいのだから、明治十八年太政官達の

内閣總理大臣及外務内務大藏陸軍海軍司法農商務遞信ノ諸大臣ヲ以テ内閣ヲ組織ス

の方を廢止し、これに關係した部分だけをかへればよいのであつて、現内閣で實行するとしても經過的には今の大臣を皆國務大臣親任の上に今迄關係の各省長官を兼任させるといふことになるのである。そして徐に必要なだけの省なり局なりを増設して、各々長官を置けばよいので、航空省でも衛生省でも貿易省でも電氣省でも交通省でも、これに伴ひ大臣の数が殖えるのでなければ事は遙に簡單である。それを省にしないで外局としてもよいのだから省内局の外に、省と獨立した局長官を置くといふことになるのである。さうなれば省長官でも局長官でも、今の大臣と局長との差ではないし、獨立の權限を認めて事務簡捷能率増進の目的も達せられる。さうしておいて次の内閣の組閣の場合に、大命を拜した者が先づ國務大臣の親任式によつて組閣をして、適當に省長官を兼ねさせるなり、國防、外交、財政、治安、産業と五國務大臣の受持ちをきめるとか、それに文教、交通を加へて國務大臣數を七人とするとか、今の時勢で陸海軍は別々で、上置きの内閣總理大臣があるから九人だといふなら、暫くそれでもよいとしても、總理大臣を加へて九人以上では多過ぎる。

國費の膨脹は恐れられるが、國務の澁滯や繁文褥禮の爲の國民の不便が除かれ、ば少し位の人



件費の擴大は、軍費や土木事業費に比して大したことはない。許可認可事項の整理を本気でして、地方自治を充實完成してゆけば、中央官廳が少し位殖えても屋上屋の感は免れて、仕事は捌けてゆくし、今の様に下から積み上げては上ではして又積みかへる様な仕事振りさへやめてしまひ、省長官でも局長官でも、仕事の責任を明かにして、陣頭に立つてやる様になつてゆけば、たとひ國務の増加に伴つて省局が殖えても何等差支ないのである。國運の進展、社會の進歩、國務の激増による官廳事務の増加は免れない勢である。これに對應しては財政上の要求から來る行政整理的省局課の廢減は土臺無理であつて、この方は擴大やむを得ずとして、そのために生ずる事務の混淆を整理して重複を避け無駄を省けばよいし、行政の複雑化と反比例して、政治責任を明確にするための綜合統一を必要とする點から、國務大臣の作る内閣と行政官廳たる各省を引離す必要があると主張するのであつて、同時にこれが綜合統一された國策の樹立とその實現のための方策となるのである。

## 無任所大臣の問題

—

政友民政兩黨總裁が無任所大臣として入閣の問題について、齋藤首相は「まだ機が熟さないから自分からは何も口にしてをらぬが、十年十五年の將來に互つて不動の國策を確立する爲には、兩黨總裁の入閣を求めて眞の舉國一致内閣を作ることが最善の策と思ふから、機が熟すれば進んで鈴木總裁と會見することになるかも知れぬ」と云つてゐる。その機が熟するといふのは「輿論が舉國一致を要求し政民兩黨も心底から舉國一致でなければならぬといふ空氣になつて來る事」で、無任所大臣問題の提議者高橋藏相に遇つた後で、三土鐵相が「何れ九月にでもなれば總理から正式に兩黨總裁に交渉する段取になりはせぬかと思ふ」と云つてゐるから、九月迄に機を熟させるのであらう。それ迄に「トンネルを掘つたり道を拓いて」まだ腹の定つてをらぬ鈴木總裁が通りよいやうしておくのが、三土鐵相等の役らしい。



當の鈴木總裁は、八月二日（昭和九年）宮城縣青根温泉から歸る汽車で「この間自分は對政府態度についてあのやうに入閣問題とは全然反對のことを聲明してゐるのに今更無任所大臣としてはいれるか」といつてゐるのだが、翌三日の政友會幹部と地方視察員の打合せ會における空氣を見ても、『無任所大臣問題はまだ政府から何等の交渉が無いから政友會としては問題としない』といふだけで、政黨聯立問題に對する態度傾向と併せて、その動いてゆく方向は大體推察出来るのである。

鈴木總裁は總裁でも、原總裁が然りしが如き政友會總裁ではない。鈴木氏が入閣しないといつたからといつて、必ずしも入閣しないで済むわけでない事は、議會後には必ず政權が來るといつても來なかつたのと同じことである。客觀的狀態に支配されるのみでなく、鈴木氏自身、以前考へられてゐた如く、自分の意見を通す人でも、通せる人でもないことは、單獨内閣、聯盟脱退、閣僚引上等、最近幾多の事例に徴して明かである。己を空うして人言を容れる總裁の器が來て來たのだと解するのも勝手だが、市井の親分が然るが如く、選挙で反對黨をやつつけるといふやうな喧嘩的能力に秀でゝゐるだけで、他の經綸は初めから、餘り無いのではないか。財政經濟の方面ばかりでなく、どの方面に於ても、誰か鈴木總裁が政治家としての抱負經綸を聞いたことがあるかどうか。少くも覺えてゐる人はあるまい。腕の喜三郎で、頭の喜三郎では初めから無いの

ではないか。そして今や、腕の喜三郎の腕そのものが問題になつて來たのである。この間の「裁斷」といふのが、一體全體、何を裁斷したのかさつぱりわからなかつたが、或は我と我が腕を裁斷してしまつたのではないか。幹部會申し合せの名刀も是々非々の砥石で刃を潰されてしまつては、現内閣との腐れ縁を裁斷出來ぬのもちろん、内紛の原因たる反鈴木の勢力をバツサリと裁斷する事も、さうかといつて政友會總裁たる自らの首を裁斷することも出來ないとすれば、その好むと好まざるに拘はらず、無任所大臣入閣の筋道を辿つてゆく外はあるまい。

二

三土鐵相の取次ぐところの高橋藏相の意見によれば、「政治は政黨がやらなければならぬ。政黨が政治をやるには、今迄のやうに政黨が黨利黨略にのみ囚はれてゐては、永久にその機會が來ないかも知れぬ。政友會といはず民政黨といはず、こゝで政黨が眞に覺醒し、國家本位で行動し、面目問題だとか、單獨内閣がどうのといふ小乘的な考へを棄て、眞に國家のため政治を常道に還すといふ大乘的な考へで虚心且懐に入閣して貰ひ度い」といふので、目的は政黨政治再建の道を開くにある。

目標はこゝにある。政黨政治家の掲げる表看板はかうされなければならぬ。高橋藏相のいふと



ここに從へば「今日わが國の政黨にとつての一番の弱點は國民の信頼を失つてゐることだ。この點を政黨自ら反省して誠心誠意國民の信頼を恢復するに努めることが何よりの急務である。このまゝ捨ておけば政黨政治に立脚しない政府が出来上るかも知れぬ。私が無任所大臣を主張するのも、舉國一致を具體的に實現するのが國家のためにも政黨自身に取つても大切なことと思ふからである。」

信用を落してしまつた政黨が、國民の名に於て、國民の後援によつて、現在の政局を轉換することは全然不可能といつてよい。力盡きたかに見える齋藤内閣が、かうやつて存続するのも、我國政變の恒例によつて後繼内閣難からであるに過ぎない。議會初つて以來の多數黨でありながら、政友會はもはや二度も自らその絶對多數黨たることを否定してゐる。第一回は犬養總裁の死後、非常時を理由として齋藤内閣の下に閣員を送つた時であり、第二回は非常時は解消したと主張し、齋藤内閣が過去一年の成績に重大時局を擔當する能無しと認定しながら、閣僚引上げをようせず、是々非々で、是ならばこのまゝ支援せんと、独自の立場から、齋藤内閣の存続を肯定して、絶對多數を以て與黨だか野黨だかわからぬ地位に甘んじた時である。

自ら侮つて他之を侮る。自ら三百名の威力に自信を失つてゐるのに、何で他が之を尊重する筈があらうか。三百名の絶對多數に物を云はせようとしても、今のまゝの三百名では物が云へぬ。

少くも、他人は聞く耳持たぬ。憲政の常道とか、政黨内閣への常態に引戻さうといふなら、顔を洗つて出直す外はない。即ち解散を受けて總選舉によつて新に出直すのである。ところがそれが一番恐ろしいのである。飽く迄自信が無いからである。

さうなれば、外からはこの内閣は倒せないのである。自力では内閣は取れないのである。こゝに於てか、閣員の引上げも出来なかつたのであり、是々非々の独自の立場すらが保てないのである。鈴木總裁がいやがつても、紳士協約を破られて、默契を踏みにじられた腹立ちまぎれに、高橋藏相の提言を言下に退けた行が、りがありとしても、無任所大臣問題は、政友會にとつては唯一の手が、りであり、頼みの綱である。

三

政友會は單獨内閣論以來鈴木總裁の意思とは反對に動いて來た。鈴木總裁は單獨内閣から閣僚引上げまで一貫して強氣だが、政友會の大勢は結局政界苦勞人の一團に引ずられて、こゝまで來たのだ。鈴木總裁が東北から歸つて來て、「今更無任所大臣としてはいれるか」といつた翌日には、もう新聞は「鳩山文相を始め長老の一部は總裁の入閣問題を契機として政友會更生の道を展開せしめんと……この意味に於て鈴木總裁の無任所大臣就任問題は現在の政府對政友會の不自然な政



治關係を清算して政局將來の動向を決定する有力な前提をなすもの」とし、九月になれば表面化する」と報じてゐるし、三日三緣亭で開かれた政友會の幹部と地方視察員打合せでは、「官制も出來上つてゐないし政友會としてはこれを問題として取あげぬこと」としてゐながら、新聞で政友會の轉向と大々的に書かれたやうな政黨聯立を目的とする政府接近、換言すれば、政黨同志喧嘩せずに一しよになつて政權に接近すべく、無任所大臣の話につかまつて總裁を内閣へ押し込まうといふ空氣を示したのである。

總裁入閣はもうきまつてゐるやうなものである。鈴木總裁が行がゝりや、間違つた「信念」でも持つてゐるなら、總裁をやめさせて他の人を内閣へ押し込むことも辭さない勢である。鈴木總裁が三百名の政友會の總裁でゐたい爲には、信念や節義は勿論、行がゝりも抛擲して入閣しなければならぬ。たゞ政友會としては、總裁の度々の轉向に「理由」だけは作つてやらなければならぬ。それにはもうお膳立とまでは運ばないでも、その下拵へだけは出來てゐる。例の是々非々が物をいふのである。抑も政局負擔能力無しと斷定した現内閣の施政に對して、是を是とし非を非とするとは何か。これは「非」を豫想しないで、「是」といふ機會を待つてゐるといふ外意味もないし解釋のしやうもない。そして今や「是」とする機會を見出さんとしてゐるのである。

鈴木總裁も流石に政治家であり、轉向馴れもして來たから、今更無任所大臣でもあるまいとい

ふ口の下から「大體無任所大臣問題というても、自分のいふ事を政府がやれば這入つても意味をなすが、政府は自分のいふ事には色々と反對するではないか」といつてゐる。こゝで政府の側から、政友會の主張を實行するといふ條件を持出さないまでも、政策については特に御相談の上如何やうにも致しますとでもいへば、簡単に渡りに舟が出来るわけだ。

もと／＼政策の無い同士、看板にする政策を探しあぐんでる同士である。そしてやりもしない抽象的な政策と稱するものを店先に並べてゐるのだから、その中からよりどり、政策協定をデツチ上げることが造作ない。ここに於て政府はその重要政策を實行する爲に兩黨總裁の入閣を迎へ、政黨はその主張を實行させる爲に、行がゝりを捨て、節を屈して入閣したことになり、政黨は非常時のために黨争を止め、國家本位國策本位で協力し、足なへて歩行能力の無くなつた齋藤内閣も兩黨總裁を兩杖について、強力内閣としてもう一度出直すといふ、目出度し目出度しの幕が下りるのか、幕が上るのか、とにかく無任所大臣問題は片がつくのであらう。

政黨聯合だか政黨聯携だか、もう一時唱へられたやうな現内閣打倒の意味はなくなる。同じ閣内に兩黨總裁がはいつてゐれば、形式的には舉國一致内閣で強力内閣であるに違ひない。總裁がはいつてしまへば、独自の立場も是々非々も解消する。これから先に新しい紛議の種はいくらでも蒔かれようが、今までの政府對政友の、何が何だかわからない關係に伴ふ紛糾は清算されるわ



けだ。是々非々で事毎に強硬派と自重派の争ひを新にすることもなくなるわけだ。憲政擁護運動を意味するやうな望月長老の政黨聯立内閣論も、現内閣と絶縁、閣僚引上げ、單獨内閣論を押へる必要のあつた當時のことであるから、「我輩も星君が采配を振つてゐた時代から現在まで三十年餘りの政界の經驗を経て來たが」と前置して、「政黨に基礎を置かぬ政府を一黨一派で倒した例は未だ嘗てない」と現内閣打倒のための政民聯合を唱へてゐるかに聞えたのであるが、眞意は今日の如きズル／＼の態度を續けていつてはいけない。この際政黨更生の根本態度を定め、政黨を基礎とする學國一致内閣即ち政黨聯立内閣の旗印を決して、現政府に對する態度を決定すべきだといふ所の望月、山本条氏等の自重論が、政友會内の強硬派を押へて大勢をこゝまでもつて來たのである。

それだから政友會の總裁入閣準備工作は、もはやすでに成つてゐるのである。あとは外部のお化粧である。政友會内部で對立がありそれを何とか纏めなければならぬ時には、いつでも鈴木總裁は東京から追ひ出される。二日に青根温泉から歸つて來ると七日には湯河原温泉へ追ひやられてゐる。鳩山文相は、「鈴木總裁の入閣には理由が必要だ。政黨聯立でも無任所入閣でも、「まづ何をなすか」をきめてかゝらねばなるまい」といひ、三土鐵相は「政府と政友會との間に政策協定を行ひ政策をくさびとして鈴木總裁が入閣するといふ様に運ばばよい」といつてゐる。筋書はも

う出來てゐるのである。あとは鈴木總裁が花道からノツシ／＼と出て來ればよいのであるが、この千兩役者、セリフもシグサもどうもまだ舞臺につかないで、御最眞に心配をかける、やゝともすれば見物人の笑ひを買ふ。兩花道から出て來る兩總裁だ。大芝居であるわけなんだが、見物人がそれほど有難がらないのは、一體全體どういふわけなのか考へる必要がある。

四

それならば現内閣の方からいへばどうなるか。齋藤首相が珍らしくもタンカをきつて曰く「キツパリ斷言しておくが無任所大臣問題は議會切抜の驅引とか内閣延命の具に供するものでは決してない」と。それは慥かにさうであらう。政治家の行動を始終懸引ばかりと見てゐては時に間違ふ。齋藤内閣の成立が、次の動きをファツシヨへもつて行く階段でなくて、時機が來たら再び政黨政治へ還さうといふ心持から出てゐることは明かだ。それだから高橋藏相が弊害を伴ひ易い「豪傑政治」を否とし、「現在のところ政黨政治こそは一番無難の政治形態だと信じ」て、政黨を救ひ、政黨政治への復歸を目指して兩黨首の無任所大臣入閣を主張してゐるのだと明言してゐる。荒木陸相を含む非常時内閣であるところの藏相がかく云ひ、首相がさう動いてゆかうとしてゐるところに、政局の動きが示されてゐることは興味多い。



それ故齋藤首相は兩黨總裁無任所入閣を、内閣任命の具や議會切掛けの目的ではなからうが、それが内閣任命、議會切掛けの結果を招来することにはなる。こんなことでもしなければ、このまゝ立つてゆける内閣ではない。ヒヨロ／＼して議會にまで辿りついたのでは、敵弱しと見れば強くなる政黨人であるから、議會では重みの足らぬ總裁や幹部の統制はつかず、何が起るかかわつたものではない。

五

鈴木政友會總裁の入閣だけが、問題のやうだが、若槻民政黨總裁の方は、問題にする迄もなく萬事OK、すぐ入つて來ると見られてゐるからでもあらうし、すでに諒解済みで今更問題にするには當らないといふのかも知れない。民政黨は是々非々で準與黨だから、別段の相談をしないでよい間柄なのだらう。しかしとにかく鈴木政友會總裁が入閣するといふことは當然に一緒に若槻民政黨總裁が入閣するといふことになつてゐるのである。

三土鐵相談の内にも『その際兩黨總裁が無任所大臣として入閣する案と高橋さんと山本さんが退いてそのあとへ兩黨總裁が入る案とが考へられるが僕は前の案の方が實現の可能性が多いと信じてゐる』といつてゐるやうに、兩黨總裁入閣問題が主で、無任所か省持ちかは次の問題だ。無任

所大臣設置には勅令が在るし樞密院の意向も考へられるのだらうが、大養内閣で山本条太郎氏を無任所に入れるといふのは樞密院でも考へ方が違ふだらう。

齋藤首相は『無任所大臣については官制その他に別に困難な問題もなく、樞密院もこの舉國一致の制度には欣然諒解するものと思ふ』といつて自信の程を示してゐるので、鈴木總裁が『政府にその希望があるといふならば、まづ官制を作つてからのことだ。官制だつて樞密院も中々簡單に行きまい』といつてゐるのは、法令第一の官僚式考へ方と、樞密院過重の精神を暴露したゞけで、問題を明日に押しやるその場のがれの答辯としても少々政治家の規模が小さ過ぎる。

一省に割據し省務に没頭してゐる各省大臣の外にあつて、大處高所から百年の國策を案じてゐる無任所大臣が必要だといふことはいはれる。しかしそのために、二大政黨の總裁を招じ入れて無任所大臣にして見たところが果してその要求を滿せるか。二人の總裁が、現在の閣員より優れた『人材』であるとしても、政黨の總裁として入つて來ればその政黨の政務調査會できめること以上に出不れもしないし、總裁が入閣したからといつて急に『國策』が湧き出て來るわけのものでもない。

實の處、此の國策、國家百年の計でないまでも、目下の非常時對策にしてからが、持ち合せてゐないその日暮しの内閣であり、政黨であることが、實は『國難』の第一なのである。この寄合



世帯に、閣員を出してゐる政黨から、更に總裁を入閣させて見たところで國策樹立の方からいへば、零に加へる零で、いくつ加へて見ても同じことなのである。

飄々乎として何時でも變化し得る心境は用意されてゐるし、病軀その職に堪へずといふ辭表を書くに適した健康を持ち合せてゐる高橋藏相であつて見れば、默契を無視して留任したやうに、いつ何時でも、俺はやめると云ひ出すかも知れぬ。山本内相も老齡ではあり、外の政治家程には、政權に對する執着力も無さうだから、高橋翁がやめれば、やめないとも限らない。そこに兩總裁省持ち大臣たるの場合があるともいへる。

しかしながら、若槻男の方は、加藤内閣にあつて内務大臣として普選法を通したし、山本内相の後釜にすわつて、より以上であつてもより以下ではないが、鈴木氏の方は、内務大臣としては腕の喜三郎でも、算盤執る腕は未知數どころか、つい先達て東北の温泉からかへつた時の「談」によつて見ても、國民の負擔を増す増税より先に官業を擴張すれば一億や二億の増收を得るに難くないなどと、杜撰極まる事を云つてのける位で、到底非常時財政を託し得る仁ではない。それならば若槻男を大藏へもつてゆき、鈴木氏を内務へはめれば、適材適所ではないかといふ者もあるが、それ程無造作に、民政黨が内務の椅子を譲るかが問題である。兩黨總裁が入閣するといふことは、次の議會を無事に濟ませる事であり、解散をよける事を意味するとしても、今の政黨が

内務大臣といふものを敵黨に渡すのは容易の事ではない。こゝにも兩黨總裁を無任所大臣として迎へる方が安全だといふ理由がある。

## 六

政黨としては、政策協定をする前に、政策がなくてはならぬ。政府としても、更生第一聲として抽象的な十二項目を並べただけで、豫算編成の目標さへはつきりしてゐない。どこへ力を入れるかわからねばこそ、各省思ひ思ひに大豫算を吹きかけてくる。それを屬僚同志に負ける引けぬ、と縁日の買物のやうな交渉を重ねさせてゐるだけである。一體昔のやうに豫算が餘つていつも剰餘金が出るにきめてあつた時代、主計局が臍線りの番人をして、それを各省からねだつてくるのを、子供にお小遣ひをやるお母さんの様な態度で、値切りながら出してやつた時代なら、屬僚任せでもよかつたらうが、今の財政は根本的に違つて來てゐる。政友會で七月初め發表した新政策綱なるものゝ中にも「財政政策は單に財政のためにせず、國民經濟の進展を主眼とすべきものとす」といつてるやうに、財政の任務が大きくなつて來てゐる。又豫算編成といふことは、算盤珠をはじいてゐることではなくて、政府として政務を各省に割振ることである。國務がいやが上にも増して來て、財源がいやが上に不足してゐる現在、各省の新規要求だけをつゝついてゐて、檢



討を要し改廢を必要とする既定歳出の整理をする方に手がまはらないでは、いつまでたつても國策も立たねば赤字財政からも救はれない。

この點からいへば、主計局は大藏省から離して内閣直屬とし、法制局長官と並べて豫算局長官を置き、法制局參事官程度の事實上の身分保障もあり内閣更迭とともに進退しない恒久官を置いて今のやうに主計局長と豫算決算課長だけで、屬官を使役して數字をいちり各省との論議に當つてゐるやうな舊態を改める必要がある。さうなれば内閣總理大臣が何もかも大藏大臣任せで、内閣の實際上の中心がどこにあるかわからず、大藏大臣も理財局と主税局の仕事が非常に多くなり重要になつて來た今日、専心その方へ力を注ぐことが出来る。

扱て問題の政策協定だが、差當り財政政策に關して、増税問題をとつて見よう。高橋藏相は増税反對で、若槻總裁は増税論者、鈴木總裁は官業擴張といふやうに、簡單に片付けられてゐるやうだが、政友會で鈴木總裁のいふやうに無雜作に官業を擴張すれば一億や二億の金はすぐ出来るといふ算盤はづれの事をいつてるわけではない。政務調査會立案の新政綱中にいつてる事はかうである。

『臨時支出の俄かに減額し得ざる今日、根本的計畫を樹つることは至難なれども、經常歳入を以て經常歳出を辨じ得る最小限度の財政強固性は速にこれを實現せしめざるべからず、之

が方策としては、無駄排除による經費の節減、産業政策の改善に基く自然増收、官業の創始による直接増收をもつてその目的達成に努め、然もなほ已むを得ざる場合に於ては、産業の發達を妨げざる注意の下に所得に對する臨時税を以てする等の用意あるものとす。若し夫れ税制一般に關しては、篤と財政の推移と國民生活の實態とに思ひを致し、中央地方を通ずる根本的改正を斷行し、以て負擔の衡正を期すべきものとす。』

これを齋藤首相や高橋藏相の云つてることと比較して見ると、實質からいへばさう違はなくなつて來る。齋藤首相も六月三日には、『税制整理を含み増税をもやるといふのは六ヶ敷いことで簡單にはゆくまいが、來年度から一部分の増税でも含めてどうしてもやらなければならぬと思ふ』といつてゐたので、それが七月一日の葉山談では『税制の全般にわたる根本的改正から生ずる増税なら別問題だが、臨時的な増税を來年度一年限りやつて果してどれだけの効果があるかどうか考へねばならぬ』となり、それが八月五日になると『問題となつてゐるのは増税であるが、大藏大臣も效果の擧がらぬ増税はやつても無駄だといつてをられるやうに、九年度に増税を加味した豫算を編成することは困難かも知れぬ。もし増税を行つたとしてもホンの局部的のものに止まるだらう。實際の増税は矢張り十年度からであらう』と、少しづつ云ひ方に變化がある。

高橋藏相の意見は『世界經濟會議もあつてしまへば、各國とも貿易第一主義の經濟政策か





ら國內繁榮策に轉ぜざるを得ない。國內の生産消費を盛にし今迄のやうに貿易ばかりにたよらなくとも行ける様にするのが、今のやうな時世における我等の經濟政策のねらひどころだ」『經濟界の現状は時局匡救事業、低金利政策の普及によつてやゝ小康状態になり、軍需工業關係その他一部産業は相當景氣を出してゐる。この際増税することは折角回復に向ひかけてゐる産業を壓迫することになつてその結果は面白くない』といふのであつて、經濟界に壓迫を與へない程度の増税があれば敢て反對しない、どうせ次の年度には増税するつもりでゐるのであるから、絶對的の非増税論者ではない。

若槻總裁の方は、黨内の増税反對論を尻目にかけて、『常に赤字が目の先にちらつてゐることは面白くない。公債政策一點張りは慎重に考慮しなければならぬ。我々は目前の安きを偷んで憂を子孫に残してはならぬ』とし、『自分はもとより悉く増税によれといふのではない。やむを得ず借金政策をとつても經常費迄も借金でやつて行くことは財政の將來に鑑みて誠に不安である』と増税斷行論であらうと推察されることを、例のまはりくどい言ひまはしで巧みにいつてゐるのであるが、これを前の政友會の新政綱と比べて見ると若槻總裁は政友會の總裁だつたか知らんと思はれる位のものである。

然らば具體的に何に新增税するかとなると、目ぼしい財源が落ちてゐるわけのものではない。

變り易い高橋藏相の心境が、九年度豫算に幾分増税計畫を實現してもよいと考へてゐた六月當時、税制改正準備委員會が並べて見た項目を探しても、これといふものがない。軍部方面でいふやうに富豪から取り立てるといつても、金庫の中に現金でうなつてゐるわけではなし、資本徴收か、財産没收か、非常特別の方法に出でても、一寸十億の赤字は埋まらぬ。官業の方でも、鈴木總裁のいふやうに一億二億の金がたゞ國庫に流入するものではない。政友會でいふ官業の創設は、砂糖の專賣を實現性に富む第一に數へ、次に酒の專賣を考慮してゐる。酒の專賣は大藏省で大分前から考へてゐるだらうし、税制改正準備委員會でも、酒の專賣とマッチの專賣を數へ上げてゐる。酒の專賣は臺灣では實驗済みだし、内地でも技術上の困難はないが、これは酒造家が地方の有力者で、政黨との關係上、中々實行困難なのではないか。砂糖にしても砂糖會社が國家のためお安く政府に賣りつけるわけではなし、高橋藏相がいふ通り『鈴木政友會總裁は財源を得るため酒ビール等を專賣にすれば一億や二億の金は浮いて出るといはれてゐる様だがその專賣にする資金をまづどうするか』だ。これは赤字赤字と騒ぐまいと、落着いてゐる樂天大藏大臣高橋翁でも、『外債を募るのではなし内債を發行するので、何も心配はない』と嘯くわけにはゆかぬと見える。



政友會の新政策で、増税については、

- 一、睡眠状態にある資本を産業的に活用せしむる爲公債及定期預金より生ずる収入に對する臨時的増税

- 一、軍需工業、爲替下落等特殊事情によつて生じた増收に對する臨時所得税

の二つを目標として調査を進めるさうだが、非常時でセチ辛い此の際、睡眠状態にある資本がどれだけあるか、そんなに呑気に睡つてゐられれば非常時も全國的不況もないし、軍需工業等非常時所得者に税をかけたとして、果してどれだけの額になるか。十億の赤字公債に比べては蚊の涙、鈴木總裁の無鐵砲な一億や二億の増收計畫が假に成功したとしても十億が九億か八億になるだけである。本當の問題はそれだから歳入になくして歳出方面にあるのである。租税負擔が相當以上に重い今日、一億や二億の収入増を考へるよりも、二十何億の一割を減ずることを考へる方が、相當にして、やさしいのである。

それには政友會の無駄排除位のことではいけない。齋藤首相のいふ官吏が各種委員會に出て貰つてる手當をへした位では仕方がない。傳統的な國庫補助の徹底的廢止も必要だが、金としては大したことでない。殊に教育制度の根本的改革は、國費の節減よりも、國費の増加を招來する可能の方が多いのである。若槻總裁は骸骨が鐵砲を擔ぎ大砲をひいてゐる三十年前のイタリア漫畫

を思出して來て、「我々は如何に軍備の擴張をはかり兵備の改善をしても骸骨が鐵砲を擔ぎ大砲を引くやうなことがあつてはならぬ」と云つてゐる。これは鐵砲を擔ぎ大砲を引く人を骸骨にしてはならぬといふことで、骸骨の擔ぐ鐵砲の數を減じ、大砲の重みを軽くせよといふのではない。併し乍ら二十三億圓といふ空前の膨大豫算をそのまま認して、歳出總額を二十三億圓限度、赤字公債の發行額を九億五千圓とするのが問題である。尙滿洲事件費についても、治安が保て、來て匪賊横行が滅じ熱河省の討伐が解決し、日支停戰協定も出來た後の豫算はその前の軍事豫算よりも少くてよい筈だ。農村匡救事業も爲替差換金にしても、經費は九年度に於て減じこそすれ増すとは考へられぬ。いくら増税しても、今の租税全體を倍にしても九億五千の赤字公債は埋まらぬし、一億や二億といつても、所得税を五割増しにしなければ出てこない數字だ。官業收入でいへば二億はその半分に當り、專賣收入全體では二億に足りない。そんな増收は不可能である。それを可能な範圍に縮めて見ても、結局は富豪だけにかけてのでは不足で、大部分は庶民階級の負擔、所得税の免稅點が引下げられ、この上酒と砂糖とマッチが高くなりしたのでは、皇民をして徒に滿洲國の王道政治を慕はせる事になる。それは二十三億圓の歳出の一割でも五分でも引く事を考へるのが實行的である。

議會の初めは代議士は藩閥政府の歳出に對して斧鉞を加へるのがその職分だつた。政黨が選舉



民の爲に地方の土木工事等に國費を使ふことによつて黨勢擴張をしてから國費は無暗に増してゆき、政黨の弊はかくの如く國の財政を害した。政黨聯合して何をなすか。積年の黨弊から國の財政を離脱せしめたなら、そこに赤字國難を救ふの道が発見されるに困難はない。政黨聯合して何に當るか。それが何者かに對して憲政擁護をするならば、それは骸骨に鐵砲を擔がせ大砲を引かせないやうに、軍事費の膨脹を適當に止むべきである。

無任所大臣として兩黨の總裁が入閣することは、齋藤内閣の性質をかへるものである。齋藤首相の下に各種勢力が寄り集つた寄木細工内閣が、二大政黨聯合の上に齋藤首相が戴せられた内閣が出来たわけである。若しこの内閣が何もせず、三百名が四百名になつた政黨勢力が今まで通り手も足も出ない存在たることを續けてゆくならば、政黨の不信は今以上になり、兩黨首無任所入閣は政黨更生の道への反對に走らなければならぬ。兩黨首入閣には多分に來議會における解散回避の色がある。高橋藏相留任の際、この内閣がこの儘で來議會に臨めば解散は必至の勢ひだといつたさうだが、それを恐れ、ばこそ、政友會が食言留任の藏相を除名も出來ず閣僚の引上も出來ず、しかして今や總裁までも提供するに至つたのである。

併し乍ら本當に政黨政治への道を開き、政黨の不信用を洗つて出直さうといふなら、政黨に金もなく、一黨に選舉支配權の無い今こそ總選舉の好機である。非常時業者や非常時ゴロといふや

うな候補者が立たないこともなからうが、大體に於て官權と金力によつて出て來た今の代議士諸君が落ちて新しい者に代るであらう。實は此の方が政黨と民衆を再び結びつけて政黨政治更生の道を開く所以なのである。



## 所謂國策協定

一

無任所大臣は八九分通り御膳立が出来上つてゐたところを壊してしまつた。壊されたのではなくて壊したのは違ひないが、壊した者は政友軍のキャプテンと民政軍のベンチコーチャーだ。無任所大臣の方は一ト先づ打切つて、政策協定一本槍に轉向し、政策協定を國策進言で御茶を濁して、とにかく一段落つけたが、結果においては大分はじめの筋書とは違つてしまつてゐる。

三土鐵相が無任所大臣を先にする説で、鳩山文相は政策協定が先だといふ意見だつた相だが、それにしても目標は政策協定ではなくて無任所大臣だつたのである。政策協定に轉回してから、鳩山文相が自分が齋藤首相に進言したのは決して無任所大臣問題そのものではなかつた。『かういふ場合には政黨も政府も一緒になつて大きな國策について協定を結び所信を一にして時局に當ることが必要であることを痛感して政策協定の急務を首相に進言したのである』首相に對しては政

策協定が出来上るまでは一切無任所大臣問題は總裁に切り出されぬやうにと進言し、たとひ切り出されてもそれは全く無駄ですと注意しておいた。首相も自分の進言には同意を表されたので首相の諒解を得たものと思つてゐたところ、首相は高橋藏相に會つてから少し氣持が變つて來たやうに思へる（昭和九年八月十四日東朝）と云つてゐるが、その前日に高橋藏相と會見後齋藤首相が語るところの『無任所大臣問題については鳩山君の進言を聞いたゞけで私は閣僚にさへも諮つてはをらぬ。鳩山君は總裁と私と早く會見してはどうかと勧めた。無任所大臣入閣は非常時に處するためなので政策をどうかうしようといふのではない。箇々の政策とか政綱とかいふよりも、先づ舉國一致で行かねばならぬといふのが豫てよりの高橋さんの持論である。入るものは入つて然る後舉國一致で色々相談してやつて行かうといふのである。相手が一つの政黨だけではないから政策を協定するなどといふ窮屈な事をやつてゐては話がまとまりにくい』の方が、真相を語つてゐるので、どこまでも話は無任所大臣が目標であり、中心であり、政策協定はそのツマであり體裁であるに過ぎなかつたのである。その事は同じ八月十三日の朝日新聞に政友會の態度を傳へて『黨内の大勢は、無任所大臣問題の先決問題として政策協定を絶対必要條件とし、無任所大臣問題は政策協定の成立を待つて第二段の問題として考慮するといふにある』と書いてゐるのを見てもわかる。即ちこの事は今までゴタ／＼と諸説紛々してゐた黨内が大體かういふ風に纏りかけてゐる



ことを示すと共に、それまでまだ政策協定は無任所大臣の先決条件として考へられてゐたことを示すものである。

同じ齋藤首相談にもこの事が反映してゐる。

『鳩山君は鈴木總裁と早く會つて見るやうに勧めるが自分の考へもハツキリして置かねばならず、又周囲の關係もあり、無任所相の相手も一人ではないから簡單には行かぬ。はいる人の心持が分らんうちに下手な事をいつて話しがそれぎり物分れになつてしまつても困る。この問題はお互ひの心持が熟さなければ誰がどういつたからとて纏る問題ではなからう。政友會の黨内事情についても色々の説があつて分らない。鳩山君が勧めるやうに鈴木總裁と會見してよい時機であるかどうかもわからない。』

スローモーションの齋藤首相としては進み過ぎた位に動いていつた無任所大臣問題が、こゝで足踏みをしてしまつたのである。それだから後になつて、鳩山文相が自分のいふ國策協定問題は無任所大臣入閣問題の前提として不可分關係にありといふのではないとし、政府がこの際政友會といはず民政黨といはず協力して國策の樹立、政黨政治の向上に努力する氣で、共に國策を審議協定するにおいては、政友會は喜んでこの内閣を支持するといふのだといつても、新聞記事でその日その日の進展を見守つてきた世間は、鳩山文相の方が變つて來たので、高橋藏相の方が初め

から誤解してゐたとは思はない。これだけの事を、行違つたまゝこゝまで事を運んでゐたとすれば、その方が重大問題で、そんな頭の悪い輕率な大臣達には、本當に政局擔當の能力無しと斷じなければならなくなる。齋藤首相から見れば三十歳も年下の鳩山文相のいふ事だから、『駄々ッ兒』扱ひにしても濟まされようが、世間から見れば五十男、いつまでヤンチャ振りや、好い兒になつてゐるのを、少壯政客、大政治家の卵として見逃しておくものでない。些々たる言動の末のやうでも人間の信用の上から大きい負點だ。

二

無任所大臣問題はもとゞ政府對政友會の變テコな關係を調整しようといふところから發してゐる。政府から見れば、能力を失つてるとはいへ三百名の絶對多數黨が、不信任的言辭を看板にぶらさげたまゝで議會に臨んだのでは、ともかく安全感を脅かす。切れない是々非々の刀を、切るつもりのない男が持つてゐるにしても、切れるものを振り廻してゐられては、ヒヨンな拍子でどんな怪我が起らないとも限らないのだから、この刀を納めさせ、刀を持った男を家の中に連れ込んでおくに越したことはない。一方政友會としてからが、時局擔當の力無しと斷じた政府に、依然として黨員を閣僚として差出してゐるといふ大矛盾を、そのまゝにしておいたのでは、何か



の時に不都合である。特にその無能内閣の一員として居据つてゐる、政友閣僚の身として見れば尻こそばゆからざるを得ない。御大を拉し來つて、無任所大臣に据ゑておけば、内閣に對しても政友會の方に向いても自分達の顔がいゝわけだし、裁斷以後も依然として不安定な首であるところの鈴木總裁が、次の政權を待つ、待機の姿勢としても、その方がよいことになる。

それだから、民政黨の方を無視するわけでもなく、重點は政友會にあることは疑へないから民政黨の方では、無任所大臣の問題を現内閣の強化よりも政友會乃至鈴木總裁の對内策救濟なりと見て、はじめから氣乗薄であつたのも當然である。たゞ愈々鈴木政友會總裁が乗り込んで來るとなれば、若槻民政黨總裁も入らないわけにはゆかぬ。舉國一致の立前には反對する事は出來ぬし、現在の閣僚比率三對二を四對二にして黙つてゐるはずもないから四對三でいくらか歩をよくする方に進まざるを得ない。數字的には十二分の一だけ歩がよくなるわけだが、兩黨總裁が一緒に入閣して對等の政府與黨になつてしまへば、何といつても三百名の絶對多數黨と百名臺の第二黨では閣内における重さが違つて來る。今迄の少數黨で以て與黨的地位を保つてゐたやうなわけにはゆかぬ。また民政黨としては、受身の地位にあるから積極的に反對と強く出て壞しにかゝるわけにもゆかぬから、警戒的態度で靜觀しながらも現状維持を最もいゝとしてゐたのである。一方又政友會の黨内狀勢を觀察し鈴木總裁の裁斷の行懸りも考へ、この默契破毀の相手方たる高橋

藏相の提議に發する無任所大臣が成功することに多分の疑ももつてゐたのだらうとも思へる。

それがどうやら出來るやうな氣配でもあり、鳩山文相の活躍でだん／＼政友救濟的色彩が強くなつてきたので民政黨内の反對的空氣が強くなり、八月十一日夜には伊澤、町田、川崎と柴田前書記官長などが集り、翌十二日には、齋藤首相が高橋藏相に遇ふ前に、永井拓相を呼び、山本内相の處へは堀切書記官長を使にやつてゐる一方、永井拓相は首相のそこへ行く前に山本内相と逢つてゐる。しかしその時はもう鳩山文相が政策協定が先決だなどといひ出して齋藤首相も、高橋藏相もそんな面倒な事なら一ト先づ打切つておけといふ氣になつてゐる時だから、民政黨側としては此の機をはずさず猛襲、無任所大臣と政策協定をつぶす運命に導き了つた。十二日の夕刊には山本内相が「無任所大臣について民政黨内では現内閣組閣當初から全幅の援助をする意味で民政黨員を入閣させてゐるのだから今更若槻總裁を入閣させる必要なしとの意見が多いやうだ」といつてゐるが、永井拓相は「この際自分は私心黨心を去つてこの内閣を助けるべきだと考へてゐるので、政友會の鈴木總裁が無任所大臣として入閣する事は賛成であり、民政黨並に若槻總裁に於ても反對はないと思ふ」といふ。但しこれはどこ迄も無條件入閣の原則論で、實際の要點は「だが政策協定問題をこの際持ち出す事は、この問題の實現を困難ならしめるものであると思ふ」といふ方にあるのである。



若槻民政黨總裁は此の間伊豆の伊東温泉にあつて、東京から民政黨誌の各新聞記者の訪問を受けた時も、

『齋藤首相は非常時局の重大性に鑑みて無任所大臣を設置せられたい希望を有して居らるゝといふが、民政黨は内閣創立當時より非常時局を認識して居ればこそ現在の如く誠心誠意の態度を持して居るので、今更非常時局の再認識の必要はないわけである。時局の重大なるに鑑み大局を完うするため小異を捨て、現内閣を助けて今日に至つたのである。今更私が入閣するとかしないとかいふことによつて變るべきものでない。』

と語り現状のまゝで援助する意を示してゐる。もうこの時は政府側も無任所大臣見合せに決し、民政黨側も態度がきまつて只管政友會の政策協定に對する防禦戦に出で、十四日には柴田前幹長をして首相を訪問せしめ民政黨の意向を傳へ、十五日には定例閣議に先立つて、齋藤首相と山本内相と會つて、意見を交換し一致させた。

三

黨長老の招待會とあつて鈴木總裁が歸京した十二日の朝の車中談では、『政策とか方針とかを示さずたゞ漫然と援助してくれといふだけでは何とも返事のしやうがない。政府を援けるといふこ

とと入閣とは全然別だ、今更無任所大臣でもないぢやないか。女郎や藝者ぢやあるまいし、さう無節操な事は出来ないよ。鳩山がどんなに熱心でもおれの心が動かねば駄目だ』無條件入閣を交渉して來ても『さうは問屋が卸さないよ』といふわけだから、鳩山文相も政策協定が第一で、無任所大臣は第二義だといひ出し、それでは困ると齋藤首相も高橋藏相も、無任所大臣を時機熟せずとして引込める。こゝで引込んで鳩山文相たるものゝ立場もないが、政府も政友會もこのままで物別れになつたのでは、現状維持どころか、兩者の關係は現状よりも悪化してしまふ。そこで政策協定は無任所大臣の先行條件ではなくて、別箇の問題だといふことにしてしまつた。

十四日鳩山文相と遇つて高橋藏相は『齋藤首相より聽いた所では、政友會は政策協定と入閣問題は不可分であり、その前提となるべきものであるが如くいはれたので、それでは問題は六ヶ敷い。無任所相問題は時機の熟するまで暫く打切つて置く外はないと考へ、首相にもこの旨答へて置いた。然るに今君の話の話を聴くと、國策協定問題は無任所大臣入閣問題の前提として不可分關係にありといふのでない。今日の非常時局に際し重要問題については、政府も政黨も同じ考へを以てその解決に當るといふのなら、無任所大臣としての入閣不入閣は別として精神的に協力し得るもので誠に結構のことである』と賛成し、十五日に齋藤首相から『無任所大臣問題とは全然切り離して國策を樹立し互に協力してゆかうといふので、國策樹立といふのは政策協定とは別だ』と



いふことを話され、山本内相も至極賛成、若槻總裁も同意見だと諒解して、結局無任所大臣問題は解消し、政策協定といふことでもなく、精神的結合とか協力とかいふ國策樹立といふことになつてしまつたのである。

併し乍らこの最後の國策樹立とか國策協定とかいふ點については、政府側と政友會側とはまだ喰ひ違ひがあるのであるが、筋書きをかいた者、或は演出者においては、この喰ひ違ひは承知の上で、そのまゝに芝居をやらせようといふのである。兩名優なり、或は大名題數名が舞臺へ出て來て、對面して口上を何かいへばいゝので、その間のせりふに喰ひ違ひがあつて、兩方のいふ事がトンチンカンでも何でもかまはない。高給役者本位で脚本の筋なんかかまはぬ舊劇趣味である。結局芝居でそれも愚劣劇なのである。芝居が一般大衆を忘れて芝居王國の中で、役者同士の見得や、大部屋道具方出方までの生活のために、やつさもつさしてゐる内に、大衆から離れてしまつて滅亡への道を辿つてゐると同じく、政黨も民衆といふ足場、政黨政治の母胎である社會大衆を離れて、政治家同志の政權の取りやりや、政黨同志の對抗意識、大幹部小幹部陣笠代議士院外團までの間に眼界を狭めて、政黨王國の井中の蛙になつてしまつてゐるから、する事なす事が、井の外にゐる世間の眼から見たら滑稽千萬だ。

社會大衆は新聞によつて社會を視、社會を感じ社會を呼吸し生活してゐる。國民は新聞によつ

て國政を知り、政治家は民衆に呼びかける。議會政治は議會の傍聴席や代議士の報告演説、又は官報の議事速記によつて公開されてゐるのではなく、新聞を通して國民政治たり得るのである。裁判の公開が新聞によつてのみ廣く公開されてゐるのは五・一五事件で證される。今日の政治は新聞紙上を舞臺とする。新聞紙上で政治が動くのである。それなのに政治家は新聞を通じて經綸を示すことをしないし、新聞の政治記事は消息通によつて、舞臺裏にのみ讀者の興味をもつてゆく。そこで今日においては新聞讀者である政治に関心をもつ國民は、政治芝居の樂屋裏の方を先に見せられる。筋書を書く者が先づ秘密だが君だけに話すといつては放送し、新聞讀者は舞臺監督や演出者によつて、舞臺に踊る役者より先にその役者のしぐさもせりふも聞かされてゐる。そして天下の愚劇たることを先刻承知で、勿體らしく黒幕を切つて落し、黒子が舞臺の上をかけずりまはり、役者の背後にせりふを教へてゐるのを見て、それから腰の立たぬ歌右衛門や、腕をなぐした田之助ならぬ喜三郎の芝居を見させる。

今度の無任所大臣劇改め國策協定劇にしてもさうである。一ぺん壁へ乗りつけた馬首を回らして輕井澤から葉山へと馳けまはつた末一息ついて、見物人の方も芝居が一ト幕濟んで幕間氣分である時分に、八月十六日政友會は總務會を開いて問題の經緯を報告して曰く、

「鳩山文相は閣僚として政務の圓滿なる運行を希望し政府と政友會との間に政策の一致を見



る事が出来れば幸であるとして、この旨首相蔵相に進言したところが、首相も蔵相もこの文相の進言を容れて、來週首相が鈴木總裁を訪問することになった。よつて文相はこの由を鈴木總裁に報告し、我々もその報告の席に列した次第であるが、これ迄のところは文相の閣僚としての斡旋に過ぎず、政府から政友會に對して直接何等の交渉があつたわけでもなく、政友會から政府に對し提言したのでもない。政府と政友會との交渉は首相の鈴木總裁訪問によつて開始されるもので、それまでは黨としては靜觀する外はない。』

而してこの説明を諒解して各總務は文相の處置を是認し、同様の趣旨を翌十七日の幹部會にも報告して諒解を求めたさうだから、諒解した幹部が更に陣笠諸君を諒解させ、代議士諸君がこれを選出した選挙民に傳へるといふ、正規の合法的順序を経てゐたらば、成程政黨政治は非常時には間に合ひつこはないまだるいことになる。

四

かくていよいよ八月二十三日、齋藤首相は鈴木總裁をその私邸に訪ねた。そして會見後首相は『非常によく諒解し合つて精神的に一致を見ることが出来たと思ふ。たゞ鈴木總裁よりは政策について多少話が出たが、自分としてはそれ／＼政府の機關に諮り調査の上でなければ何とも返事

が出来ぬと答へたが、何等窮屈な話合ではなかつた』と語り、總裁の方は『内外の時局重大な折柄舉國一致の精神で時局に處するといふ事は、苟も國民の一員として誰も異存のないことで政友會としては勿論その精神でやつてゆく積である。…：今度はこちらから首相に會見して政友會の政策を提示することになるのだが、もし政府が政友會の政策を容認すれば、そこで政友會が現内閣の施政全般に對して全面的の援助をなすといふことになる譯である』といつてゐる兩者の話に依然喰違ひがあり、喰違つたまゝ逢ひ、喰違つたまゝ別れて氣もつかないかの如くである。しかしこれも筋書通りで、首相側はどこまでも舉國一致の精神的結合に重きを置いて、政友會の全面的援助を期待してゐるし、總裁側は政策協定で我黨の政策を政府に實行せしめるのだといふ體裁でゆき度い。その間に立つて仲人口を聞く鳩山文相は、持つてゆく國策案を起てる政友會の前田政務調査會長が兩者の間に喰違ひがあるやうだがと氣にするのを抑へて『首相竝に總裁に話したところは國策といふ大きな問題もあれば行政整理といふやうな具體的な點に觸れたものもあるのであるから、重點の置所によつて解釋を異にしてゐる傾があるかも知れぬが、喰ひ違ひといふ程度のものではない。よつて兩者會見して腹藏なく意見を交換すれば諒解し得るであらう』といつて済ましてゐる。そしてその通りになつたのである。

今度は鈴木總裁答訪の番である。若槻民政黨總裁は二十四日に齋藤首相の訪問を受けて、二十



六日に「儀禮上」挨拶に答訪し、二十八日齋藤首相が安達國盟總裁を訪問し、安達總裁は翌二十九日に名刺だけおいて答禮を済ませてゐるが、此の日になつて鈴木總裁はやつと、「國策」をふくさに包んで齋藤首相を訪問した。答訪までに日がかゝつたのは、この間に政友會は山本条太郎、前田米藏、濱田國松、山崎達之輔、島田俊雄、山口義一などが集つて、提示すべき國策を作成してゐた譯である。そして出來上つたのが、國策五項目で、第一、外交方針の確立及び國防の整備充實、第二、日滿經濟ブロックの結成強化、第三、經濟及び産業問題、第四、行政改革、第五、財政問題といふ題目のだが、これは先に發表した政友會十大政綱の内から、多少迷惑な選舉法の改正とか、六ヶ敷しい増税問題とか、比較的具體的な意味のあるものを除き、十大政綱のなけなしの肉を削ぎ骨を抜いて、中身に何でもつめこめるやうに乾からびた皮袋だけにしたのである。それだからこの國策五項目はどうでもいゝことを政友會も自認して、「以上五大要項と別に寧ろこれを超越した重要問題」として國民の思想的不安、實は五・一五公判に現れたやうな政黨政治不信任に對して、「政府當局は須く最も嚴肅なる省察の下に適切なる處置對策を講ずべし」といひ、又鈴木總裁は國策覺書の最後に「我黨をして政府反對の態度を表明するのやむなきに至らしめざるやう一段の御努力を望む」といふ所に重點がある事を念を押してゐる。即ち國策の方は、齋藤首相が「鈴木總裁の示された國策はいづれも政府に於ても考慮中の問題であつて、何も新しいも

のではなく、皆が心配してゐる問題ばかりであり、又やらねばならぬ問題であるから、よく研究をして具體化するつもりである」といつて通り、提示してもしないでもよい内容で、いはゞ最後の政友會が政府反對を表明しないで済むやうにして呉れといふ、哀願とも聞える結論に對する長い長い枕詞のやうなものである。

かうやつてみると所謂國策協定なるものは、無任所大臣から迂餘曲折したが結局は政友會が厄介にした長刀である。現内閣は重大時局を擔當する能力無しと認めた裁斷の始末をするためのもので、是々非々の適用で内紛再燃しても困るから全面的政府援助の氣樂さを求めるための言譯に過ぎない。嘗て鈴木總裁は「元來政策の協定といふが僕の頭には「協定」はない。協定といふのは二つのものゝ妥協を意味するが、僕はそんな妥協はしない。我黨の主義主張を政府が採用すれば賛成してやらうといふまでだ」(八月十六日東朝)と豪語したが、反對の意味で協定はなくなつた。齋藤首相は若槻民政黨總裁から釘をさゝれて、政友會が何か案をもつて來ても自分は喜んで聽くがそれを相談するつもりはない。御相談する時には政府の案として改めて政民兩黨に御相談することはあらうと答へ、若槻總裁はそれなら結構といつて辭し去つてゐるのであるから、鈴木總裁が案をもつていつて、民政黨に顧慮せず提案の實現を望んだところで、齋藤首相としてはたゞ參考に聽き置き政府の各機關に研究させませうといふに過ぎない。殊に安達國民同盟總裁の御意見



も拜聴し、貴族院各派の御諒解も願つてゐるのだから、政友會とだけ特別の政策協定は出来ぬ。かくて政友會の國策協定も水を増されて影が薄れたわけである。

五

無任所大臣としての入閣なら政民兩黨總裁だけの事で出来るが、舉國一致の國策樹立に對する精神的結合となれば第三黨國民同盟も無視出来ず、衆議院だけで貴族院除外といふわけにはゆかぬ。殊に國民同盟はもとく、非常時の舉國一致協力を一番先に看板に擧げて産れた。鈴木總裁が總裁にならぬ前、單獨内閣論でコチ／＼に固つてゐた頃より前の協力内閣論で、若槻總裁が首相時代にこれを容れなかつたから、若槻内閣をつぶして脱黨した安達總裁である。それ故理窟からいへば、舉國一致の精神的結合なら、齋藤首相より安達總裁の方が本家で、鈴木政友や若槻民政より、眞先に安達國同へ御意得なければならぬ筋である。それが移れば變る世の中以上に、轉變勝手の政界だから、安達國民同盟には會はうとか會ふまいとか問題にされ葉山の歸り八聖殿へちよこと立寄つて義理を濟まされてしまつた。又貴族院の方は、多數黨研究會に昔日の勢はないが、一言居士の公正會の方では、政府政黨だけの馴合ひを黙つてゐるわけにはゆかぬ。二十六日に在京議員政務懇談會を開いて申合せなるものを發表してゐる。曰く

「總理大臣の意向は一意政局の安定にありと思考せらるゝも、現内閣は組閣の精神に鑑み、その所信に基き國策政綱を定め、これに勇往邁進することが、人心を新にし政界を常道に復歸する所以と信ず、又政黨に於ては先深く自ら省み國民の信望を回復するに努むることを急務なりと認む。」

といふので、當面の問題に對してどういふのか、霞を隔てゝ花を見るといふより、霧をへだてゝ牛を見るやうでわからないが、平民の言葉になほせば、首相は舉國一致なんかといつて今更らしく、國民の信望を失つてゐる政黨總裁と國策を話すなんて怪しからんといふにあるらしい。

舉國一致の看板を掲げ、しかも現内閣は貴族院議員を五人も持つて、衆議院出身の大臣數四人に對する貴族院多數内閣だから、やはり貴族院と渡りをつけねば恰好がつかぬので、貴族院議長近衛公爵だけに遇つて濟ましておくつもりだつたが、近衛公は逃げて各派交渉員に御遇ひになつた方がよからうと、九月六日の御茶の會になつた。近衛新議長は腹が痛いといつて來ず、伊澤多喜男氏は出がらしの粗茶を飲み、輕井澤から出かけるにも及ぶまいと斷つたが、當日は新副議長松平頼壽伯をはじめ四十餘名が出席した。齋藤首相の挨拶は非常時の難局打開のため尙一層舉國一致の精神で援助して頂き度いとばかりで、政黨總裁連との會見や國策に就ては一言も觸れないので、政黨との交渉とこの會合とは關係がないのかと聞くと、無關係だとの答へにそれでは何の



爲に參上したか意味がわからぬと憤慨する御客様もあれば、松平新副議長も用意していつた答辯的挨拶が無駄になつて腹と頬とを一緒に脹らせる始末である。

貴族院各派交渉員招待の方は後の話だが、手製の國策を總裁をして首相の所へ持参させた政友會は、更に島田總務と山口幹事長をして民政黨と國民同盟へもこの旨を通じて、「廣く天下に訴へ虚心坦懐この實現を希望してやまざる次第であります。何卒國家のため折角御検討あらんことを希望致します」と總裁の命による口上をいはせてゐる。これは無任所大臣の特別待遇を舉國一致の平等的取扱にされたテレ隠しに兄貴振りを見せたのもあるが、これの主動力は黨内にある政黨聯合論の動きでもある。

一體三百名の絶對多數黨から「今後における政府施設の實際に徴する外なき事勿論なるが故に、政府に於ては十分この點に留意せられ我黨をして政府反對の態度を表明するの已むなきに至らしめざるやう」といふ刃を突きつけられれば、もう少しは凄味がある筈なのだが、是々非々で腰がふらついてゐるから、凄文句がきかないどころか、やゝもすれば哀願か悲鳴のやうな悲哀の調子が裏切るのだが、この文句を書いた意味と、各政黨へ使者を遣して口上書を読ませた意味とを裏表にして見ると、いざといへば政黨聯合して内閣を打潰すぞといふ脅しになることを期待したものであつた。たゞ一番肝腎の腹がすわつてないので、天下にさう響かないのが遺憾である。

六

結局この無任所大臣入閣交渉にはじまつて舉國一致の精神的結合といふ全面的政府支持に結末した芝居、或は相撲では政府が勝つて政友が負けと見るべきであらう。政友は政府不信任的の看板を下し是々非々の鈍刀も鞘に収めてしまつた。もし本當に、政府の反對しない程度でよいから政友會の政策を實現させようといふなら、鈴木總裁自ら進んで無任所でも何でもいゝ、齋藤内閣の中に乗り込んでいつて、政策もなく實力も乏しい齋藤首相に實行させてゆけばよいのである。それをヘンにコダはつて入閣を斷り、骨抜き國策を拵へあげて、しかもそれは聴き置かれる程度で引込んでしまふ。政府の兼々考へてゐた事として各機關の議を経て出てくればもとよりの政府案、そして政友會は反對が出来ない立場に立つだけの事である。國民同盟は勿論として、民政黨の方に却つて批判の自由が残されてゐるといふ始末、今度は民政黨が是を是として、非を非とすることを得ても、政友會は是を是とした上に、非も是といはなければならぬ。それだけ政府は舉國一致の支援の上に立つてしまつて、來議會切りぬけも保證され、安心して豫算が組めるといふ得意の地位を獲得してしまつた。

それだからやりやうによつては、此の基礎の上に齋藤内閣も自力更生出来るわけである。この



舉國一致が、各政黨の對立による相互批判をのぞき、官僚と政黨互に手をとつて、その積弊を擁護育成してゆくといふことになつたら、大變である。現に地方の政情を見ても、官吏身分保障法が、大學教授の地位剝奪に用ゐられた一方に、地方官には多少の安全地帯を與へ、政黨不評判により政黨の牽制壓迫が無くなつたのをいふことにして、今度は地方官がやりよくなつたといふことが、同時に無批判による弛緩と偷安風をなす有様となり、地方選舉を見ても鵜の眼鷹の眼の反對黨が無くて、選舉取締官憲と選舉監視の浪人警察官とが手を握つて、肥料の公平なる分配により、選舉界を腐敗させてるといふやうなことも聞くのである。これがそのまま中央政界に移り全國的になつていつては大變な舉國一致になつてしまふ。齋藤内閣の舉國一致の精神的結合も、舉國一致國策樹立の基礎工作も、こんなことであつてはならぬこと勿論である。

齋藤首相は貴族院の公正會や衆議院の國民同盟などで、今度の問題を、政府が政黨と結んで、内閣自身の行動を制肘し政黨を姑息に安んぜしむるは怪しからんといつて攻撃したのに對して、八月二十六日若槻總裁と會見後敢然として辯駁した。

「今回私が難局打開について兩黨總裁の支援を求めた事に對し一部に非難があるやうだが、政黨否認を叫ぶものも國家を憂ふる純情から出てゐることは認められるが、議員は國民が選出したものであり、従つてこの大多數を包含する政黨にその意見を聽くことは當然ではない

か。國民の代表ともいふべき政黨を排撃してどこに國民はその代表を見出すのであるか。」無論この文章の調子は齋藤首相に云はせてゐる別の口から出てゐることを響かせてゐるが、政黨否認の空氣の中に産れた齋藤内閣が一年半たゝぬ内に、かういふ口を聞くやうになつたことに大きい意味がある。

無任所大臣問題が起る前後から、鳩山文相は頻りに荒木陸相に會見してゐる。政友會の國策覺書に對して、陸軍では動機の如何は別として政友會の一進歩だと評し、海軍は國防問題に關聯して政友會が非常時認識を深めた事を喜んでゐる。

政友會の五項目の第一にはかう書いてあるのである。

「國防關係に於ては須く滿洲國及び南洋委任統治領を第一線とする根本方策を樹立し、特に華府ロンドン兩條約の滿期と聯盟脱退の決定とを考慮し、産業の發達と相まち萬遺漏なきを期せざるべからず。」

財政と相まちと書かずにやつとのことで産業の發達と相まちと遠慮してゐる所も玩味すべきであるが、軍事費の重壓を頭痛に病むのである大藏當局は「要は軍備と財政を如何に調和すべきか重大なる點であるが、政友會がこれに何等觸れるところなきは頗る遺憾である」と正直に告白してゐる。



陸軍當局も同じく正直に、政友會の態度を一段進歩したと褒めておいて、扱て『これを具體化する場合に軍備の充實となり軍費の膨脹となるが、これを政黨方面でよく諒解し支持して呉れることは誠に望ましい事である』と最も重大にして意味あることをいつてゐる。來年度豫算の新規要求額拾參億圓の内八億圓は陸海軍の國防充實と滿洲事件費である。國策の樹立と實現とは畢竟國防充實計畫の實行で、舉國一致とは政黨頭を揃へてこれを支持することになるのではないかと思はれる懸念もある。しかし毎年繰延べられ臭だけを嗅がされてゐる懸案的國策も澤山あるのである。齋藤内閣が非常時に押されてどの内閣でも政府に立つた以上やらなければならぬやうな事だけをやつて、非常時的險惡な空氣が緩和するのを待つてゐた一年半はもう済んでしまつた。尙この先これまでの態度を續けてゐられては國民は我慢出來まい。明治天皇の五箇條御誓文にも人心をして倦ましむる勿れと仰せられてある。非常時とは常時には通らぬ無理を通す合言葉ではない。内外の國難を誇張して、國民に恐怖心をもたせる恐怖政治でもない。滿洲國に王道政治が必要である以上に、日本帝國にある王道以上の皇道政治が發揚されねばならぬ。滿蒙に三千萬民衆のため新しい樂土を建設するとともに、九千萬國民のための樂土を苦土にし、焦土にしないやうな政治をこそ、舉國一致の精神的結合で樹立し建設し實現しなければならぬ。これが新しく課された齋藤内閣の使命である。

## 國策協定の結論

### 一

所謂『國策協定』と稱するものが協定でも何でもないとか、結局は政友會の轉向であり、鈴木總裁の救濟であるとかいふやうな事は『國家本位』の見地からすればどうでもいゝのであつて、政友會のテレ隠し『國策覺書』中に盛られた、或は盛られてゐない國策とは何であるか。いくら抽象的にしても、九尾の狐のやうな政友會の尻尾をつかまされず、又消化不良の政府が飲み込んで、胃腸にも障らず、いや老人内閣の齒にも喉にも觸らないやうなものに苦心して調査した五項目の中に、入れておかなければならなかつたのは何であるか。その中にすらも入れておかれなかつたものは何であるか。を檢查して見ることは、現下の非常時局なるものを認識し、これが對策を講ずる上に必要もあり、興味もあることであらう。

國策五項目の第一は、外交方針の確立及び國防の整備充實、第二は日滿經濟ブロックの結成強



化と、互惠整調の外交方針による滿洲國の國礎強化、第三は經濟及び産業問題で、第四は行政改革、第五に財政問題がある。そして「以上五大要項と別に、寧ろこれを超越した重要問題」として國民の思想的不安を擧げ、「政府當局は須く最も嚴肅なる省察の下に、適切なる處置對策を講じ、以て拔本塞源の實を擧げざるべからず」となすのである。

二

國策覺書の冒頭はかういふ文句ではじまつてゐる。

「先日御來訪の際のお話、政府は内外非常の時局に對處すべき重要國策に付、それ〴〵苦心を拂ひをらるゝも未だ成案を得るに至らざるやう承りたるに付、その際の約束に基き、ここに我黨政策の大綱に付開陳致したい。今や國際聯盟の脫退、海軍條約の更改、世界産業戰の重壓、國民經濟の不安、思想事件の頻發等、内外の情勢切迫して、非常時局は正に第二期に入りたるの感あり、この際我黨は、既成の指導精神に則り左の諸項を提唱す。」

これは政友會のつもりでは、先日齋藤首相がわざ〴〵御來訪下すつて、非常時對策に苦心はしてゐるが、政府には何等成案がないから、御指導を願ひ度いとのことだつたから、我黨には前々から政策を持ち合せてゐるので、その内でも現下の情勢に必要適切なものを書きぬいて持參致し

たといふのである。しかしそれは世間への言ひわけ政府への言ひが〴〵りとも見られて、餘り優雅上品には聞えず、しかも實質的には何等價値のないことだ。むしろこゝの前文句の意味のあるのは、嘗て齋藤内閣を引込めて後を引受けるつもりでゐた時には、頻りに非常時解消を唱へてゐた政友會が齋藤内閣に居据ゑられて、これを全面的に支持してゆかなければならぬといふことに主觀的情勢が變つて來ると、急に非常時が拍車をかけて第二期に入つて來たと云ひ出したところにある。この點は覺書全體に互る指導精神で、覺書の軍部側の批評を聞くと、海軍では政友會の非常時認識を深めたことを賞し、陸軍では動機は何か知らぬが、政友會一段の進歩だと褒めてゐる所以は、主としてこゝにあると思はれる。

非常時が第二期に入つたのか、第一期が繼續してゐるのか、それとも癒すべからざる第三期に達したのか、それはいろ〴〵説があり得よう。とにかく現在の内外情勢が尋常のものだとは何人も思つてゐないことは慥かである。問題はむしろ非常時の警鐘の民心に對する效果如何にある。狼來るの叫びも三度目には、き〴〵めが無くなる。子供に教へる話としては、狼來を知らせた子供が、初めの二度はウソをついたことになつてゐるが、事實狼は途中まで來て引返したのかも知れない。三度目の襲撃の時に、村の人が警戒をゆるめてゐたので、はじめて狼先生が村人の前にその姿を現したのかも知れない。今の非常時警鐘を亂打してゐる人々が、ウソの狼來を傳へるものと



は毛頭思はないが、警鐘を聞く方の村人大勢の側からは、警鐘が段々に耳に馴れて、警鐘を聞きながらついウトウトと寝てしまふと云ふことがありさうに思へるのである。國難が滿洲まで來てゐる。元寇の時の様に壹岐對馬まで來てゐるのにかゝはらず、イザ鎌倉まで到着してゐるわけがないから、偷安姑息の輩は認識不足である。荒木陸相や北條時宗のやうに、眞に國難を身に感じて救國の決意を固めるやうな人傑は、古今東西の歴史上にも、絶えて無くして稀に有る姿であるから、一般國民は、遺憾ながら、たゞ非常時の警報だけでは緊張を續けてゆけない。

三

悪いことには、過去に於て非常時の警報が非常にキ、メがあつた爲に、非常時を悪用する者があり、そしてそれが殖えて來た。巷間には非常時を看板にして飯を食ふ者が出來たり、非常時を振りまはして良民を苦しめるインチキ非常時業者が出來たことである。眞正なる非常時の警笛が清らに高らかに鳴り響くのも、やかましいチンドン屋のやうな非常時商賣の鐘太鼓が、街上に横行するやうな状態になつて來ると、人民の耳には非常時が嘗て感じさせたやうな緊張味を感じさせなくなる。生憎にも政友會が轉向して非常時に調子を合せて來た、この非常時の第二期といふのが、かういふ時機になつてゐる。日本國家として、日本國民として、今後の國際的立場も、

經濟財政上の問題も、内政的思想關係も、一つとして平穩無事の安樂境はのぞみ得ない。そしてそれが臨時的ではなくて、當分の間は永續的と見てよい。

非常時といふ言葉が、やゝもすれば、一時的、臨時的のもので、國民の決心覺悟により、じきに突破され打開されるやうに誤解されやすい。だから滿洲事變によつて起つた事態が、滿洲國の建設が着々と順調に進行してゐると聞くと、非常時は去り、國際聯盟との戰鬪が脱退通告によつて一段落つくと、非常時が過ぎたやうに考へ勝ちなのである。いやこれから、滿洲國の治安維持も財政援助も中々以て段落がつかない、聯盟脱退も二年後にならねば效力は發生しない。その時機には華府條約とロンドン海軍條約とで製艦制限が、更改か更新か撤廢かされる。その時に、或はその時まで、非常時變が突發する危険がある。その準備或は醸造が、米國か英國かどこかでされてゐる。それだから非常時は過ぎ去つたどころか、第二期に入つたのだといふのであるが、その位に非常時が常時化して、國民に不斷の覺悟を要求する合言葉としては、非常時といふ一度使つて、その使命を十二分に果たした言葉は、一ト先づ神棚の上に奉安しておいて、新しい目標を作り出した方がいゝのではないか。

言葉は人々が使用するもの、使用する事によつて生命を得、使命が達成される。使つてゐるうちにホコリもつき手ずれもする。悪用して言葉をゆがめてしまふ奴もある。それに何よりも、倦き



易い人心である。人心を倦ましめないやうにするのが治道の要である。

それから非常時と民心不安の関係であるが、國民の思想的不安の原因として政友會の國策覺書に掲げてゐるところのものは『或はロンドン條約に基因する國防問題に關聯して帝國の國際的立場を顧念し、或は國民經濟の不況を憂慮し、或は極端なる破壊思想の衝擊を受け、或は政治機構の歸趨に不安の念を挟む等、その原因一にして足らずといへども』といつてゐるそれである。併し乍ら一般民衆といふものは、帝國の國際的立場を顧念したり、國民經濟の不況を憂慮したりした上で、民心不安になるわけではない。まして極端なる破壊思想の衝擊を受けるのは主として蒼白きインテリであり、政治機構の歸趨に不安の念を挟むのは特に政黨人である。(蒼白きに對句とすれば腹黒きとでもいふべきであるが、それでは餘り失禮になるから形容詞は抜きにした。)民衆は何とはなしに不安を感じる、四圍の空氣を感じ、包まれた社會が感ずる不安を綜合的に全體的に體驗する。その中には國際的不安も經濟的不安もあらうが、民心はもつと單的に『非常時來』の叫びに脅かされて不安なのである。それ故に主力艦の比率から説くよりも、燈火管制で二晩クラ闇にして見せるのが一番効果的である。ピストルが在野在朝、政黨財閥の名士を射殺する。犯人は公判廷に天下國家を論じて、民間の有志は自發的に減刑歎願書に署名する者何萬。未遂者は七度生れかはつて志を遂げんとし、豫備者は出たらすぐ又やるつもりだといふのである。

から、政黨財閥につらなるものは勿論、然らざる者も、官邸の巡查や警視廳の新聞記者、さては演說會場の聴衆に至るまで、身邊危険を感じてゐるであらうし、米國恐るゝに足らずとするも、日英必戰論が行はれ、滿洲國の向うに赤露は相かはらず双をとぐといふ非常時の第二期だとか、常時化したる非常時が叫ばれてゐる以上は、民心不安ならざらんとするも得べけんやである。

それ故に非常時提唱と民心不安除去とは、相反命題である。政友會が改めて、非常時を再認識してこれを強調すると同時に、政府をして民心不安を凡てに超越したる重要問題として、『嚴肅なる省察の下に適切なる處置對策を講じ、以て拔本塞源の實を擧げざるべからず』とするのは困難にして無理の註文である。しかし乍ら『人心の安定は國家統治の根本要件にしてこれを傍視して眞の政治は行はるべきにあらず』『時難打開のため最も效果的對策』としては、人心安定を基調としたものでなくてはならぬ。

四

無任所大臣から國策協定まで、政友會の大義名分は政黨政治へ歸るための準備工作である。黨内取鎮めのためもあり、總裁地位安定のためもあるが、本心から政黨政治への復歸を企念してゐる部分もあることは疑ひない。選挙さへなければ、ファツショ内閣でも何でもいゝと内心思つて



ある陣笠連にしても、選挙のない舉國一致の次に、政黨内閣が廻り来る將來を考へることは、決して不愉快ではないのである。故に無任所大臣の問題は政治を常道にかへす爲だと、高橋藏相が前奏曲をかなでれば、齋藤首相は、國策協定会見の前奏曲に、國民代表の政黨に意見を聴くのは當然だと、貴族院公正會の申合せに一矢を報いてゐる。この二つの談話はこの問題については重要なものだから引用すればかうである。先づ八月七日（昭和九年）の東京朝日新聞に出た高橋藏相の葉山に於ける談話は、

『元來政黨政治といふものは、最善の政治を行へないにしても、最悪の政治ではない。今日我が國の政黨にとつての一番の弱點は、國民の信頼を失ひつゝあるといふことだ。その點を政黨自ら反省して、誠心誠意國民の信頼を回復するやうに努めることが、何よりの急務である。このまゝ捨て、置けば、政黨政治に立脚しない政府が出来上がるやうになるかも知れぬ。一人二人の豪傑が出て強力な獨裁政治を行ふときは、國民は頭を押へつけられ、恐れて云ひ度いこともいへなくなる。こんなことでは封建時代に還つてしまふ。國民が自由の意思をもつて政治に關與し得る點に於て、矢張り政黨政治でなければならぬ。私が無任所大臣を主張するのも斯る意味からで、漠然と目標もなく舉國一致内閣を説いても仕方がない。徒らに舉國一致を唱へるより、これを具體的に實現せしめることが、國家の爲にも、政黨自身にとつ

ても大切なことではないか。』

といふのであり、八月二十七日付の夕刊東京朝日新聞によれば、齋藤首相の政黨觀は次の如きものである。

『五・一五事件の經過だけを聞いて政黨を否認することは當らぬと思ふ。政黨否認を叫ぶものも、國家を憂ふる純情から出てゐることは認められるが、議員は國民が選出したものであり、従つてこの大多數を包含する政黨に、その意見を聴くことは當然ではないか。國民の代表者ともいふべき政黨を排除して、どこに國民はその代表を見出すのであるか。私の考へとしては、ゆがめられたものであるならば、これを是正善導して、國民の精神的安定を計ることが非常時對策の唯一の策であると信ずる。この信念に基いて私は兩黨總裁の支援を求めたのである。』

この二人の私心なき老政治家の、飾り無き言葉に、素朴なそして穩健妥當なる政黨政治觀がよく出てゐる。

政黨政治への復歸、結構である。二大政黨の對立が憲政の常道であるにせよ、無いにせよ、憲法政治が國民の選挙による代議士から成る議會の上に立つ以上は、政黨は存在し、存在するが故に無視出来ない。たとへ代議士が地域的の地盤の上に筍のやうにはえないで、職能代表として各



職能團體の上に茸のやうにのつかつてゐるとしても、一つ一つの職業が割據對立せず或點まで大同團結し、形をかへた政黨が出来るに違ひない。それは政黨ではない、他の名をつけるべき政治結社だといへば、それは名前の問題になる。今の政黨否認的空氣といふものも、政治機構の歸趨に不安をさしはさむといふ程度のもではなくて、今の政黨が悪い、今迄の政黨政治が不都合だといふ、普通選挙前の既成政黨打破論とあまり變りがないことは、五・一五公判廷でのべられてゐることを聴いて見てもわかる。中間の妖雲を排して一君萬民の政治に歸れといふのも、特權階級と財閥に結んだ政黨を打破せよといふのも、普通選挙の理論と變りはない。根本に於て變らない理論を、デモクラシー華やかなりし時代と、ファツシヨ的氣分横溢の世界的風潮との違ひが、その色づけをかへてゐるに過ぎない。

五

今の我國に於ける政黨政治否認の風潮は、普選法施行に期待をかけた民心、官僚藩閥の政治、特權階級の政治から、殆ど完全に我等の政黨に政權を奪ひ、さて二大政黨で、民意に基く責任政治が行はれるかと思つて待つてゐたら、もはや社會的には何等力のない有名無實の特權階級が引込んで、財閥金權といふ新しい實力のある特權階級が政治の表へ出て來て、その番頭でしかない

政黨政治家が、民意に基かすに金威に屈した責任政治ならぬ無責任政治を行ふのを國民が見、普通選挙法に調合して盛り込んだ毒藥が、選挙界の腐敗を擴大強化して、選挙は全く民意を製造し民意を偽造するものなることを大衆が知り、そして鐵道疑獄から賣動事件に至るまで、政治疑獄の頻發は、政黨政治の内容が何であるかを天下に暴露してしまつたのである。

藩閥官僚も駄目、議會も政黨も駄目、普通選挙法も腐敗政治をどうにも出來ぬ。司法權による選挙界の肅正も、政界墮落の廓清も覺束ない。それは司法警察官が行政警察から獨立してゐないからかも知れぬが、そればかりではない、法律の適用と裁判といふことだけでは、法網をくぐる術を心得てゐるものには大して役に立たぬ。辯護士で政界の古強者共のしてゐる政治疑獄が皆證據不十分や、その他いろんな素人にはわからない、普通人の常識と正義感の外にある法律技術の問題で無罪になる。無罪になると再び大きな面を太い頸の上につけて大手を振つて歩く。歩く本人は勿論、彼等の周囲の社會である政界人はこれを不思議としない。これは十分に世人を憤慨させるに足りる情況である。殊に身命を擲ち國家に奉公してゐる軍人、減俸と物價騰貴で生活も十分保障されず、軍縮や平和流行でやゝもすれば世間の尊敬が薄くなり、無用の長刀扱ひにされ、悲憤に堪へぬ世の姿であるところへ、政黨政治家は、世間を欺瞞し、統帥權を干犯しつゝワシントン條約やロンドン條約を締結し、支那滿洲で國威を失墜して國防を危殆に陥れて願みない、と



いふので五・一五事件につらなる一聯の暗殺既遂未遂事件が起つたわけであり、方々に愛想をつかした世間も、怪文書や流言飛語に刺戟されつゝ、世界的風潮につれて、政黨否認のフアツシヨ謳歌的になつて來たと見られるのである。

それ故に根本は政界墮落であり、選舉腐敗である。選舉の腐敗は投票買収によつて、政界墮落を懸賞付で宣傳してゐるやうなものだ。選舉權擴張と共に、それが全国的に隅々まで普及徹底したわけである。こゝに於てか選舉法の改正といふことに付て、齋藤首相も鈴木總裁と會見第一日に、この問題を出したらしい。新聞の傳ふところによると、鈴木總裁が五・一五事件で被告が口を揃へて政黨が悪いといふが『政黨も悪いところは匡さねばならぬ、政友會に關する限り悪は必ず匡さうと常に思つてゐる』といつたのに對して、それではと、齋藤首相がいふのである。『政黨の弊害をいふが、選舉法にもその因があるので選舉法を改正する必要があらう』と、そこへ話をもつて行つたが、鈴木總裁は『それも必要かも知れぬが根本はその源を匡さねばならぬ。少壯軍人のいふところにも耳を傾けてその源泉を匡正すべきである』といつて、何が源泉だか新聞ではわからないが、決して鈴木總裁は選舉法改正賛成とはいつてゐない（八月二十五日付東朝夕刊）。

六

政友會は七月五日に發表したその新政策中にはこの問題について、『内政、思想、教育問題』の項目に『政黨政治の健全なる發達と民意の公正なる暢達とを期するための選舉法の改正をなすべきものと認む』と掲げてゐる。それを持參した國策五項目の中にはわざ／＼除いてゐるのみか、齋藤首相から話しかけられても話をそらしてゐる。即ちこの新政策と稱するものは實行するつもりのない看板であつて、政府へ提出の國策とすれば實行の危険？があるので、之を避けたいといふことを意味する。

選舉法改正は一番目鼻がついてゐるのである。前議會では法制審議會答申から選舉公營案の骨抜きにしたものではあるが、とにかく改正法案を提出してゐるのを、政友會が絶對多數を占めてゐる衆議院で握り潰してはゐるが、それにも拘らず立派な懸案で今度はそれに比例代表案をつけて出さうと折角法制審議會で審議中である。高橋藏相留任後齋藤内閣が着々施政計畫の歩を進め非常時局を克服するのだといつて發表した十三次項目中にも、政界の淨化のため選舉法の改正が掲げられてをり、その後も常にその意向を示してゐる。非常時内閣の意味が何にせよ、所謂憲政常道にきまりかけてゐた政黨内閣を中絶して、しかも政黨政治を否定しない齋藤内閣の存在は、次の政黨時代への準備工作として、何よりも先にゆがめられた選舉法の改正をしなければならぬ。そしてその上に新選舉法による總選舉を可及的速に行ふ義務がある。





不自然の多数で偽造の民意が代表されてゐることが、政黨に對し議會に對する不信任の基礎である。それは多数政治、民意に聽きその民意代表者が討議して、納得させた上で多数の意見を實行するといふ組織が、平穩無事の平和時代には適しても、非常時にはそのまゝではむかない。日進月歩以上のスピード時代、専門化の時代には、常識を基礎とする議會政治が昔のまゝでは適さないから、これに補強工事を加へる必要は十二分にある。併し乍らこれを根柢から破壊して、豪傑的獨裁政治を行ふわけにはゆかぬ。今日の英雄豪傑は民衆により作られなければならぬ。ロシアでもイタリアでも、ムソリニでもヒトラアでも、國民多数の支持承認が、制度の上に、形式的に製造されてゐるとしても、とにかく天下に問ひ全國的に保障されてゐる。議會政治は補強出来る。その根本には議會が偽造ならざる民意、金で作られず心で作られた多数によつて作られなければならぬ。それを制度の上ではつきりさせ國民を安心させるのが、議會政治信用恢復の第一歩である。

政黨の信用恢復も選舉法改正賛成から踏み出せる。権力と金力とで汚れて出て來た議員がみそぎをするのである。前非を悔いて心を改めることを天下萬衆に告白するのである。みそぎは本當は辭職するなり、潔く解散をうけて總選舉に改めて打つて出ることであるが、一等を減じて、法網が穴だらけになつた選舉法を改正して、これからは決して法網をくぐらぬことを誓ひ、くぐれ

ぬやうに編み直すのである。そして出來上つた新選舉法で改めて選舉を受けるのであるが、その間刑の執行猶豫をうけるわけである。御赦すれば罪が清まるどころか、みそぎから神が産れるのが古神道の精神である。八百萬の神さへいました古代日本の末に四五百人位の清められた代議士が産れないはずはあるまい。

まあそれ程にいかないでも、選舉法改正の賛成位の決心を示さなければ政黨は救はれない。折角三土鐵相が、我田引鐵の諺までも出來た鐵道豫定線を一度全廢して、改めて經濟産業の状況に應じて建て直さうと、至極尤もにして、政黨の信用恢復には、損のいかぬ簡単な方法でさへ、すぐ反對してこはしてしまつた。これは智愚の問題からいつても、愚の骨張で、こんな目先だけの我利々々がぬけられないでは、このまゝの政黨、このまゝの政黨組成分子では、國民の信用は到底恢復しつこないと思はしめる。身振りとセリフだけでも、改心の誠を國民の前に示すわけにゆかないとすれば、彫るべからざる朽木、塗るべからざる糞土の埴。

七

選舉法改正の方はすつかり抜いてしまつたが、國防方針確立の方はそつくりそのまゝ新政策に掲げたものを國策として持參してゐる。これは政友會がさういつたから行はれる、反對したから



行はれぬといふものではないのだから、寧ろその意味は、軍部の御機嫌を伺ひ、政友會が内閣をとつても、これだけはやりますから何分よろしくといふ御挨拶のやうなものである。七月五日の新政策に曰く、

『國防は滿洲國及び南洋委任統治領を第一線として、軍備の充實による平和の確保を期し、産業の發達と相待ち國民精神を緊張して舉國その任に當らしむべきものとす。』

といふのであるが、八月二十九日の國策覺書の文句は少し異つてゐる。比較對照に便するために掲げて見るとかうである。

『國防關係に於ては須く滿洲國及び南洋委任統治領を第一線とする根本方策を樹立し、特に華府、ロンドン兩條約の滿期と聯盟脱退の決定とを考慮し、産業の發達と相俟ち萬遺漏なきを期せざるべからず。』

海軍條約滿期を考慮して萬遺漏なきを期せよといふのだから、これは軍部の新規要求を待つてゐましたといふもの、『區々たる財政』と相俟つのは禁句となつて、産業の發達と遠きはしにいつてゐるが、それでも、來年度豫算の差當つた所では、『財政は連年收支の平衡を失すること甚だしきに拘らず尙國策の遂行上新規財源を調達するのやむべからざる現狀に在り』と認め、これを動かすべからざる先決要件として『宜しく財源の基礎を確立すべきなり』といふのが、政友會の財

政國策なのである。

これでは荒木陸相や大角海相が、葉山から初秋の風と共に都門に入つた高橋藏相をつかまへて、四時間も説き聞かせるまでもなく、鳩山文相あたりからよく申し含めてあるはずだ。この國防の整備充實のためにする外交方針の確立であり、財政基礎確立であり、行政改革であり、經濟産業問題であり、日滿經濟プロツクの結成強化である。國策覺書の五項目は國防問題を中心として、その上に立ち、國策樹立の爲の舉國一致は國防計畫を意味する國策遂行以外の何物でもあり得ない。それ故に政友會の國策覺書のみを抽象的で何をいつてるかわからぬと評する者は未だ眼光紙背に徹せぬもので、荒木陸相の高橋藏相に語るところとして新聞に發表されたものゝ國防以外の國策意見を内容空疎と評すると同じことである。

國防問題の外に、具體的なのは米價問題である。この方は覺書には出てゐないが談話として交換されてゐるところによると、これは又具體的過ぎて、遮二無二米價を二十三圓位から三十圓程度に引上げる必要があると、鈴木總裁は齋藤首相に語つてゐるさうである。そしてその爲に臨時議會を開いてもいゝではないかといふ位の熱心を示してゐる。それに對して政府側は米穀統制法の運用で相當の効果を擧げることが出來ると信じ、それにも産業組合方面を動員して、中央金庫をして糶貯藏資金肥料資金を未曾有の低利で大量貸出さしめて、米價暴落、農民救済の對策とす



るといつてゐる。

これらの對策がどの位有効に働いて所期の目的を達することを得るかどうかは、その時になつて見なければわからないが、十數年來農村救済を看板にして、朝に立つても少しも救済の實を擧げ得なかつた政友會が、又聲を大にして米價問題で救世主の如き口をきくのは、これも全く口をきかせる背後の力があるのである。

國防充實と農村救済、これは五・一五事件の動機でもあつた。動機の純は行動を純化しないと同時に動機は効果を決定しない。犬養首相を暗殺しても、又たとへ帝都を暗黒化し戒嚴令が布かれても、それで國防が充實し農村が救済されるわけではない。しかし五・一五事件が政黨及び世間に對して働きかけた力は大きい。舉國一致の國策樹立の内容も、考へ様によつては五・一五事件の作用したものともしへよう。八億の軍事費新規要求は軍事公債により、利子を増税によるかどうか知らないが、『國策は國防充實から。』これが國策協定問題の結論であつた事は疑ひないといへよう。

## 五大臣會議の意義

—

舉國一致が、國防的國策の確立を頂點としたピラミツドの建設であることは疑ないから、國防第一主義でも、國防豫算先議でもよろしいが、ピラミツドの底まで、軍事的工作で固め、國防第一のみならず、第二も第三も國防で、軍事豫算が他の豫算に比して莫大な爲に、これを先議決定することは、事實上、結果に於ては、軍費が豫算計畫の全部を決定することになつてしまふ勢がある。そこで、財政を預るものは勿論、新に自己を發見したる外交當局をも集めて、この問題についての相談をする必要を、大勢に浮び國策搜索中のスロー・モーション首相と雖も感ぜざるを得なかつた。

自發的か他動的かは知らず、國を焦土にしない内に、内田外相が老齡病軀疲勞困憊して退き、玄洋社出身が正何位動何等の肩書よりも輝く廣田氏が、非常時後繼外相として突然舞臺の上に躍



り出たのは幸であつた。一度軍部の腹中に飛込んで、超對外硬の外交を、昔の内田伯から計算しては、どうしても出てこない勇氣を以て行つたが、滿洲國承認、聯盟脫退を契機として、さて本然の内田外交、外務省的外交の常道に歸らうとした時は、もはや渾身の力を出し盡した後で、轉向の自由は残つてゐなかつたやうである。昔日のゴム人形のアダ名は、やはり突けばへこむ意味であつて、力が除かれた時、元に復する弾力を意味するゴムではなかつたのである。

廣田外相は九月十六日（昭和九年）外人記者團に對して就任挨拶を兼てステートメントを發した中にかういつてゐる。『日本が取るべき根本政策は、去る三月の大詔に於て明白に且疑義なく明示されてゐる。即ちそれは滿洲國の獨立を尊重しその健全なる成長を助成し、斯くして極東平和の強固なる基礎を築くことにある。且又總ての國々と一層の友好的關係を深むべく更に努力する事であり、世界平和の強化に向つてのあらゆる企圖に付自己の職分を充分に守る事である。（中略）我々があらゆる國々と最もよき關係を續けてゆかねばならぬことはいふまでもないが、特別の注意を我國直接の三大隣國との關係について拂はねばならぬ。それは即ち支那、ソヴェート聯邦、アメリカである。イギリスとも經濟協定を結ぶ事が必要である。右は兩帝國間の傳統的友好の礎を強固ならしめるため缺くべからざるものである。日本の外交政策の具體的プログラムは他國との關係の綿密なる検討を基礎とし、且國家群における日本の立場及び使命に適應して造り擧げら

れるであらう』と、併し乍ら一般狀勢、寧ろ軍部の態度として表れてゐるのは、必しもこれと調子が合つてはゐない。

現に、この廣田外相新任の前日、九月の十三日には、大角海相の合同通信社の質問書に答へたステートメントが米國の諸新聞に掲げられてゐる。それには日本はロンドン條約は人類の福祉の爲に調印したがそれは條件付だといひ、ワシントン條約の如きは十二年前に出來たもので、それ以來國際狀勢は全然變つたから、日本にとつて安全保障上全く不適當のものになつてゐる。吾人は現在の比率に不満だから、次の會議には比率變更を要求する心算だと語り、日米戰爭の可能性についての意見としては、

『本大臣は日本の國家的存在が脅威され干戈に訴ふることが唯一の防衛手段たる程に危機に瀕せしめられざる限り、世界は決して日本が他國と戰爭に陥る如きことなきを認知するに至るであらうことを確信するものである。』

と答へてゐるが、あながち翻譯の文章がわかりにくいばかりではないらしい。

一方同じ十三日に、陸軍側軍事參議官會同の席上、荒木陸相は現下内外の諸情勢は到底安閑たる能はざるものありとして、全陸軍の安全なる一致的支持協力を求めてゐるが、陸相の見るところによれば、國際聯盟脫退により我國は事實上孤立無援の状態にあり、隣國支那は滿洲事變以來



特に日本に含む所多く、然るに一方支那と米國との間には急激なる友好關係が増進され、航空權通信權の如きは完全に米國の掌中に歸してゐる。ロシアは滿洲國境の兵備を充實し、今は日本の軍備が充實してゐるため乗すべき機會がないが、一朝日本の軍備に何等かの缺陷が生ずれば如何なる態度に出るかかわからず、米國では海軍の擴張をやつてをり、對日比率が優勢になればどういふ無理押をせぬとも限らぬ。支那の以夷制夷外交で米國を後立てとして抗日を激化せしむる場合、支那市場に特に利害關係の深い英國の去就も疑問である。『かく見來るときは、一九三五—三六年前後に極東に何等かの紛争が発生すれば或は非常なる擴大を見るかも知れぬ。これを未然に防止する唯一の方法は軍備の充實である』といふのが、全陸軍一致して陸相を支持する所以の見解である。しかして陸海軍の充實に緩急前後をつけることが出來ないのは、今日は危機が餘りに切迫してゐるからであり、一九三五—三六年を目標に陸海同時に充實整備を期せざるを得ない。

『よつて現下の日本としては何をおいても、重點を國防充實といふ一點に集中して諸般の國策を樹立實施せねばならぬ。内政問題についても、これが決定されるれば自ら諸政策は確立されてゆく譯である。』

この軍部の立場をそのまゝ齋藤内閣の立場とするか。この軍部の見解と、三月の大詔を基にして外務大臣が外國新聞記者に語つた所とをどう調和するか。殊にこの陸海軍の要求する豫算を財

政當局はそのまゝ容認するか。閣僚は軍費を先議した殘餘分配、或は豫算削減を前提としての豫算査定を甘受するか。この國家としても大問題であると共に、齋藤内閣の運命にとつても大問題である事態を、如何に處理してゆくかに就て、首相を加へて、海陸軍大臣と、外務大藏兩大臣の五大臣會議が行はれたわけである。

二

外務當局と軍事當局の國際情勢に對する認識は以上の如く異つてゐるやうに見える。兵力量の問題については海軍大臣と軍令部長の意見は一致たるべきことは勿論であるやうに、外交國防の國策は、外務軍部一致たるべき事も無論でなければならぬ。幣原外交は一致しないので打倒され、内田外交は一致なくなりさうになつて退いた。廣田外交はどう一致させるか。これからの問題である。そしてそれは單に廣田外相の問題ではなくて、齋藤内閣の問題である。かくて五大臣會議が開かれる。

過去の事實の上に於ては、外務省に國策の持合せがなくて軍部には一貫不變の國策があり、豊富にして自由なる豫算と人材の使用によつて、國際情勢において、特に隣接諸國の狀勢に對しては、より精密、より精確なる情報をもつてゐた。かるが故に軍部は力においてのみでなく、頭腦



に於ても、外務當局に勝り、閣議における勝利者として、外交をも引づつていつたものと思はれる。併し乍らそれは憲政からも官制からも常道ではない。権限と責任からいつて、外交の主管は外務大臣で、國際狀勢の判断は先づ外務大臣に聞くのが當然である。判断が出来なかつたり、間違つた判断ばかりしてゐる外務大臣は退いて、責任をもつて判断が出来る者が替らなければならぬのである。

五大臣會議の内容といふものはよくわからぬが、おいそれと結論が出て、國防と外交と財政が調整出来るなら、非常時でも難局でもない。五大臣會議の必要は、當然に、前途に横はる難關を前提してゐる。難關の前にへこたれるつもりで開かれたものではなく、難關を打開して進む決心の下に行はれたものだと思はなければならぬ。衝突して軍部大臣が玉碎し、内閣が瓦解するといふ筋書の下に開かれてゐるものでは勿論ない。現内閣が倒れて次の内閣が出て、どういふ國策を實行させるかといふ目算が立てば、現内閣の齋藤首相はその同じ國策を行つて延命を策するに躊躇するものではない。たゞ齋藤首相は、淡白に鈴木總裁に自白してゐる通り、種々考へてゐるが今の處國策を持ち合さないのである。組閣後一年半で國策が考へ出せぬのはスロー・モーション以外の何かでなければならぬが、とにかく古今東西の歴史に稀な無爲淡白な首相であるらしい。新聞紙に傳ふるところによると、十月六日の五相會議は、先づ今後の外交國策を中心議題とし

て凝議し、

「國防國策の確立は外交政策の樹立が前提的條件であり、外交方針の確立を圖るためには、現下の對外情勢、就中對米對支外交の的確なる現狀認識と、これら諸外國との將來における外交關係の見透しを決定する事が緊要である。」

といふ點には五大臣共全然異論がないが、さて、この『的確なる現狀認識』といふものゝ内容が必しも一致しないらしい。大藏外務兩相の見解は「緊張せる對外關係の現狀を打開し、わが國防の支柱として國防國策に先行すべきものは外交方針の確立である」として、この打てば火が出るやうな緊張、赤熱白熱して自ら發火せんとしてゐる狀況の中に、火の出ないやうな外交を見出さうとしてゐるのは、會議散會後高橋藏相の語るところによつても察せられる。

「國防は一日も忽にすべからざるものだが、國防あつての外交、外交あつての國防だから、國策としては打つて一丸としなくてはならぬ。で國防計畫をどうするかといふには、先づ外交國策の樹立が先決問題で、これをどうするか、今日の緊要事である。日本は國際聯盟を脱退したとはいへ、いづれもこれが各國と事を構へようといふのではない。聯盟脱退に際して下し給へる詔書にも宣はせられてゐる通り、脱退しても國際協調を保ち世界の平和に貢獻しなくてはならぬ。我々はこの聖旨を奉體服膺して外交方針を樹てなくてはならぬと思つて



ゐる。この外交國策が樹立した後國防計畫といふことになるが、半面にまた外交國策を樹てるには又國防がこれに伴はなくてはならない。二者の關係は飽くまで相關關係でなくてはならぬ。だから話が六ヶ敷くなるが、此重要問題については早く結論をつけたいと思つて慎重研究擬議してゐるやうな譯だ。』

廣田外相になつてから、閣議で外交に關しては外務大臣が發言し、國際情勢に關して荒木陸相の高教を煩はすことが少くなつたと傳へられる。高橋藏相が廣田外相をば、息子の様に眼をかけてバツクしてゐるなども話される。陸海軍部の前に軍事費を投げ出して、海陸を争はしめて互に牽制させるとか、海陸共同戰線を張つて財政當局に當るのに對して、大藏外務攻守同盟を結んで防禦するとかいふのは、凡て鬭争的人世觀に發する見解であつて、爲にする者の宣傳であらうが、各省各々仕事の立場から、軍部が軍事第一に考へるのも、外務當局が外交によつてこの國難を打開し度いと考へるのも、大藏當局が財政上の立場を憂へて最善を盡さんとするのも、凡てこれ國を思ふの至誠。決して相對抗し、私心あつて相争ふことを目的としてゐるものでないことはいふまでもない。たゞ右から見るのと左から見るのと、近眼と遠眼と、細かく見るのと高所大所に着眼するのと、各々その程度でいろ／＼な真相が見られるわけである。荒木陸相が十月七日の車中談に云ふ如く、五大臣會議が相當の難障のあるのは好い子を産む爲であり、眞劍に國策を決

めるとなれば相當時日も要しやう、陸相は前途に難關ありと信じて、

『ハツキリといへぬが今後の成行は大きな疑問だ。我が對外方策は滿洲國承認國際聯盟脱退によつて決つてゐるのであるから、内田外相から廣田外相に代つたからとて、對支對露對米の外交が變るなどと思つてゐれば、世間がどうかしてゐる。』

世間の一部では廣田外相による緩和策が期待されて居るやうであるが、露國の極東方面においての兵力集中やアメリカの海軍擴張問題から、日本對米露關係は尖鋭化してゐるやうに見られ大分憂慮してゐるものがある。』

といひ、『ロシアに對しては不侵略條約を蒸返されるかも知れないが、これは末の派生的な問題であり、相手が兵力を國境に集めて來てゐるのだから、相手が撤退しない以上どうにもならない。支那問題についても、廣田新外相になつたからといつても、日支親善とあまりあせり過ぎてはいけない』といふこの陸相車中談と、前日の高橋藏相談と比べて見れば、五大臣會議の前途容易ならずと誰にも思はれよう。

三

國防第一主義、軍事豫算先議の大方針は變らないが、それだからといつて、軍部側のいふがま



まに國防國策を決定しなければならぬわけのものではない。齋藤内閣の政策方針であるなら、齋藤首相は勿論、閣僚全部が同意し、納得し支持するものでなければならぬ。たとへ軍部豫算を鵜呑にするからといって鵜呑には鵜呑だけの用意がなければならぬ。喉の道が細ければ擴げる、擴がらなければ切開する。切通しをこさへて呑込んで、胃の腑が消化し腸で吸収されなければならぬ。榮養百パーセントでも無理に押し込んだ食物が、消化不良で、そのまゝ吐いたり下したりしたのでは何にもならぬ。この位の食物が消化出来ないなんて不甲斐ない體でどうなると叱つて見ても、さうなつてからでは遅いし、そんな病身だといふことになれば、その病氣の方を先に直さなければならぬ。軍部豫算が調査よろしきを得てカロリー十分でも、受けつける身體健康の方を診察する醫者は他になければならぬ。

荒木陸相もいふのである。「自分は國內さへ協力一致團結して行けば何等對外問題等恐れる問題はないと思ふ」と。眞に然りである。そこで先づ舉國一致の精神的結合の筋書が運び、未曾有の軍事豫算に對しても、政友會は眞先になつて、國防關係においては滿洲國と南洋委任統治領を第一線とし、「萬遺漏なきを期する」旨の國策を提示してをり、民政黨も陸海空軍を通じて「統制ある計畫の下に國防費を計上することを要求する」だけで鵜呑的傾向にあり、國民同盟も軍事費は特別會計にしるといふのみでこれも大體賛成らしいから、國內の協力一致團結はあるわけだが、

悪いことにこれらの國民代表諸君が作る政黨は、軍部的勢力指導の下に國民から不信任をたゞきつけられてゐるから、邪魔も出来ない代りに、賛成しても頼りにならぬ。議會が國民代表でないといふことになると、國民的支持を形式の上に現すのに困難、少くも不都合である。それに輿論機關といふのは開店休業的狀態を續けてゐるのだから、猶更始末が悪い。

滿洲事變から聯盟脱退まで國民は欣々然として軍部の指導に服したやうに見えた。五・一五事件でも減刑運動に於て十萬か、何十萬かが可成り速かに動員されてゐる。併し乍ら臨席の警官の威に恐れ、場内警備の腕力に壓せられて、唯々諾々と聞いてゐる聽衆を前にした選舉演説の會場よりも、彌次もあり反對もあり、更に立會演説で反對の辯士の論旨を完膚なき迄に論難攻撃して、自己の主張と辯論の優勢を確認した時の方が、その辯士の自信もつけば、安心もある。今の反對論のない舉國一致的外形が果して心から納得し同意し同じ確信と主張の下にあるのか、力に屈服した意氣地無しか、それとも弱者のする消極的抵抗の姿であるのか、何か無氣味のものがあり、安心の出来ないものがあるに違ひない。軍備にも假想敵國があり、海陸軍の演習にも、攻撃軍と防禦軍があるのだから、學生のする擬國會の討論程度の賛成論と反對論が戦はせられないと舉國一致の信念にも磨きがかゝらぬ。同じ豐葦原瑞穂國にも、いろ／＼の地質もあり地層もある。奥山深く分け入つても他山の石を探し求めて來て、我が玉を磨く必要があるわけである。然る



に何ぞや、農民はその血の出るやうな叫びを議政壇上に代表されたことがなくして、五・一五事件の公判廷に於いて國民はロンドン條約の真相なるものを、言論機關によらずして軍法會議から聞いた。財閥と既成政黨の腐敗墮落を、國民の胸にやきつけたのは、無産政黨の闘士でも、國民同盟の代議士でもなくて、政治に拘らないはずの海軍青年士官であつたのである。これはなるほど非常時である。

非常時といふ言葉は、その使ふ人の都合のいゝやうに勝手に解釋されてゐる。廣田外相は親任式をおへて外相官邸で外相としての最初の談話をした時に、「この非常時は積極的非常時といふべきで躍進する國家の難關を突破せんとする非常時である。國家が滅亡の方向をたどる場合の消極的非常時とは格段の違ひである」といつてゐる。積極的非常時！ 善い哉言やである。積極的非常時は同時に自主的であり、能動的でなければならぬ。

「我輩は外交が行詰りとも、又さしたる難局であるとも思はぬ。いやしくも一つの國家が異常なる力を以て躍進する場合、他のバランスを保ちつゝ普通の力で進む國家との間に勢力の不均衡を來し、これがため國際的難局に遭遇することは當然のことである。」

即ち非常時の原因は我國の異常なる力を以てする躍進にある。他國から緊迫された國難が原因でない。

さうなると非常時對策も變つて來なければならぬ。アメリカが艦を作るからどうの、ロシアが飛行機を國境に集めたからどうのといふ受身で、受動的に勘忍袋の緒と一しよに太刀の緒を切る機會を待つてゐたのではない。能動的に自主的に、我國が好む處に従つて異常なる力を以て躍進するのである。滿洲國は健全に發展して國際聯盟の不承認決議も殆ど効果なき有様だといはれてゐる。歐米も支那も我等の前に道を開いたともいへる。荒木陸相のいふやうに國內さへ協力一致團結してゆけば何等對外問題等恐れる問題はない状態であつて、今や問題は寧ろ國內にある。荒木陸相が所管外の事項に關して國務大臣振りを發揮し、減反案に對する軍部の國防的見地からの反對を取次ぎ、財政經濟産業教育の凡てに互つて意見を開陳するものこの意味からだと解される。これも偉大なる非常時風景ではあるが、この舉國一致の心配、自分の主管以外専門家がその専門に閉ぢこもつて他を顧みないといふ冷淡無關心を排して、専門事項以外への關心をもち、努力を揮ふことこそが舉國一致の眞の姿でなければならぬ。軍人が經濟財政産業教育外交凡ての國政に對して考へてくれるより以上に、一般國民が軍事に關して心配し理解し協力することが、舉國皆兵の眞の意味であり、舉國一致協力團結の精神でなければならぬ。舉國一致の前に閣内一致の努力が拂はれるのは當然過ぎる當然である。



四

海軍の新規要求額が四億六千萬圓、陸軍が二億七百萬圓、その外に滿洲事件費二億圓を加へれば八億六千七百萬圓といふことになり、各省の新規要求十四億萬圓を約半減しなければ何としても算盤がとれぬといふ大藏省の査定額全部を陸海軍だけに充てれば、時局匡救費も出て來ないわけである。さうかといつて、「徒らに財政の基礎のみに氣を取られて國防の不安を顧みないときは、未然に防ぎ得る戦争を却て誘發し、國防充實のために財政上無理するよりも更に悲惨な結果をもたらすであらう」(貴族院側の軍部豫算觀)といふことも考へられないでもない。又民政黨側が最も恐れてゐるのは「非常時の懸聲により無批判に莫大なる軍事費が成立した場合、内には財政の調和を亂し、外には外交關係が悪化するやうな結果を來たす事になれば、これによつて益々國防費の増大を來し、或は底止するところなきに至る事態の發生せんこと」である。そこで政友會は國防關係に於ては萬遺漏なきを期し、大體軍部の要求を是認するといひ乍ら、これによつて生ずる赤字補填策を問題とし、經常歳入を以てせよといふかと思へば、増税には反對だ、無駄を省くのは勿論だとして、「陸軍の國防整備費にしても、海軍の第二次補充計畫にしても、その必要性と計畫内容とは區別して考ふる要があり、内容については財務當局の慎重なる検討を

希望すると共に、議會に於ては十分の審議を重ねなければならぬ」としてゐる。(以上の引用句は昭和九年九月二十五日東京朝日新聞に據る)

それが赤字公債にしても、軍事公債にしても、現在七十四億圓の國債をもつてゐる我國が、來年度に更に十億圓の公債を發行するといふことは中々のことである。そしてそれが明年度限りで済むわけのものでないのは、如何に税制一般の大改革をして、軍需工業其他景氣のよくなつたところからや特權階級財閥に御用金を仰付けても、十億の金は浮いてこない。一通りの政治機構、經濟機構の變革では一寸どうにもならぬ。歲入的見地からもさうであるが、歲出的見地から検討しても政友會總裁が口の先でいふやうな無駄を省け位では、この軍事費査定に對して蚊の涙だ。大藏事務當局が事務的に査定するとしても、國防外交等の基礎的調査が必要になつてくる。五大臣會議でも、首相の裁定でも、藏相の獨立的裁斷でも何でもいゝから、國防外交の方から、チャンと内閣の方針をピチツと決定してくれなければ、査定減をすることも出來なければ、しても何にもならぬ。

そこで問題は再び五大臣會議に戻らねばならぬが、廣田外相が、滿洲國承認一周年にして、世界が次第によき理解を得つゝあるから、今尙存在するかもしれない外部の誤解も、自動的に解消してゆくを確信するとなし、滿洲國の獨立を尊重してその健全なる成長を助成し極東平和の強固なる



基礎を築くと共に、總ての國々と一層の友好的關係を深め、世界平和の強化に向つて自己の職分を充分に守るのが日本の外交の取るべき根本政策だとし、「我々があらゆる國々と最もよき關係を續けてゆかねばならぬことはいふ迄もないが、特別の注意を我國直接の三大隣國、即ち支那、ソヴェート聯邦、アメリカとの關係について拂はねばならぬ」と聲明してゐるのは、原則として何人も否定出来ない所である。支那の事は朝に夕を測れないものがあるが、停戰會議の方向は正しく、現在の日支關係は全體的空氣から見て漸次好轉を示し、變態の日支關係を外交の常軌に復する意思を有することは、常務委員外交部長汪兆銘氏の斷言して憚らぬ所である。又石井特派全權の歸朝第一聲にいふ如く日米戰はゞ共倒れであつて、日米建艦競争を防止すべき日米間の外交工作はなきにしも非ずであり、若し夫れ對露關係に於ては、荒木陸相の露國の極東政策よりして對露關係の最險惡を不可避なりとする前に外交方法の盡すべきものありとするのは、外務當局が國家に對する當然の責任であつて、事が重大なればなるだけ、險惡状態の助長を避けるのが、自主的外交であり、積極的の國防國策である。

陸軍當局の豫算説明によれば、「隣國蘇邦は革命後十五年を經過して建設時代に移り、その第一次の産業五ヶ年計畫はその建設の目標を赤軍の充實に置き、あらゆる障害を克服し、專制政治の遺風に基く國民の忍従性を利用し、その日常生活をも犠牲に供し、全力を傾倒して斷乎これが完

成に邁進した。從て蘇軍の裝備は最新最鋭の戰後型を完成し、これを培養する重工業の發達と相俟ち、帝政時代に比し更に優越せる大陸軍を建設した」『しかも滿洲事變の發生は兩國間の國交に自然の緊張を來し、蘇邦の極東兵備は一段と充實せられ、開戰と同時に帝都の上空を空襲し得るの威力を完備した』ので、皇國陸軍は皇國々土と滿洲國の防衛に遺憾なき處置を講ずるため軍事擴張に非ざる程度に資材整備を目的として、一億八千萬圓の資材整備費其の他を要求するのである。防空演習の時には敵機はリンドバーグ機のやうに千島の方から飛來して、打ち洩らされた一二機が勇敢にも亂暴にも帝都の空から爆彈を落すの地位に思つてゐたが、米支航空密約で上海から北上し、蘇邦は開戰と同時に浦鹽から南下して、帝都の上空を空襲し得るとしたら、事は面倒である。併し乍ら面倒だけに、その面倒の日を不可避として待つてゐるのは愚だ、君國に忠なる所以でない。陸軍大臣が軍事參議官會同の席上で説明したやうに、國際聯盟脫退により事實上孤立無援で、滿洲事變以來隣國支那は特に日本を含む所多く、ロシアは滿洲國境に兵備を充實し、米國は支那の抗日を後援し激化せしめ、支那市場に利害關係の深い英國の去就も疑問だから、一旦極東に紛争が起れば、局面は非常に擴大するとすれば、上陛下に對し奉り下國民に對しても愈々以て重大責任がある。これを「未然に防止する唯一の方法は軍備の充實である」といふ結論を、軍部の結論に止らず國家の結論に決定するまでには、慎重審議して盡すべきだけの努力は盡さな



ければならぬ。支那の眞價は米國も理解して來たから、ヴェルサイユやワシントンの會議の時代とは異り、以夷制夷の支那古來の外交を成功させる愚を繰り返させるには當らぬ。英帝國も落日の勢であるかないか、印度や濠洲その他の自治領との關係もあるし、日本を強ひて怒らせる馬鹿はしなからうし、米國との利害が世界中で共通してゐるわけでもない。蘇邦に果して安心して他國と戦を交へるだけの政治的安定があるか。『専制政治の遺風に基づく國民の忍従性』なるものが、『その日常生活をも犠牲に供し』て、戦争に全力を傾倒し得るかどうか。更に日露戦争當時の露帝國のやうに、現在の蘇聯邦の國際的地位外交關係が戦争を敢てするだけの背後的工事が完成してゐるのか。ロシアの西部戦線は異状なきを得るか。こゝに國際狀勢の見直しと、外交工作の準備と努力の餘地がある。只管『唯一の方法は軍備の充實である』といふ結論に、斷乎として勇往邁進するには、もう少し、他の閣僚にも考へさせ、國民にも納得させ、用意させるところがなければならぬ。

五

陸軍當局の蘇邦觀中にも、軍備が單に直接軍費にのみ金を注いでもいけないことを示してゐる。裝備を最新最鋭の世界大戰後型にする爲には、これを培養する重工業の發達と相俟たなければならぬ。

らず、産業五ヶ年計畫の基礎の上に立たなければならぬ。さうなると政友會の産業計畫がどんなものかも、一寸回顧してみても、これが不誠意不完全で、且滿洲事變前の舊型用ゐるに足らずとせば、世界經濟會議後型の産業五ヶ年計畫を新に立て、見るがよい。陸軍大臣のいふやうに、『重點を國防充實といふ一點に集中』しても、これに従つて諸般の國策を樹立し、内政問題についても諸政策を確立しなければならぬ。現下の國策のピラミッドの頂點は國防でも底基には内政産業國策がなければならぬ、蘇邦を祖國扱ひしてゐた者は、地獄にいつて鬼に喰はれる、我國は蘇邦の赤字充實に當つてしたやうな『専制政治の遺風に基づく國民の忍従性を利用し、その日常生活をも犠牲に供し』て顧みないやうなことはせぬ。日本國民は専制力下に忍従して日常生活を犠牲にするのでなくて、喜び勇んで國難に赴かんとしてゐるのである。それには十分納得のいくやうに内外の情勢を、いろいろの方面から検討し、國民の智能を盡してこれが對策を練るの必要がある。

『貴様は認識不足だ、馬鹿ツ』どころではなく、『問答無用、撃て』では、億兆一心、舉國一致で、この國難を負擔してゆくには堪へぬ。五・一五事件に於ても、『問答無用、撃て』で解決したのは、犬養首相の生命だけで、彼等海軍青年將校の志は達しなかつた。これによつて警視廳でも血戦もなかつたし、戒嚴令も布かれなかつたのみならず、齋藤内閣は出來たが一年半たつても、犬養内閣で出來なかつたことを成し遂げたとも見えぬし、鈴木總裁によつて政友會が、犬養總裁



の下にあるよりも浄化され國家の爲に有用になつたとも見えない。併し乍ら五・一五事件はその公判廷に於ける被告と特別辯護人等の熱辯によつて、志を天下に知らしめたどころではなく、少中尉では到底行へないことを海軍に行つた。ロンドン條約締結の内情は暴露され、兵力量に関する加藤軍令部長の覺書までが、軍機に関するものとして檢察官がその讀上げに反對したに拘らず、特別辯護人の意見に従ひ法務官はこれを許し軍法會議を通して、國民はこれを知つた。ロンドン會議派といはれた者は、この秋の風にまだ枯れきらない梧桐の葉が落ちるやうに、海軍を去つてゆくではないか。

これは下尅上ではなくて、下意上達であると、海軍のクラス會側ではいつてゐる。さうであらう、さうでなくてはならぬ。天時よりも地利よりも人和である。統制と規律こそ軍の生命である。米國で建艦しても、乗組員が無くては、失業對策にはなるかしらんが國防國策にはならぬ。支那軍の爆彈が爆發力が大でも命中率が悪くては何にもならぬ。軍務局長が練習艦隊司令官に任命されて、十數日に轉せしめられたのは、少壯士官候補生が司令を艦から引ずり降したわけではない。凡てロンドン會議派といふものがあるやうに思はれてゐることが、帝國海軍に黨派があるやうになつて由々しい統制上の問題だから、海軍が一團となつて一九三五—三六年に對處する爲には退いて後進に途を譲るのがロンドン會議關係者に殘された唯一の御奉公だからである。

下意上達である。専制政治にあつても匹夫の言を捨てないのが大政治家である。上下一體になつて君國に盡す以上、上意下達のみならず、下意は上達されなければならぬ。下尅上は下が力を以て上に迫るのであるが、敵同士でない以上は力を以て事を決してはならぬ。上からの力で押しつける事も横からの力で車を押し切つてもいけない。古神道の精神は、荒魂と和魂との渾然調和したところにある。高天原の政治も外交も軍事も、すべて思兼命に思はしめ、四方八方から考へしめてから行ふ。自信ある武士は試合の時にも、相手に武器を選ばせる。況して柔道の試合中に、こつちの得手は劍にありといつて、柔道着を着て待つてゐる相手を、大上段に振りかぶつて打ちすゑるといふやうなことはしない。問答無用でない。五・一五の際でも問答は有要だつたのである。下意上達は立憲精神である。議會が民意を傳へ、政黨内閣が國民の生活に即して行はれ、自由で討議された上で、多數の是とする所に従つて決せられたなら、恐らくは五・一五事件もなかつたらうし、目下の議會と政黨と内閣の開店休業的狀態は生じなかつたであらう。陸海軍だけに國家を憂へさせないで、五大臣會議も、取り殘された二流閣員も、舉國一致的支持政黨も、その外の代議士も、軍人でも代議士でもない國民も、國家の重大事については、心を傾け、誠を盡して思兼命のやうに思はなければならぬ。そして八十氏神も八百萬神が天安河原に神集ひ神議りに議つたやうに、舉國一致で國難に當るには、五大臣會議がその模範を示さなくてはなるまゝ。



## 内政會議と官制改革

それでは國防の責任がとれぬ、これでは國家財政が立つてゆかないと、海軍大藏相闘ひ、遂に一九三五年の危機を望み乍ら、内閣の危機が眼前に迫つて來たが、齋藤内閣が倒れて變な内閣が出來られても困るといふ荒木陸相のステーツマンシップが、武士は相見互ひ、然らば滿洲事件費の豫備金一千萬圓だけは、陸軍より御融通申すといふことになつて、大藏省もしぼつて／＼血だか涙だかわからぬ最後の一滴、五百萬圓をポタリと落したので、内閣の危機は脱して又復未曾有の膨大豫算といふ二十一億二千萬圓の豫算案が決つた。

借金は返さぬが常道、棒引が徳政、豫算は大量分捕が功名手柄、大藏當局は金融財閥と共に、時勢の非なるを嘆いてゐるだらうが、軍部と雖もインフレで貨幣價值が下り、折角分捕つた陸海合して八億九千萬圓が、總豫算の四割五分のまゝで八億九千萬圓に使へなくなつては困る。世界

的赤字財政に、流石は「樂土」滿洲國だけあつて二三千萬圓の剩餘金をもつてゐるから、陸軍がなけなしの日本財政から一千萬圓の豫備金を餘計にとつて、滿洲事變に待機の姿勢をとつてゐないでもよからうといふことは、この頃では一介の武辨ではなく、外交にも内政にも、農村對策なんか農林省を指揮命令する實力をもつてゐる荒木陸相はよくこれを知つてゐるのである。

四千四百萬圓の海軍豫算の復活に、あと一千五百萬圓の第二回復活、合して六千萬圓で内閣の危機も過ぎ、少壯士官の非常時行動も無くて済んだのはやすい／＼と、ホツトした人々は少なからぬことと思ふ。それ程に五・一五事件は鮮かな印象と重苦しい壓迫を與へてゐる。願ればロンドン條約以來、いはゆる統帥權干犯と稱する、統帥大權の干犯と紛れ易いが軍令部長の權限を海軍大臣事務管理の内閣總理大臣が犯したといふことがあつて、加藤軍令部長、末次軍令部次長以下、海軍大臣財部全權は勿論、留守を預つた山梨次官、次の軍令部長谷口大將、首席隨員左近司中將以下のロンドン會議派は、黄ばみ盡さず落ちる桐の葉のやうに次々と散つてゆき、遂には寺島軍務局長が練習艦隊司令官に任命されて十數日でやめられたといふやうな帝國海軍初まつて以來の大椿事があり、十一月の定期異動で、末次大將を聯合艦隊司令長官として、千九百三十五年の危機に對する帝國海軍の陣容完しといふことになつた。



この間に立つた大角海相の苦心は並大抵のことではない。議會で「我過てり過てり」の古賀中尉の手書を………：クラス會の總起立に對しては、………を振りかざして鎮壓したといつて鼎の輕重を問はれたが、それはその好箇最適の高級副官を長くつとめた圓滿具足融通無碍の海軍大將、いつのまにか軍令派の波頭にフワリと乗り移り、部内の大勢を察し統制の必要を見て、ロンドン派をすつかり掃蕩し盡すといふ鮮かな手並を見せたものである。何とか派などいつて帝國海軍の中が分れてゐるやうにいふのは政黨を見馴れてる新聞あたりの籤睨みであらう、大元帥陛下の統帥權下にある帝國海軍内に對立のあるはずもなく、下尅上などといふことがあつて、少壯下級の將校士官に上の方の任命を動かす實力があるはずもない。たゞ氣の合つた同志が氣を揃へて國防專一、海の守りを固くしたことと思つて、豫算の重壓の下に苦しみあへぎつゝも、國民一同安堵してゐる次第である。

二

海軍の方はそれで收つたが、收まらぬのは農林大臣だ。豫後備將官に拍車をかけ過ぎて後がこんなことになつたやうに、農林省も農村關係團體を動員し、保護助長行政の特色を發揮した傾があるのです、このまゝ引下るわけにはゆかぬ。その上、根が正直で眞面目で通つてゐる後藤農相とし

ては、辭職の決意は決して芝居でも懸引でもあるまい。しかしながら陸相が臍線りを出しても認めなければならぬ豫算案であり、取とめねばならぬ内閣の壽命であつて見れば、やすやすと軍部大臣は補充が難いが農林大臣なら後釜はいくらもあるといふわけにはゆかぬ。そこで忙しい間は棚の上にあげてあつた内政に關する國策樹立會議をおろしてきた。

有つても無くても國策は豫算に盛つてしまつたはずだから、盛り残りの國策會議となると、豫算分捕のラグビー試合後の疲れもあり、選手は勿論見物人も氣乗りのしないこと夥しい。結局「後藤農相の顔を立つる會」位なことになつてしまつた。金を出さずに顔を立てよう、或は、金を出さ代りに顔だけ立てようといふ會議なんだから、「農村振興は精神作興から」なんて精神家荒木陸相や青年團の後藤農相の好きなやうなとこへ話をもつてゆき、九十五萬圓で百姓道場を開き、篤農家を養成して、農村自力更生の百年の大計を立てたら如何で御座るなどと、大眞面目で、話をそらさうとする。一方はその手は喰はぬと食ひ度い物の品數を並べる。

五相會議で八億九千萬圓の軍部豫算獲得の基礎工作に成功した陸相は、農村問題の解決は「作戦上絶対の要求だ」として、内政閣僚會議へ臨監してゐる。農村は米の生産地であるばかりでなく、兵隊の大量生産地盤であるからである。農林大臣の唯一の後援者として内政會議に臨み、参考案を提出し、いざといへば資本主義陣營を震撼するに足る軍部最後案を突きつけるぞといふ勢を



示して、劍を按じて控へてゐるのである。中には農林大臣示すところの十項目なるものは、結局は陸軍案なのだ、陸軍から出た資材を農林省が天ブラの皮をかぶせたゞけだなどともいふ。いやウドン粉もまぶせてないカラ揚げだよといふ者もある。百姓道場で荒蕪地開墾を稽古させて全國農村に歸つてその眞似をされては、農林省の減反案思想とは全く相容れないことになるではないかといふのである。

一體今の農村の悩みは、勞力の不足は東北諸縣の壯丁を滿洲に送つて國家の爲に盡さしめてる地方だけで、あとは手が餘り口が餘つてゐるのだ。農民が働かないのではなくて、働けば働くだけ損がゆくことなのだ。働けど働けどなほ我がくらし樂にならざる悩みなのだから、百姓道場で勤勞精神をたゞき込むのもよいが、より重大な對策が、働けば働いたゞけのよい報いがあるやうにすることではなければならぬ。さうすればわざ／＼全國から篤農を集めて短期講習してそれを各農村へ配付するなんてことをしないでよい。一體農民の眞の教育は、そんな付焼刃的なことで出来るものかどうか、農業の本質から見ても疑はしいのだ。滿蒙移民でもその傾があるが「艱難汝を玉にす」の諺を眞にして、國難は國民を鍛鍊する唯一の方法なりと考へ、國民に苦難を加へることが政治であり、國歩艱難によつてのみ國民統一を計らんとする思想が、この荒蕪地開墾の難行苦行案にも含まれてゐるのではないかを感じしめる。

農民精神作興結構、農村工業結構、産業組合經濟による資本主義是正結構である。農村負擔輕減をしなければ農村が立ちゆかぬことは、凡ての第一歩である。しかしてこれらは來年度豫算の問題ではなく、單なる農村對策ではない。一體豫算編成の直前になつて、國防と外交の大方針をきめるの、内政閣僚會議を開いて國策をきめるのといふやうな、學校生徒の試験勉強のやうなことをすることの根本に誤りがある。本來ならば内閣組織の前から準備があつて、組閣の大命を拜する程の大政治家には、組閣の翌日から實行第一歩を踏み出せる用意がなければならぬのを、豫算がきまつてから持越しの内政閣僚會議を開いて、今更らしく農村疲弊の病根がどこから來てゐるかその原因を究明して、政府の直接關與すべきものと農村の自發反省によるべきものとの範圍を明確にする必要があると三土鐵相、高橋藏相の意を迎へつゝ政友會代表大臣としてこれをのべれば、來年度豫算關係や議會問題等を考慮せず、農村對策の根本論を解決し併せてその恒久對策を決定すべく政府に特別の委員會を作らうと、山本内相あたりが、後藤農相が進退を決しなければならぬハメを先にのぼさうと、老人らしく取なす。政民一致して軍部に當らんとする空氣といふよりも、軍部的現状打開勢力に對する、現状維持的財閥政黨勢力の對立の必然性がこゝにも現はれつゝある。滿鐵が拓務省の勢力下になくて陸軍省指揮下にある如く、永井拓相は民政黨を代表するよりもより多く荒木陸相の傘下にあり、作戰の必要上か軍部と農村の緊密なる關係から來る



かは知らず後藤農相は軍部と共同戦線にある。こゝに破裂はしないが、閣内にも二つの龜裂がある。この龜裂の線に沿うて、政治的諸勢力も動搖し離合集散しようといふのが、一九三五年を前にして、昭和九年の政界状態なのではあるまいか。とにかく内政閣僚會議の行く先はわからない。わかつてゐることは、何等の結論を得ないで、農村は今しばらくこのまゝの苦惱をつゞけなければならず、社會はこのまゝの不安を感じてゐなければならぬことだ。

三

先に國防外交に關する五相會議が行はれ、次で内政會議がだん／＼殖えて八相會同してはじまるといふのは、決して閣僚の内に、一等閣僚、二等閣僚、等外閣僚といふやうな區別があるわけではない。内容的にはいろ／＼理由もあらうが、形式的に見て、不知不識の内に、今の閣議では人數が多過ぎて、閣議らしい閣議が行へぬ。國策樹立なんて、議を纏めるには、少數だけを集めて篤と相談する方が好結果を期待出来るからである。

内閣々議が十三人、西洋流の御幣をかついで、數が悪いといふわけではないが、十人以上になると圓卓會議も大きくなりすぎて、膝突き合せて懇談といふよりも、會議氣分になり、産れつき演説好きの永井拓相なんか、つい起ち上つてしゃべり過ぎて思はず議會制度改革の演説なんか

をやつてしまふ。議會制度改革を閣議の席上に持ち出したのが悪いのではないが、不用意に、突然に大問題を出して、他の閣僚から、政治家の態度でもなし、學者の立場でもない。左様、學生が擬國會でする演説ですなと、軽く片付けられてしまつて、折角の大問題が、却つて提出される機會を失つてしまつたことを遺憾とするのである。

その上、大臣の數が多ければ、權限の衝突が無數に自乗か順列して多くなる。事勿れで納めてゆくには、互に牽制させ制御させて、不満なる現状維持で、國務を澁滞させてゆく外しかたなくなる。これでは國家が何かしなければどうにもならぬ非常時には役立たぬ。獨裁政治はこの形式の否定の上に立つのである。ソヴェート・ロシヤはいふに及ばず、ムソリニヤヒトラアでなくても、英國のロイドジョージの軍事内閣でもさうであり、我國でも時々考へられる内閣の上或は内閣の外にある國務機關を要求するのは、結局が閣員が多すぎて、中には何にでも口を出さずにはいられぬ一言大臣や、何もわからず唯々諾々の伴食大臣が多くて、内閣が活潑に動かないからである。總理大臣の下に數人の閣員は必要にして十分である。伴食大臣なしの巨頭内閣、五人の頭が皆デカクなくともよいが、話の纏る閣議、即ち實行に移せる國策執行機關が必要だ。それには今の大臣は多すぎる。

豫算の數字や仕事の分量からいつたら、内閣制度の出來た明治の中年よりは、もつと省をふや



していゝ勘定になる。その勘定から、鐵道大臣が出来、拓務大臣が名をかへて二度の務をし、農商務大臣が、農林商工の二大臣になつた譯だが、行政官廳や官吏の數は仕事の分量と共に増していゝが、大臣の數はそれに比例して殖えるべきではない。寧ろ複雑多様になればなる程、責任は歸一し、責任を明かにする爲に最高機關の數は少なくならなければならぬ。省を多く分けても、省長官を置いて國務大臣たる各省大臣を少くすることも出来る。豫算の額に比例して大臣の數をきめたら軍部大臣なんか七八人あつてもいゝことになる。しかし現に一人でも、荒木陸相は七八人分をしゃべりまくり、五大臣會議を二つ位は背負つて立てるから、巨頭大臣の數は少くていゝ證據になる。

A 軍部大臣・交通大臣・産業大臣

軍部大臣は、豫算の割合では七八人でも足りなからうが、責任が一つに歸する爲には、陸海空軍一人の軍部大臣でよい。統帥權は大元帥陛下の下に統一されてゐるが、閣議に於て、又議會に對して、豫算を説明し、質問に答辯し、國務に關する天皇輔弼の責任を負ふ主管大臣としたらば、一人の軍部大臣を以て可なりとする。國務機關と統帥機關の權限と事務の分配に付ては別に論じなければならぬ。鐵道省や遞信省の如き現業官廳の長官を國務大臣にしておく必要はない。現業官廳として鐵道省や通信省といふのを置くとするもその鐵道省長官なり、通信省長官は親任官でも

いゝから閣議には列せぬことにして、別に國務大臣としては交通大臣を置き、海陸の交通行政を管理し監督する。今の鐵道省の監督局や遞信省の通信局管船局航空局の外に内務省の土木局もここに集めて、現業官廳たる鐵道通信各省をも監督し統制する。

遞信省の内でも電氣局などは寧ろ離して産業省の中に入れる。産業省の主體は今の農林商工を元の農商務省に戻したものである。拓務省を獨立させておいて、所謂外地の産業政策を内地と差別的に扱ふことは、拓務省が前には遞信省との關係において、後には米の問題で農林省と折衝を不必要に面倒にする嫌ひのあつたことによつても、問題だと思ふ。まして統制經濟の日滿兩國に及ぶ經濟プロツクの必要が唱へられ、日滿兩國の人種的差別撤廢が考へられてゐる時に、植民地總督政治を殘存せしめておく事が矛盾である。殊に内地延長主義が唱へられ、獨立主義が否認され、總督といひ乍ら軍權の無い丸腰の文官が之に當つてゐるのであるから、樺太を先づ北海道と一しよにして内地化するのを手始めに、朝鮮は舊王國として日韓併合の歴史に鑑み暫く措くとすも、臺灣は琉球と一しよに一つの州廳の下に置く方が適當であつて、さうすれば朝鮮だけのために拓務省を置く必要はなくなる。必要あれば滿鮮を一つにした大陸省でも置く方がいゝ位のものである。それは冗談でなく、滿洲國が日滿議定書によつて特殊關係にある以上、滿洲國に關東軍司令官があると同時に、閣議に滿洲國關係の國策を代表し主管する國務大臣があつて然るべき



である。これをたゞ一人の陸軍大臣に任せておくのは、滿洲事變に引つゞく過渡的時代としての非常時的取扱と見なければならぬ。

**B 保健省・内務省・文教省**

内務省から道路港灣水利を管掌する土木局が取り去られてしまふのは、右手をもぎ取られてしまつたやうなものである。しかし内務省の管轄といふものは、國內行政中産業教育等に分化してゆくものゝ跡に残つた殘餘部分に過ぎない。大きくしようと思へば國政の全部に互り、小さくすれば零に迄なり得るものである。

社會局と衛生局を合して社會省と名付くるもよし、「社會」が毛嫌される御時勢ならば、安達國同總裁の考へたやうに保健省でもよい。これに文部省の體育課、社會教育局を加へ、司法省から、監獄が刑務所になつてから何といつたか、出獄者保護に關する事項もこゝでやる。さうなると内務省に残る所は、地方局と警保局と神社局になる。神社局は日本精神時代で、思想善導のために神祇省をとの話もあるが、八百萬の神でも、神様を指導監督するわけではなし、神様に御つかへ申す神官神主もあるし、警察の方の厄介になる淫祠邪教は神様ではないから、官吏の手にかゝるやうな事項は結局神社の建築營繕と奉幣だらうからこれは省にする程の事はあるまい。神社局が警保局と隣り同志で残るのも異なるもの故、これは又文部省から宗教局を取りかへし、國寶や特別

保護建造物から、美術教育にあらざる美術行政までを加へ、自然科學人文科學を大學以下の學校任せには出来ないから、これらの爲の學藝局を創設し、學校教育に關する事務局と、司法省が大審院長と檢事總長に任せるに不適當なものでも残つてゐればそれを纏め、更に映畫國策も思想對策も檢閱事務も合せて文教省といふものでも作つて文教大臣を置く。

**C 外務省・大藏省**

あとは外務と大藏だが、外務省の方はいくら非常時でも、軍部省の片手間には出来ない。外務省は通商局を産業省の方へやつてしまふ事も考へられるが、これは反對に外務省を通商本位に改造した方がいゝのではないか。少くも人事に於て、専門のない宮廷外交官の遺物のやうな人物本位にしないで、領事商務官のやうな經濟外交官本位にする。もう一つは二百萬圓の豫算は二十萬圓しか認められなかつたが國際文化局の仕事をもつと外務省の本業にする。さうなると語學（實はそれも頗る役に立たぬ）と交際（この方も出來てをらぬ）をする事になつてゐるやうな、非常時には勿論、常時にも役に立たず、請訓の電信局員のやうな外交官はやめて、もつと廣い範圍から人物を採用し、國際經濟と國際文化の交渉調査に適する實質的人物を養成してゆく。そして會議外交には外交官は下廻りの役にまはつて、討議にも馴れてる政治家（これも之から養成だが）型のもの、各事項の専門家をして當らしめる事にすれば、有れどもなきが如かりし帝國外交も刷



新されようといふものである。さうなれば通商局も國際文化局も孤立しないで全體に没入して、アジア、アメリカ、ヨーロッパ、南洋濠洲、アフリカを合して南洋局にでもすればよい。條約局を忘れたのは條約を尊重せざることにきまつたからといふわけではない。

大藏省の方は、主計局が豫算局として内閣の直屬になると理財局や主税局が残り、外に營繕管財局や專賣局や預金部なんかあるがこれは別だ。國家統制主義とやらが發展して金融業が國營になれば、理財局と預金部など變化がこようが、そんなことは考に入れないで、まづ專賣と國債と租税の歳入官廳になるわけである。專賣局長官と租税局長官は、黨人不許入にしてもよい。それで豫算局長官は法制局長官と共に、内閣總理大臣に直屬して、車の双輪をなすわけ。全く以て主計局の豫算査定は單なる財務ではなくて、國務の分配なんだから内閣直屬の方が本當だ。法制局の方も今の法制局の仕事の外に、司法省の法規制定に關する事項をこゝでやる事にする。内閣にはこの兩局の外には、賞勳局と恩給局を一しよにして恩賞局といふものを作り、以上三局長官は親任とし、その他は、統計局、印刷局は元の如しである。軍需局は或は統計局と合して國勢院にした昔に返してもいいが、軍部省が軍人の人事や統帥權に關係する方は參謀總長、軍令部總長の方へ譲つてしまふから、軍需局の仕事が一番主となるのかもしれない。そこでこれは軍部大臣の方へつける。

かうなると内閣總理大臣は、豫算局長官と法制局長官を左右に従へて國務を總理し、内閣書記官長は恩賞局、印刷局、統計局等を統べて併せて秘書官長の仕事もする。その下にある各省大臣は軍部、交通、産業、保健、文教と内務、外務、大藏合せて八人、内閣の二長官は閣議に列して意見は述べてもよいが議決の數に加はらず、八大臣の意見が五對三になれば五の方に決し可否同數の時は總理大臣の決によるとする迄もなく、總理大臣は政黨總裁ならば、その政黨の政綱を行ひ、はじめから閣内對立はないわけだし、大命は各省大臣に下るのでなくて、組閣の大命が内閣總理大臣たるべきものに降下する慣例だから、その大命を拜した者が、その主義政見によつて政策を行ふのだから、この方からいつても閣内の意見二分はないはず。今の様に組閣後一年半たつて國策樹立の會議を開き、しかもこれから研究審議なんてことは、非常時でもスロー・モーションでもひどすぎるのである。

四

中央官廳の方は各省大臣數を減らす、地方行政の方はどうするか。自治權を擴張して、大綱は統制を強くする一方、小さい事をさう何から何まで指導し助長し監督することを中央ですることが、今日の國政澁滞不振の最大原因なのだから、これをやめて、地方自治擴大、府縣知事公選



の田中總裁以前の政友會案がよい。その上に地租委譲はどうでも地方財源を與へるなり、國庫配付金制度を確立する一方、國政事務は自治團體に負擔をかけず中間機關を置く。

十一月二十日から二日間に亘つて警視廳で開かれた近縣刑事課長打合せ會で、警視廳を中心として、神奈川、埼玉、群馬、茨城、千葉、栃木、山梨、長野、静岡、福島各縣警察部が、犯罪捜査線を張り、ベル一つで總動員が出来るやうにしようといふ捕物協力を決し、自動車その他高度交通機關利用の近代的犯罪の對策を、遅ればせに相談したのも、府縣單位では警察機關に於ても、狭小過ぎることを證明してゐると見られる。

田中内閣時代に、當時の法制局長官、今の政友會の政務調査會長前田米藏氏が、行政制度審議會の幹事長として作成した州廳案なるものがある。朝鮮臺灣を除く全國を北海道の外六州に分けて東京、仙臺、名古屋、大阪、廣島、福岡に州廳を置き、州長官を親任官とし、諸般の地方行政を管理する機關とするのである。

臺灣、朝鮮の總督政治も多少の變改を加ふべきものであらうが、樺太は北海道長官の管下に加へて差支なく、内地を六つの大區域に分けるといふことが常識的には適當だと思はれる。田中内閣の州廳案では府縣を廢して、適當な箇所に支廳を置くこととしてゐるが、郡制に續いて郡役所を廢止して、必要な所に支廳を置いた經驗からいつても、今俄に府縣を廢するのは却つて混亂を

來す。支廳を府縣の數以上に設置して州廳による地方行政の下級機關とするとしても府縣は現在のまゝ自治體として残り、自治權を擴大して知事を公選し、税源を與へて地方財政の基礎を確立するのが、政友會の從來の主張にも合するのである。しかしして州廳は専ら國政の機關たる地方行政官廳とし、一方に市域の擴大、町村の併合の傾向は増進せしむべく、六大都市に都制を布いて府縣の監督を脱して獨立した自治體とし、同時に六大都市をとられた府は自然廢されて殘餘の縣その他小縣の廢合を行ふは可なりと思はれる。

そして州廳の一番大きな仕事は警察權の統制であつて、その下に警察署は現在の如く小さく方に置くから、府縣警察部がなくなつて州の下に大きく括られるわけである。これは選舉取締の場合にも從來より好結果をあげられようし、比例代表を行ふ場合の區域を大選舉區にする都合もよからうと思ふ。この警察權と司法警察權を行政大臣から離して檢事總長直轄とする問題もあらうし、自治團體たる都や縣にも衛生交通風俗警察權は與へてもよからうといふやうな問題も起るであらう。



## 行政の整理と充實

—

行政整理といふ聲は、随分聞かされてゐるのであるが、少しも行はれてゐないのは、それが整理されては困る側の人々の手に任せられてゐるからである。今迄でも行政整理といふ事が行はれたことにはなつてゐるが、それは單に人員淘汰の範圍を出でないし、おまけにそれは本官をやめて恩給をやり、俸給費からの支出を少くして、囑託名義で使つたり、或は又一時は減らしても、一二年ですぐ又元の奎阿彌で、前よりも人が多くなつてゐるといふ實情である。

一體、仕事を減らさないで、人を減らすといふ事は無理なので、年々行政事務が増してゆくのは社會が進歩し複雑化してゆくと共に仕事が増えてゐるからである。それ故に社會全體として仕事が増えてゆくことは當然であり、喜ぶべきことであり、それを少くしようといふのは無理である。が、たゞ世の中の仕事が増えるから官廳事務も増すといふ事は、或程度迄は本當だが、殖え

たゞけそれだけ増すわけではない。兎角、社會に事が多くなれば、その比例で官廳事務が増えなければならぬ様に思ふのが役人の根性であるやうに見える。

それだから、行政整理といふ事が、單に人員淘汰である事は、役人が多すぎて、遊んでゐるといふのでなければ、出来ない相談である。たゞ今の實情を見ると、或役所の或役人達は、慥かに忙しい。しかしながら、どの役所にも必ず手持無沙汰に、終日机に向つてはゐるが、煙草をのんだり、お茶をのんだり、無駄話をしてゐる人々の塊りは必ずある。これは昔の事務の分配のまゝにして、新しい事情に合しない爲に、一方に忙しい人があり、他方に暇な人が出来てゐるのである。役所の中でもさうであり、役所の間にもそれがある。

この事は、豫算膨脹の原因でもあつて、豫算査定の場合にも、新規要求の方は、時勢の必要に従つて、必要不可欠的なものが多い、それを其儘は通さないで減額するから初めから手不足も生じ、それでも新規事業といふ景氣もあつて、とにかく忙しく働いてゐるが、その蔭には、もう廢めてもいゝ仕事があるに拘らず、人の關係を主として、長年の因縁情實で廢しきれないでゐる。それを一々財務當局が調べる手もないから、この方は隠されたまゝで、腐朽状態にまでなつて存続してゐるのである。それは各省でも、地方廳でも同じことであるが、恐らく官廳に一定額を割當て、それで行政費を請負はせたならば、必ずやもつと實情に即した、より經濟的な合理的な仕



事の分配が出来、無駄を廢除する事が出来るのではないか。請負とまで行かないでも、もう少し、豫算制度や會計制度を改正して、もつと役人を信用し、官公署長に責任をもたせてやれば、今の様にしても出る悪い人達の悪い行爲以上の弊害が生ずるわけではなく、少くも今の様にして生じてゐる不都合の諸點は改善されてゆくので、新しい弊害が出るまで、それが積弊とまで育つ迄の年限は、よくなつてゆくのである。萬一を警戒する爲に九千九百九十九の不都合を残し、新しいあるかも知れぬといふ懸念から、現にある弊害を打破しないのでは、何の改革も出来ない。

二

行政整理に限らず、小商工業者の問題でも、それが失業問題にからみ、根本的にいへば人口問題に基礎を置いてゐるので中々理窟通りに實行が出来ぬといふことはある。それはウソではないが、常に實行する氣のない者の口實に用ゐられてゐる嫌がある。失業問題の方は考へておいて、行政整理の案を立て、見る事は出来ない事ではない。小商工業問題でもわかる様に、その救済策を立てずに、現状維持をしようとしても出来ない。反産運動だけで解決するわけもなければ、救済がやり遂げられるわけもない。蛇のなま殺しのやうな状態におく事は、その人だけでなく行政全體をなま殺しにするのである。

明治から大正、昭和にかけて、世間はズツと變つてゐる。仕事の仕振りからいつても、實業界を見ればわかるやうに變つてゐるのに、役所仕事はそれ程には變つてゐない所か、明治の機構、組織、執務振りを續けてゐるのだから堪らない。陸海軍が「整理」を何時の間にか「整備」にしてしまつた様に、行政官廳も行政整理を云ひ乍ら、殖やす方の事はしてゐる。近い話が經濟部の新設はしたが、總務部と學務部を合併するといふ事の方は出来ないでゐる。今度はまた全国的に土木部を獨立させるといふ事にでもしないと納まりが悪くなる。それも一つの行き方には違ひない。部長を多くする事は部長を課長並にする事であり、餘り多くを作れば巡查部長並になつてしまふ。部長が課長になる事は、知事が部長並に格下げされる事である。大勢は或はさうなのかも知れない。府縣といふものは、地方自治團體としてはもとより、地方行政区劃としても中途半端のものであり、そこで一方では府縣廢合、道設置論があると同時に、郡役所復活に類する中間機關設置説が出てゐる。この方はまだ論や説に止るが、事實の上に於ては、東京市や大阪市や京都市の如き、市域の大擴張を行つた府では、その殘餘區域といふものは、頗る貧弱なものになつてしまふ。それは名古屋市でも、横濱市でも同じである。市といふのが、人家が軒を並べた所といふ考へは、維持出來ず、市の中には田圃はもとより、山も森もある地域になつた。東京都制案が府を區域とすれば、秩父に連なる三多摩の山岳も、太平洋に浮ぶ伊豆七島から小笠原島まで、「都」であつて、



昔の都といふ概念とは、凡そ別なものになつてしまふ。東京府がそのまま東京都なり東京市なりになつてしまへば、府の問題はなくなるが、横濱市が將來、横濱港と京濱運河に沿うて川崎市を併合し、一方横須賀市と連なり、鎌倉が附近町村と合併して市となり、藤澤から平塚、大磯、小田原といふ風に、町村が合併して市が連続してゆけば縣といふものは、結局數箇の市に分れるとも考へられる。數箇の市にならない迄も大町村になつてゆく傾向は助長されてゐる。

此の場合に府縣の性質は變らなければならない。現にかういふ状態に進行してゐるのであるから變つてゐなければならぬのである。それが府縣行政の機構に少しも現れてゐない所に、行政と實際との間にチグハグのところが出来たわけなのである。郡役所の様な中間機關も、これらの市とならない町村を統括するだけのことになつてしまふ。或は地方小都市を中心としたその四圍の農村を包括した區域を、一團とした郡的なものが出来てもよいかも知れない。さうなると今の府縣といふものはいらなくなつて、數府縣を合併した道といふやうなものが考へられて來るのである。

三

この事は、東北振興の問題を見てもわかるやうに、一縣づゝ別になつてするよりも、地理的經

濟的に關係密接な或る地域に互つて、一つの計畫の下に行ふ方が、より有效適切で、無駄を省く意味での經濟的施設が出来るのである。これは都市計畫が街路整理をする意味の市區改正に止らず地方計畫へと整備發展してゆき、農村計畫が立てられるやうになると、大市町村制と伴つて、同じ傾向、同じ理由の下に、道の主張を助けることになる。

その區域をどうするのが適當かは、經濟や交通の關係から決することであるが、大體、控訴院や、遞信局、稅務監督局、鐵道局の管内の分け方が参考にならうと思はれる。その管轄區域には各多少の相違があるが、全國內地を北海道の外、東北、關東、中部、關西、中國、九州といふ風に六區域に分けてをり、北陸道と四國を何處へつけるかゞ異つてゐる位のものである。即ち廣島の稅務監督局も控訴院も、山陽道の廣島、山口、岡山、山陰道の鳥取、島根を管轄する外に四國の愛媛を含むことに於て一致してをり、遞信局では、これに四國の香川を加へてゐるし、大阪の遞信局と控訴院は京都、大阪、兵庫、滋賀、奈良、和歌山、と四國の徳島高知を包含してゐる事に於ては一致してゐるが、控訴院には香川縣が加つてをり、稅務監督局では、更に石川、福井、富山の諸縣をも管轄してゐる。殊に名古屋の稅務監督局と遞信局と控訴院とは、各管轄區域とする縣を異にしてをる程度が最も甚しく、共通してゐるのは、愛知、岐阜、三重の三縣のみで、稅務の方は新潟、長野、静岡が加はり、遞信局と控訴院の方は静岡、新潟の代りに福井、石川、富



山がはいつてゐる。それ故に新潟縣は稅務では名古屋の管轄、遞信では仙臺、控訴院の方は東京といふことになつてゐる。通觀して見ると、遞信局の分け方が、一番適當らしいから、道の區域をこれに合致させるとすると左の如くであつて、大體七八縣が一つになるわけである。

札幌 北海道一國

仙臺 東北六縣に新潟縣を合して七縣

東京 東京、神奈川、静岡、埼玉、千葉、栃木、茨城、山梨、群馬の一府八縣

名古屋 愛知、三重、岐阜、長野、福井、石川、富山の七縣

大阪 大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山、徳島、高知の二府六縣

廣島 廣島、山口、岡山、愛媛、香川、鳥取、島根の七縣

熊本 九州一國と沖繩の八縣

滋賀を名古屋にいれ、四國を獨立させた方がいゝといふ説も出ようし、九州の首都は土地は北に偏するが福岡の方がいゝといふこともいへよう。沖繩は臺灣と一しよにし、これに南洋廳を加へて、古事記にあるウナバラのやうな海洋道にした方がよからうといふ考へもあらうが、修正の餘地を存して、大體こんな風に全國を區分して見ると、中々都合がよさうに思はれる。

四

道と名をつけるか、州とつけるか、廳名としておくか、とにかくかういふ考へは、政友會の時に法制局で一應案を立てた程度に迄進んでゐた。實現しさうだつたといふのではないが、机上の空論といふよりは一步進んでゐた。併し乍らこれが縣の廢合といふことになる、明治初年以來、半世紀以上の歴史を経て來たのだから、殊に廢さるゝ側の縣、特に縣廳所在地が中々承知しないのは、目に見えてゐる。これは寧ろ、府縣を自治團體としてそのまゝ認めておいて、知事を公選として自治權を擴張確立すると共に、官治行政の機關としては、これを道長官に統括し、道を地方行政区劃として新設する分には、餘程感じが違つて來るものと思ふ。

これをもう一步後退して、知事公選を實行して、今の府縣を自治團體として残すが、別に道といふものは設けずに、大體全國を七つ位にわけて各種行政官廳を作つて行くことも考へられる。先づ第一に地方警察廳であるが、これは府縣と離して、警察署を直接に統括し、指揮命令監督する。刑事警察の府縣ブロックなどが唱へられてゐる様に、犯罪は府縣の區域に縛られてゐるわけではないから、自由に交通の便も利用するし、府縣に縛られた警察管轄の不便も逆用してゐる。湯ヶ原のこつち側の賣笑行爲を神奈川縣で取締れば、一町と離れぬ向う側の静岡縣で發展するし、



縣境の橋の真中の行倒れや乞食の、消極的管轄爭議が行はれることは、隨所にこれを聞くのである。帝都治安の點からいつても、隣接縣を一團とした警察區域、衛生區域の必要はある。

道路と治水の系統からいつても、府縣以上を管轄區域とする土木行政廳があつた方がよいであらうし、殊に大きい豫算の内務省の直轄工事があり、よい技師がゐるのだから、港灣も含めて、これら土木行政と土木工事を直營し監督する地方官廳を置く方が、府縣に小さく分けておくより能率的である。殊に地方教育局の必要は最も大なるものがあらうと思はれるのは、現在でも國庫の地方教育費負擔は九千萬圓を超えてゐるが、義務教育費全額負擔と新聞に出てゐるのは、小學校教員俸給全額負擔の事かと思ふが、それにしても人口増加に比例するから、やがては二億圓になる上に、教員の素質向上や待遇改善、師範學校昇格といふ様な事で、教育費の國庫負擔額は増すばかりだし、教育癡獄に迄發展しかねない地方教育界の弊害も、段々國家の手を地方教育に伸ばさせる原因になる。しかし文部省の普通學務局が、直接手を伸ばすのでは、二階から目薬を滴すやうな事になるし、學務部長を文部省で任命でもしなければ、中々文部省が思ふやうにはならぬ。そこで地方教育局といふものが考へられ、地方に即した教育計畫を立て、督學の機關にする。その區域は必ずしも地方土木行政廳と一致しないでもいゝし、前に掲げた道の區劃に従はないでもよいが、例へばあゝいふわけ方にしたとしても、札幌、仙臺、東京、京都、福岡には帝國大學

があり、名古屋には官立の醫科大學があり、廣島には文理科大學があるから、これと岡山の醫科大學を合して綜合大學にしてもよし、或は又名古屋の區域は京都につけ、大阪の方を廣島につけて六大學區としてもよい。帝國大學を上にした系統的な學校行政と教育計畫が行はれることを考へてもよからうと思ふ。少くも帝國大學の教育行政への参加はとにかく、帝大教授の智能見識の利用は地方教育にとつて必要のことと思ふ。

## 五

これではやはり、行政整備で整理にはならない。經費膨脹で節約にはなりさうもない。しかし地方行政費としてはさうなるかも知れぬが、許可認可事項の整理、監督の重複等をやめる事によつての人件費事務費の整理といふものは、相當大きいものがあり、無駄排除、人民の利便による節約もあらうが、一番大きな期待はこれによつて中央行政費の整理の可能である。中央行政と地方行政とは、何も實質的に違ふものではなく、行政の分配であるから、當然地方行政の改革は、中央行政にも影響し關係して來なければならぬ。道の制度にすれば猶更だが、各種の地方行政廳を作るやり方にすれば、中央官廳たる各省は廢合し、縮小しなければいけない。一方内閣總理大臣に統制力を増して、國策の統一、各省割據の弊を匡す必要がある。



内閣總理大臣に大命が降下して、閣員名簿を捧呈して、組閣のお受けをする慣例が出来てゐるのだし、内閣總理大臣が各大臣の首班として、行政各部を統一するの職責がある以上は、總理大臣の手許にもつと實力を集めておく必要がある。法制局長官と内閣調査局長官と、もう一人豫算局長官といふものを置いて、鼎の三脚にする。内閣書記官長は、祕書官長、或は官房長として格下げするか、副大臣、或は内閣總務長官とするかは、異見があらうが、内閣總理大臣が、太政大臣的になれば、やはり副大臣的のものが必要であらう。人事は別に人事局を置いて、陸海軍の様に、文官全體に互つての、奏任官以上の任免昇進を掌ることになると共に、各省間に官吏の融通轉任を行ひ得る途を開いて、専門的人を養成すると同時に、石化を防ぐことにする。外務省などは、外交官の任用試験を経て來たものが、ズル／＼と鰻登りをして大公使になるのだから、大公使になる時分には油もぬけてしまふし、自國の政治の事も、社會の事情も、經濟産業凡てわからない。さうかといつて外國の事情もわからず、本當に外國人との交際も出來ない者が出來上つては外交不振、外務省に外交の實權が無くなつてしまふ。外交官だけでいつても、民間からの起用もよいが、手近の官吏の中からでも、商工省なり、大藏省なり、逓信省なり、社會局なりから採用することにすれば、少しは空氣が流通して、今日の如き外交官人無しの嘆を免れることが出来る。これは單に外務省の事に限らぬ。各省融通することは、殊に現制でいへば、地方官と文

部省、農林省との間に聯絡をつける必要があるし、内務省にも産業關係の省との間に融通をつければ效能がある。兎に角それを内閣人事局で統括するのである。その外に恩給局と賞勳局を併せた恩賞局があり、軍需局と統計局を合せた統計局、之に印刷局を、能動的に働かせて、調査局とも聯絡して、官報、豫算法令、統計は勿論、官廳や委員會の調査報告書を印行發賣する事は、一方には、民間を利用すると共に官界を刺戟する。

六

内閣總理大臣の手許が充實強化されることは、各省割據の豫算分捕や、重複施設、矛盾衝突行政を無くすることになると共に、現在の各省の廢合縮小を實行する結果にもなるのであるが、その前に各省大臣と國務大臣の關係や、現業官廳の問題を考へなければならぬ。内閣は國務各大臣を以て組織し重要國務は閣議を経なければならぬ。閣議に列する大臣の數が多きに過ぐる時は、閣議の統一性なり敏速性なりは妨げられる。英國の軍事内閣を例にひくまでもなく、齋藤内閣の時に五相會議だの七相會議だのが開かれたといふことは、十三名の今の閣員は相談するには多過ぎるといふことを意味してゐる。或大臣は職務の性質上、必ずしも常に閣議に列してゐないでもないかも知れない。例へば鐵道とか通信とかの事業官廳の長官は國務大臣でなくてもよさうで



ある。專賣局や稅務官廳といふものは、大藏省と獨立して考へられないこともない。農林省の營林局は商工省の製鐵所の様に、別なものとしてもよいはずである。

かう考へて來ると、閣議に列する國務大臣の數は七八人にならぬことはなさうである。大藏省から豫算關係の主計局が内閣に直屬し、主稅局も專賣局と共に獨立し、預金部は別にしてもいいから、さうなると理財局と銀行局と營繕管財局とが残るだけになつて、今の様に忙しくもないが、又他省に比して一段と有力な省でもなくなる。鐵道省と遞信省とから、現業的部分を事業官廳として獨立させてしまへば、これに内務省の土木局を加へて、交通省としていゝし、農林、商工も合併して、これに遞信省の電氣局を加へて産業省とすることも出來よう。地方教育局が出來て文部省から普通局と實業局とを取り、教育への政治的勢力を排する意味から、専門局の大部分を帝國大學の方へ移せば、學校教育の直接監督がなくなつた文部省といふものは、ズツト小さくなる。内務省の神社局と宗教局を併合しないで、併置してもよいが、古社寺保存とか國寶重要美術品の仕事、美術音樂から映畫、演劇までを包含し、更に放送事業まで加へて、廣い意味の社會教育の仕事が一番主とし、學術行政、美術行政、國際文化の仕事などをし、一方には司法省から行刑局の仕事をとつて來る。これは突飛な様だが、監獄が刑務所に名稱が變はつたやうに、教化機關としての意味は或は、今の學校教育以上に眞剣なものであり、防犯的教育も、出獄者保護の仕事も文教を司る處でやつた方がいゝと考へられるから、文部省の思想局も學生の思想取締より以上のものにして、これらを合した文教省を作るのである。司法權獨立のために、司法省を廢して、民事局刑事局の法規に關する仕事は法制局へ、大審院長をして裁判官の人事行政等もする官廳とし、警察は司法警察を主として、檢事總長の下につける。檢事總長は閣外にあつて大きな勢力をもち、警察權を失つた内務大臣は副總理の重みを失ふが、かうなつて初めて選舉の公正も政治の明朗も期待出來るかも知れない。さうなれば警保局と土木局と神社局とがなくなり、地方局も殆どない位になるから、衛生局と社會局だけが内務省に残る。英國の保健省のやうなものであり、社會省と名づけてもよし、社會政策は國民保健なり、醫療施設なりを中心としてゆけば、勞働爭議を中心として考へるよりも、時勢にも合し、穩健着實な社會政策が立つわけである。穩健着實でいゝから、今の社會局の開店休業状態を脱して、これを一省としてもよいだけに充實し、實現するのである。最後に外務大臣はそのまゝで、陸海軍大臣は之を軍部大臣として、陸海空軍を含む國防主管大臣が一人あればよい。參謀總長と、軍令部總長によつて統帥事項は有力に保持されるわけであるから、軍政の方面を閣議に代表する大臣としては、一人で有力にして充分であらう。かうすれば内閣總理大臣の外に、財務、外務、内務、軍務、文教、産業、交通の七大臣で内閣を組織することになるから、閣内統一、國策能率化にもよいと思はれる。(拓務大臣は總督政治を行

事も文教を司る處でやつた方がいゝと考へられるから、文部省の思想局も學生の思想取締より以上のものにして、これらを合した文教省を作るのである。司法權獨立のために、司法省を廢して、民事局刑事局の法規に關する仕事は法制局へ、大審院長をして裁判官の人事行政等もする官廳とし、警察は司法警察を主として、檢事總長の下につける。檢事總長は閣外にあつて大きな勢力をもち、警察權を失つた内務大臣は副總理の重みを失ふが、かうなつて初めて選舉の公正も政治の明朗も期待出來るかも知れない。さうなれば警保局と土木局と神社局とがなくなり、地方局も殆どない位になるから、衛生局と社會局だけが内務省に残る。英國の保健省のやうなものであり、社會省と名づけてもよし、社會政策は國民保健なり、醫療施設なりを中心としてゆけば、勞働爭議を中心として考へるよりも、時勢にも合し、穩健着實な社會政策が立つわけである。穩健着實でいゝから、今の社會局の開店休業状態を脱して、これを一省としてもよいだけに充實し、實現するのである。最後に外務大臣はそのまゝで、陸海軍大臣は之を軍部大臣として、陸海空軍を含む國防主管大臣が一人あればよい。參謀總長と、軍令部總長によつて統帥事項は有力に保持されるわけであるから、軍政の方面を閣議に代表する大臣としては、一人で有力にして充分であらう。かうすれば内閣總理大臣の外に、財務、外務、内務、軍務、文教、産業、交通の七大臣で内閣を組織することになるから、閣内統一、國策能率化にもよいと思はれる。(拓務大臣は總督政治を行



つてゐるは内閣拓殖局でよく、總督政治をやめれば内地と同一の行政組織の下に置いてよいといふ意味で廢する。七省にしてその一省の仕事が縮少されるなら中央行政費の節約される事は云ふ迄もなからう。

たゞ實際上省廢合が困難であるのは、地方官廳の充實が出来ない以上は、行政事務の複雑化、その分化發達が行政官廳の擴大強化を要求するから、省の數を少くしても、その中の部局が大きくなり多くなるのを免れない。その部長局長の權限を今の大臣並にしなければ、大臣が多忙を極めて事務は一層澁滞してしまふから、寧ろ省は必要だけ多くして省長官と國務大臣を分離し、國務大臣の組織する内閣に國策機關等をつけて強化した方が實際的であり、實行的でないかと思ふのである。

## 内閣審議會と選舉肅正運動

國策審議機關を作らなければならぬといふ議論は、議會政治の補強工作として、立法機關の無能と不信といふ世界的の風潮に乗つて起つたものである。それが内閣審議會として愈々出來上つて見ると、國策を審議し、樹立するに果して適當してゐるかを疑はしむる顏觸が集つてゐる。各方面の大頭を網羅してゐるといつて、拵へた側では得意であるが、大頭かも知れないが、最初いはれたやうなブレーション・トラストに値する頭ではない。中には國策を審議するどころか、何かを調査したり審議したりする腦髓ではなささうな頭もあるやうだ。これでは議會政治補強の機關ではないことは明かであるが、その方は内閣調査會の小頭に任せてゐるのかも知れない。

併し乍ら、岡田内閣はこれを作り上げて、得意になつたと共にホツトしたのは事實であり、世間もこれで現内閣はやつと安定の基礎を得たと見たやうだ。内閣審議會は議會政治は補強しない



が、岡田内閣の補強工事としては成功したわけにはなるのである。組閣以來外務大臣が北鐵讓渡や支那轉向や、外交を常道へ乗せていつた以外何もしないかに見えた現内閣は、この内閣審議會を唯一の仕事としてやつて来たやうなものである。國策樹立の方は放つといて、國策樹立の機關と稱するものゝ成立に全力を注いでゐたわけである。それといふのも、舉國一致を看板にして産れた筈の岡田内閣に、何等その形式も實質も備はつてゐないからである。實質はとにかく、形式は國民の代表者たる衆議院の、多數黨政友會が、組閣のいきさつから反對に廻り、與黨と外思へない民政黨も、總裁の頭は閣内に突込んでゐながら、政民聯携の手を依然として伸べてゐる。

政友會は、さうかといつて、嚴然斷然と反對するわけでもないのは、不發の爆彈動議によつても明瞭であり、不斷の内紛は、黨内攪亂を誘惑するに十分である。そこで新官僚が軍部勢力と共に、恒久的國策審議機關を作りつゝ、自分達の恒久性のある立場或は足場を作らんとしたのに對して、政黨出身閣僚が、舉國一致を看板にして、非政友聯盟を作り上げようとする、二つの異つた意圖が對立したわけである。そして組閣本部に於ては副總理格であつた新官僚の後藤内相の勢力が、組閣後に於ては、段々と町田、床次と變つていつたやうに、内閣審議會にも、高橋藏相を中心にして、國策樹立よりも政治的工作の色が勝つていつたのである。高橋中心といふ事は、閣内にあつては町田、床次と鼎の足になり、閣外に於ては齋藤、山本と前内閣の三長老に連なる。

安達國同總裁は、次の民政黨總裁を後にして飛び出して長く野に放浪したことに於て、次の總裁を棒に振つては飛び出す常習者床次と話がよく合ひもし、わかりもするし、同じ政友會を最近に追ん出た秋田前議長も、身の周りが何となく淋しい内田鐵相山崎農相とは相通じるものがある。政黨内に勢力が無くても、前大臣であり、自由黨以來の政黨政治家や、内務省の主といはれた官僚政治家の果てであつて見れば、政友會が除名して見ても、やはり精神的打撃はあとに残るのである。

二

内閣審議會は、かうやつて岡田内閣唯一の成功した仕事といふ印象を世間に與へた。それだから残された政友會が如何にも馬鹿を見たことになる。財界の巨頭兩財閥の代表者迄参加する程の非政治的舉國一致的内閣審議會に代表者を送らないのは、政友會の政黨的感情であるかの如く、やがて政友會を舉國一致に反對する者であるかの如き印象を與へることになつて、政府側の作戰圖に當つたものといつてよい。政友會内にも、もと／＼恒久的國策樹立論者があり、國策審議會工作の準備に參割した者もあつたであらうし、此の際これを利用して齋藤内閣時代の關係に引戻し、さういふ途を通つた方が政友會独自の政權に近づく所以の捷徑だと信じてゐた者もあつたら



しい。それを鈴木總裁とその周囲は、斷乎として、現内閣反對の方向をかへずに突進した。この事は鈴木總裁の位置を強くする事にもなる。水野、望月を除名しても、床次黨、その他政友會にとつては明かに獅子身中の虫である存在を包容したまゝで、議會に臨み、選挙に臨むとなると、政友會の地盤の榮養によつて身中の虫を肥やすことになるのであるが、今の處では驅除するだけの健康に自信が無いのである。

選挙肅正運動がこれにからまつて来る。勿論それが初めから不純な動機で産れたものとは思はれない。政治的非常時がもとゝ政黨の腐敗に原因し、政黨の墮落が選挙の腐敗に出發してゐる以上は、選挙肅正の必要は萬人の認むる所の如く然りである。たゞ選挙肅正運動の實際の運営がどう行はれるか、その効果はどう現はれるかといふことを考へて来ると、目標が選挙であり、運動が政治に關係してゐるだけに、普通の社會教化運動に止つてゐるとは思へぬ。選挙肅正運動の相手といふか、肅正されるものは何かといへば、政黨による選挙の積弊である。官權による選挙の積弊の方は、此の處しばらくは預かるが、政黨の積弊を打破するための肅正運動だとなれば、積弊をより多く代表してゐるのは多數黨であり、政友會が多年多數黨であつただけに黨弊とか選挙界を腐敗させた有力なる要素としては、一般にも政友會が先へ頭に浮んで来る。まして政友會だけを在野黨に置いてき放りにした政府や官僚が、肅正運動の對象に政友會的勢力を置くことは

自然の成行といはなければならぬ。

かうやつて選挙肅正運動が進行してゆくと、選挙腐敗の元兇政友會を退治しろ、舉國一致に反對する政友會をやつつけろといふやうな事にならないとは限らない。内務省が指導しないでも、さういふ空氣が生じ、機運が産れた場合に、果して政府側がこれを防止につとめるか、一旦生じてしまつた人氣を防止する事が出来るか。寧ろこれ幸と成行に任せて、燎原の火の如く全國に燃え擴がることを待つてはゐないか。少くも待つてゐるかの如く誤認させる狀況にはなることと思はれる。前にもいつた様に、選挙の積弊の内には、多分に官權によるものがある。選挙の實際に當つて来た政治家で、選挙に悪い事を大袈裟にする事は官權に及ぶものはないといつてゐる者もある。合法的選挙干渉である。或は非合法の選挙違反も無いとはいへない。又本當の事をいへば、政界を今日の如く墮落させたのは、立憲政治の當初から、藩閥官僚の徒が選挙干渉と、政黨操縦をして来た結果なのである。それが政黨が民衆の中から發芽しないで、官權の手によつて挿芽され、民衆の代表者たるよりも、官權に近づく手段としての政黨政治家團が出來てしまつたのである。その合縱連衡が依然として今日に及び、常任的政界不安の因をなしてゐるのである。



選挙に於ては、政府が當事者であつて、公平無私の審判者ではないことは、政黨内閣でも超然内閣でも同じことである。それを如何にも不偏不黨の神様のやうなことをいふのは、官僚の自他欺瞞である。改正選挙法が一層強調した選挙犯罪嚴罰主義は、官權取締力の強化であり、これを從來の様な使ひ方をすれば、合法的選挙干渉の強化になる。それ故に各府縣に出来る選挙肅正委員會が、地方長官を會長とし、官公吏と教育家と官邊に密接な關係をもつ公共團體の代表者とを主要なる分子として作り上げられてゐるが、たとひこれの活動を選挙運動がはじまる迄には停止するとしても、その後へ尾をひくものであり、効果を残すものである以上は、これが選挙運動へ繼續し、選挙運動がこれに潜入して来る處は十分ある。此の兩者の混同を内務當局が判然と分ち得るかゞ疑はしいのである。

内閣審議會を新黨運動の基礎とするとか、選挙肅正運動が即ち新黨運動であるとかいふのは當らないとしても、新黨運動がこれらの二つを利用するであらうことは考へられる。身分保障された官吏群が、恒久的國策樹立を名として、自己の政治的地盤を築かんとする事もあるだらうし、民衆的のつながりをもたぬ新官僚勢力が、選挙肅正運動を機會に、選挙民に呼びかけることがないとはいへまい。内閣調査局といふ城塞は、二三回續けて超然内閣が官僚を勅選に奏薦することによつて官僚勢力を扶殖し得る貴族院と、實際に憲法上の恒久機關である樞密院と、各省の官僚

群を連ぬれば、たとひ内閣審議會が外交調査會その他の政治的機關と同様の運命で消えてしまつても、新官僚の政治的勢力を以て政黨勢力と對峙することが出来るかも知れぬ。

その様に選挙肅正運動が、既成政黨勢力を覆す楔の役をすることになつて、新官僚的政治勢力を、そのあとの一部へでも打ち建てることに成功するといふ事も考へられる。たゞさうなればもはや官僚ではないと同時に新官僚でもなくなるのである。一體新官僚とか軍部急進分子が問題になるのは、舊政治の没落と新政治の興隆との端境期たることを示すのであつて、新官僚や軍部少壯者をして躍らせるものは、舊政治家に愛想をつかした民衆の裡にあるのである。恐らくそれは普選運動當時に無產政黨を産れ出でさせたものとも通ずるところがあるかも知れぬ。然るに普選運動は新興政治勢力の陣立が整ふ前に、既成政黨勢力の防備の方が完全してしまひ、普通選挙が國民參政權の擴張となるより先に、選挙腐敗の擴張となつてしまつたのである。一方無產政黨運動の方も無產大衆に結び付かないうちに、共產黨の方に結び付いてゐた者が多く、日本國民の生活問題よりも、左翼理論の方に興味をもつてしまつたから、官權の彈壓にはもつて來いであり、民衆の支持は得られずじまひで萎微不振に陥つて、非常時の渦に巻き込まれて了つたのである。そこで非常時の政治改革意見の中には、多分に無產黨が主張すべくして主張を黨員にさへ徹底し得なかつたものもあるし、自由主義的無產黨では到底主張しきれない程の強力なものも混つてゐ



た。それもまだ實現しない内に、無産運動に左翼が潜入した様に、非常時革新を右翼が利用し、やゝもすれば舊政治勢力や大財閥がこれに乗つて來ようとしてゐる。選舉肅正運動が、地方自治から政黨を、中央政界から舊政治勢力を一掃し得たならば勿怪の幸である。

官 僚 ・ 樞 密 院 ・ 貴 族 院



新官僚の新しい字は何を意味するか藩閥政府の下に使はれてゐた舊官僚と區別するために、政黨政治以後の發生物であるといふ時間的の意味があるばかりでなく、その時代の變化が、官僚そのものの性質を幾分異にしてゐると見るべきものだ。彼等自身はその性質が幾分どころか、大に異つてゐると主張するかも知れない。併し乍らまた或る見方からすれば、政黨政治の前と後といつても、實は本當の政黨内閣はまだ一度も成立してゐない。政黨は未だ嘗て軍部と官僚とから獨立したことはないとも云へる。そして明治初年から西郷と大久保、伊藤と山縣、桂と西園寺といふやうな文武の對立があつて、政黨はいはゞそのどつちかへついて生存して來たのかも知れない。少くも官僚の政治的勢力といふものは、樞密院とか貴族院とかを壘もとにして、常に政黨勢力と對峙して來たのであつて、政黨政治の時代に姿を没し、或は劃然と形をかへたものではない。たゞ政黨華かなりし時代、或は華かならんとした時代といつた方が當つてゐるであらうが、そ

## 新官僚の行衛



の頃は加藤高明、後藤新平、若槻、床次、水野、鈴木、下つては川村、俵、小橋、川崎、山崎、若宮、添田に至るまで續々と官僚の俊英が政黨の陣營に走つたのである。この時代は政黨に入らなければ大臣にもなれないばかりか、次官局長級の位置も政黨色がつかなければ保ち難い状態であつた。それが非常時風が吹き出す少し前から、政黨の弊著しく世間の眼について來た。否頻發する政治疑獄こそ非常時風を起した低氣壓であつて、恰も氣象の配置が、高氣壓が滿蒙にあつたから、寒い北風になつて、膚を刺し、首を飛ばすに至つたに過ぎないといへる。

血盟團から五・一五にかけては一人一殺主義であるが、政黨政治の時代には、二年おき位に、官吏は大量馘首に遇つてゐたのである。殊に選舉に臨む内務大臣は一人百殺の手際を見せて憚らない。そこで切られる方は考へなければならぬ。

それでも二大政黨對立して交互に政權にありつた所謂憲政常道の時代ならば、政黨の御用をつとめて反對黨政權のために首切られても、二年も待てばまた浮ぶ瀬もあつたのであるが、多分に政黨排撃を意味する非常時となつて、二大政黨が半座分けて政權に割込まなければならぬ時代となつては、政黨御用は却つて官吏の保護色にはならない。「急がば廻れ」と、政黨へ廻り道した利巧者が政黨の馬の足をかせいで、やつと名題昇進になつた時分に、「果報は寝て待て」とも考へ

ず、官僚軍に取り殘されてゐた連中の方が、お先に大臣になつたのが、所謂新官僚の諸君なのではないか。

新官僚は大臣その他の顯職にありついた人々のみを意味せぬ。組織こそなけれ、各省に互つて新官僚群がある。組織も團結もあるわけではないから新官僚群といふよりも、そんな氣分、そんな空氣が官僚の中に湧き出し、醸し出されてゐるといつた方がいゝのかも知れぬ。新日本同盟も、國維會も、新官僚群の團結でも組織でもない。ましてその代表的團體であるわけではない。官僚に非ざる者が多數參加してゐるのだし、所謂新官僚出現前から出來てゐる。たゞ政黨に慊らず、政黨以外の力と方法で、救國濟民の志を行はう、或はそれを助けようといふやうな人々の集りだとはいへよう。それ故に今となれば先覺者のやうな顔をしてゐても、政黨政治の時代では政黨への落伍者であつたかも知れない。

各省の少壯官吏が行政の衝に當り實力を握つてゐながら、政黨大臣の政治疑獄、或は疑獄に至らざる程度の政治惡を、心ならずも助けてゐた、否その手先になつてゐた事の無念さは、その加へられたる壓力が除かれ、ば直に外に洩らされるべきだ。壓力が強ければ強い程、壓へられた側



の弾力が強ければ爆發する筈だが、行政官吏の方の腰は弱いと見えて、その事がなかつたが、陸海軍の方には、軍縮條約や滿洲事變もあつて、轟然たる爆破作業をはじめたので、この陸海軍の課長級以下の救世済民の志は、文官側の方にも共鳴を呼び、點火するのも自然の成行である。しかのみならず事實より以上に、富士川の水鳥に逃げ出した平家の公達の心理が、社會の上層部に生じた事は疑へない。

いつもなら鼻の先であしらはれ、指の先で撫でられてしまふ様なものも、非常時が物を云はして呉れるのである。新聞紙上では軍部と少壯文官との連繋が出来てゐるかの如く傳へられたことがある位、それは事實の有無に拘らず力をもつてゐた。影響と効果からいふならば、軍部の中堅分子といふ存在が、新官僚の前衛戦闘部隊の役をしてゐたわけである。

かういふ力に押されて、新官僚なるものが、世間の目の前にせり上つたのである。舊官僚が上の方で引き上げられたところに大きい相違があるともいへる。藤井新藏相が、高橋藏相の推薦によるものだといふのよりは、高橋翁は後で承諾だか承認を求められたので、矢張り大藏省内の新官僚勢力に押されて出たといふ方が本當らしい。西園寺秘書原田男が、何かの席上で、後藤内相、藤井藏相は、自分と木戸侯爵とが押したのだといつて物議をかもした話が傳つてゐるが、此の頃

新聞に出る元老重臣の意向なるものが、どうして作られてゐるかゞわかるやうな話である。それとはとにかく、新官僚閣員と岡田首相との關係は、齋藤首相とその閣僚との關係とも違ふし、山縣内閣の官僚分子と首相との關係とは全然異つてゐる事は明かだらう。

もう一つ新官僚に世間が特色づける性質は、舊官僚が各省の事務に没頭し、自らを局限してゐるのに對して、新官僚が國務への關心を持つことである。割據對立してゐる各省官吏が、救世安國の志を同じくして、或る觀念に結び合つたのが新官僚なのだとすれば、まだ組織も團結もないが、それが一つ目的に團結し得、組織化される可能性のある空氣が醸成されてゐるのである。反政黨的に軍部の中堅層とも結び付き得るが、反軍國主義的に政黨の少壯層とも手を繋ぎ得るものではないかと思ふ。「國亂れて忠臣現はる」で、正義とか自由とかいふものは、それが否定された時に光を發する。今の新官僚の諸士が皆忠臣義士だといふのではないが、政治の腐敗墮落が甚しくなつて來たので、新官僚といふやうなものが、現實の存在如何にかゝはらず、世間の頭腦の内に姿を現して來たのである。そして或る點まで、それが正義の味方として考へられる傾向をもつのであり、さういふ期待をかけられ勝ちなのである。それ故にそれは現實であるよりも、多分に理想であるのである。



それ故に現實に新官僚内閣と謳はれて出現すると同時に幻滅し、期待する所は一つも實現して來ないといふやうなことになる。齋藤首相から呼ばれて、廣田外相と後藤農相とは、軍部兩大臣と共に留任することが先に決つて、岡田大將が組閣の天命を拜するや、後藤農相は參謀長格で組閣本部に頑張り岡田大將は即日陸海軍大臣の留任承諾を得て、次に廣田外相に及び、後藤農相が内務にまはり、藤井次官を藏相に昇せ、小原控訴院長を法相に抜いたまでは如何にも潑刺たる新官僚内閣の組閣振りを示したのであるが、次が政友會の床次ユルフン老と、民政黨の町田ノントウ老の兩長老を引すり込むを見て、世間はどうかと思ひ出し、政友會にゴネられて、一對二を二對三に政黨入閣率を増した上に、民政黨を代表した二人の入閣に對して、政友會を代表しない三人の閣僚を背負ひ込むに至つて、啞然として親任式後の寫眞を眺めた。一步を譲るは百歩を退くもの、無用の長物ともゆかぬ半端者の政務官の半減も出來ずに、二番茶の粗末なところを並べて對政黨力の案外弱いの、新官僚を見くびらせた。

これが政友會の臨時議會要求にもなり、理論的には當然すべき解散と總選舉を、政府は出來きらずに立場の悪い床次遷相の、洞ヶ峠の陣地へと引ずられてゆきつゝあるが如く見させる。後藤

内相が、苦惱の農村のうめき聲を背後に残して、農相から内相の椅子に乗り移つたのも、善意に解釋しても新官僚の使命として、偽造の多數に占められた腐敗議會を解散し、改正選舉法で肅正選舉を行はんがためであると思へない。それを解散もしきらずに、危機豫算でおどして、政友と國同を切崩し、議員の既製品買収で、やすくあげようといふことになつては、床次黨がどれだけそれで肥えるかも疑問だが、新官僚頭目たる後藤内相の政治的生命は「咲くと見る間に早や散りにけり」といふ果敢ないものになつてしまふ。

しかしまた解散して總選舉を行ふとしても、後藤内相の立場といはず、岡田内閣そのものゝ立場が變なものだといふことを、今更らしく思ひつくだが、新官僚の運命も同じ變なものだといふのがつく。前に新官僚は上から引き上げられないで、下から押し上げられたと書いたがその下といふのは官吏階級に限られてゐるので、そこに何等國民的基礎をもたぬ事は、舊官僚と變りない。軍部の方も形式的には國民との代表關係をもつわけではないが、實質的には國民皆兵の徴兵制度の上に立つてゐるから、將校と兵卒との間に密接なる一體觀が失はれない限り、軍規と階級が嚴然と保たれて、下尅上の憂がない限り、軍部が農民の苦惱を國軍の名に於て代辯し得るのであつて、新官僚にはさういふ連關もない。そこで安國濟民の志も、結局善政主義以上に出られないこ



とになり、解散總選舉にも選舉肅正の消極的な態度以上には出られなくなる。これから一步踏み出せば既成政黨を向うに廻はした新政治運動にならなければならなくなる。それが出来るとする、その時はもう新官僚ではなくなつて、外の新政治結社になるわけだ。

新官僚が新官僚であるためには、官僚陣營中に止まつてゐなければならぬ。議會と選舉とがある國で政黨一般を否定することは出来ない。

こゝに新官僚が、來るべき總選舉に對する立場に矛盾が生じ、苦心が存する。具體的にいへば民政黨は純然たる與黨だからこれを助け、床次派を基礎として政友會から摺み取るといふことをする場合に、それは民政黨を肥やし、床次黨を作り上げることにはなるが、新官僚派が是等兩黨に馳け込むに非ずして獨立してその經國濟民の志を行ひ、政黨に對し優越を自負する國策經綸を實行することにはならない。その上に民政黨と床次派と國同の一部を加へても、今の情勢、人氣に於て、政友會とどつちが勝つかは疑はしい。政府側が選舉に勝つて、その使命である一九三五、三六年の國際危機を、双肩に擔ふことゝ、政界淨化選舉肅正の使命を完うして、選舉を絶對公平に行ふといふことゝ、果して兩立させ得るかどうかは問題だ。

官僚は性質上手足であつて頭ではない。新官僚も政界の主人にはなり得ぬのだ。自分が主人になるために、同志を全國に求めて選舉場裡に、決定力をもつ程の數を獲得したら、その時は政黨と自らいはうがいふまいが、一定の政見があり、それを實現せんがための政治結社である以上、それは新政黨に違ひない。それだから新官僚は政黨政治の反動時代にだけ存在し得る過渡的存在で、二位一體の在滿機關と同じ一時的便法としての運命だ。新しきものはやがて古くなる。新官僚は舊官僚と同じものになる運命にある。官僚としての力を維持する唯一の途は、出来るにしても出来ないにしても、政友會を鈴木派と久原派と舊政友派とに割つて小黨分立の政界を作り出し、超黨内閣に立籠つて、之等小政黨の合從連衡を操縦することに、その立場を見出す外はないのではないか。



## 新官僚と政黨勢力

岡田内閣は衆議院を解散するかどうか。政友會は政府と正面衝突すべく突進する姿勢が中々とれないらしく、岡田首相もこの敵の陣營を見ながら、解散はしないつもりだといつてゐる。しかし、この政友會の態度が、愈々議會がはじまつて、岡田内閣の閣僚諸公が大臣席に並んで、舞臺から平土間を見る様に、上から見下してゐるのを見ると、何かしらグツときて、床次のおやぢめが、山崎、内田の小僧めらが、といふ感情に煽動されつゝ、議會心理が昂揚して、政府のなす所一つ一つが癢に障り、小衝突に拍車をかけられて、「どうせ長くても一年の壽命、やつちまへ」といふ氣になり、解散の障壁に體當り。當つて碎けた例は、今迄の議會史に例が多い所。二年目迄は、ならぬ勘忍をしてをきながら、三回目の通常議會では、つまらぬ事で衝突が起つて、解散が行はれるといふ例を、今度の議會でも加へるのではあるまいか。舞臺裏では打算をし、懸引の

限りを盡すつもりでゐても、舞臺に踊つてゐる者は、中々さうはゆかぬ。政治は勢ひだが、日本の議會は殊に勢ひに支配される。世間が喧しくなり、院外運動が起り、警察が議會のまはりを取まき、議員が胸に白バラでもつけると、急に勇ましくなり、何とやらん悲壯な決心で涙ぐましくなり、中には心にもなき政府反對をしてしまふといふ様な、血の氣は多いが、脳味噌は餘り多くない議員氣質である。

政府側が解散しないといふのは、政府が求めて解散するのではない、喧嘩は賣らぬは勿論、少し位のことでは賣られた喧嘩でも買はないのだといふ態度を、先づ十分宣傳してをいて、これはヨク／＼の事である、政府はこれを欲せざるも、國家の爲に、國策遂行の爲に、これを阻むものがあるから、已むを得ず、傳家の寶刀を抜くのだといふ、紋切型の科白をいひ、身振りをするための前提に過ぎない。今迄の政府で假りにも、解散を求めてする様な口吻を洩したものはない。それは解散といふよりも、解散により早められる總選舉を行ふといふ事が、よい事ではなくて悪い事、少くもなるべくし度くない事をする事に對する遠慮を意味してゐる。それは明治の藩閥官僚政府が、制度的に議會や選舉を不可避の惡と見た傳統でもあるが、解散は政府に反抗する議會に對する懲罰といふ考へがとれきれない爲もあらう。それよりもその後の經驗によつて、選舉は官民共に金がかゝるし、干涉にしろ買収にしろ、自ら餘りいゝ事をしてゐるといふ氣がしない。



民意を製造或は偽造するので、民意を問ふといふ事がウソであり、偽りである事を百も承知してゐるので、白々しく解散して國民の意思を問ふのだともいひ切れずに、政府は解散といふ血刀は振りまはさぬ、總選舉だといふやうな悪い事はする氣は毛頭ない、といふ陳辯これつとめる事になるのではないかと思ふ。政府の常例的解散回避には、國費多端の折柄、選舉に金をつかふことは、お互に避けよう、お互に大した政策を持ち合せてゐるわけではなし、話し合ひをつけければつくだ。金をかけ手数をかけないでも、何とかならうといふ交渉が、暮夜ひそかに待合で行はれたり、白晝公然議場で行はれたりするのである。選舉場裡には浮動投票が漲溢してゐるやうに、議會にも賣らん哉の浮動議員が、いつもウヨ／＼してゐるのだから、總選舉で合法的大量買収をするよりも、議員の既成品を買ひ集めて濟まさうといふことになる。

## 二

今度の場合にしても、歴としたかしないか、數の上では慥かに絶対多數を今尙保有してゐるところの政友會が野に在るのである。是々非々の看板はまだおろしてはゐないが、政權を握り、或は大の椅子の分前に預つてゐた時代には、棚の上へ上げておいた、政見政策を此の頃になつて塵を拂つて世に問うてゐるところを見ると、是々といはないで、非々といはうとしてゐることは

看取される。しかも尙世間でもさうなやうに、政府でも、一向絶対多數黨の威力を感じてゐないのである。床次以下の三閣僚は、閣員になつた時が政友會から除名された時であつた事は、岡田首相と鈴木總裁の、間が抜けたといふか、馬鹿にしきつた電話の挨拶交換で明かであり、政務官の方は、誰以下と書いて、筆頭は俺だ俺だと詰めかけられても困るから、メめて十名、その外二名だけが、政友會の席を離れて宙ぶらりんの存在となつてゐる外、表面異變なしである。

困る事には、政黨内閣になつてからでも、選舉して多數を得たから政權の座に坐つたといふ例よりも、先づ政權を得てから、少數黨の上に腰をおろして、解散して總選舉を行ひ、多數を得るといふ例の方が多いのである。それも少數黨では不都合だから、先づ多數を制するために、選舉を行ふといふのならまだよいのであるが、モチ／＼と少數黨の上に乗つかつて、チヨイ／＼と多數黨なり、より少數の零細黨なりへ手を出す。これでも多數にならないので、それではやむ無しとして解散總選舉なのだから、雨にも風にもならぬその間の政局の鬱陶しさ。政界にはその間にカビもはえ、菌も殖えて、腐敗が甚しくなる。綱紀肅正をいふからには、政界に此の期間を無くすることが第一なのである。目下の例でいふならば、民政黨が御用黨であることには問題がないが、床次派といふのは、まだ政黨でも政派でもなく、個々人として政權慾と獵官慾をもつたもので政友會から除名された者といふ以外に定義が下しやうがないやうである。國民同盟は國民と同



盟しない内に、同盟内が分裂といふよりも細かに、だらしなく土崩瓦壊といふ支那式状態にあるやうだし、政友會も内容を仔細に見れば、やはり土崩瓦壊らしく、督軍などといったものが、今は手許の私兵も少なく、給料不渡りの處矢張り支那式であつて、兵隊に金をやらぬ支那では良鐵釘にならず、良民兵に當らずとかいふ諺があるさうだが、此の處日本では良民代議士に當らずといふわけらしい。

腐つても鯛といふのは、品質のいゝ事を指すのだが、政友會の場合は腐つた鯨で、大きいので始末にいけない。海岸に引き上げられて日のたつた鯨の臭を實驗した人には、腐肉を賣買する商人には大事でも、それが人民にとつては、可なり迷惑の存在であることも聯想されるであらう。この腐肉を前にして、政府陣營内の策士が、舌なめすりをしてやうが、庖丁をといでゐやうが、この腐鯨の存在そのものは、國民衛生、國民精神の衛生の上に頗る悪い。

## 三

解散論の根據は少數黨が多數黨になるところにある。衆議院議員の多數を占めてゐることが、國民の多數の支持を意味してゐることだ。所が今や事態は政友會の下に行はれ、政友會に三百名の多數を與へた總選舉が、嚴正公平に行はれなかつたことを意味すると同時に、政友會自身に、

國民多數の代表たるの自覺が無いことを明示しつゝある。選舉投票が多數を作ることの意味しかないのは、ナチスでも、ファツショでも同じであるが、彼には國家を背負ひ國民の信頼我に在りの自覺が強過ぎる程強い。それが政友會の場合は、三百名を獲得した當時から、やゝボカンとして夢ではないかといふやうな気分、或は多數に酔つてボンヤリしてゐるのではないかと思へるやうな態度があつた。或は時は既に非常時の始まりで、腰が落ちつかず、心が上擦つてゐたのかも知れぬ。そこへ五・一五のピストルが問答無用と來た。犬養首相は話せばわかると云つて、飽く迄も言論によつて納得させようとする議會政治の本質を明にしたのに、總裁であり我が黨内閣の總理である犬養翁だけを犠牲にしておいて、三百名の多數は、黙つてお辭儀してしまつた。國民多數の支持が我になくして、非常時側にありと確認したかの様に、絶對多數の威力も何もない。腰抜け武士が、腰にさした家重代の太刀を投げ出して、平つくばつたやうに、膝を屈し手をついて命ばかりはお助け下さいと、絶對多數を投げ出してしまつたのである。

この膝屈して復伸びないのである。いくら裁斷だ、是々非々だといつて見たところで、何も裁斷されず、却つて腕の喜三郎が自分の腕を裁斷してしまつて、あとはもう手も足も出ない、といふ有様だ。さうなると是々非々も結局、喘息病みの息づかひとほか響かないのである。かうなつては抱合心中の實力もないし、氣魄もないから、威嚇おどしもきかない。閣僚引上げも出來ないで、政



策協定が國策提示になり、それが明瞭に踏みつけられてもまだ是々の白旗を出しつばなしで、非と赤旗にかへられない。鳩山文相を射落されても、秋田議長を突き落されても、大政友會は手が出ないのである。これでは三百名は物をいはない。一度も物を言はない三百名では歌を忘れたカナリヤの可愛さもなし、國民から見離されても如何とも致し方ないのである。こゝに齋藤内閣に嘗められ、岡田内閣に嘗め繼がれる原因がある。三長老だから黙つて嘗められてゐたが、新官僚の分際で嘗めるとは不都合千萬と怒つて見てもタンカを切つても、見物人には滑稽に見えるだけで少しも御尤もと同情も起らないし、一緒になつて小癩な生意氣といふ憤慨も起らない。嘗められる者に嘗められるだけの事があるのだから、正義感が義憤となつて爆發しないのである。斯くの如き政友會の状況こそが、新官僚の徒からは解散しなくても議會は乗り越せると打算せしめ、議會を生き返らせ、政黨を淨化し、國民と政治とを再び手を繋がせやうと考へる者には、一日も早く解散して、總選舉を行はしめ、政黨改造の基礎を與へ、更生の一步を踏み出させようと思へさせるのである。岡田内閣も十大政綱の筆頭に、政界淨化、憲法精神の神髓發揮を高唱してかういつてる。

『政治の嚴肅公正は、國政に對する國民の信頼を確保する要道なりと信じ、政界を淨化し、嚴に官紀を肅正すると共に、中央地方の行政に及ぼせる各種の情弊を矯め、人心の緊張を促

し、克く憲法精神の神髓を發揮して民意の暢達をはからんとす。』

成程官僚である。政黨なんかは、否議會なんかは、たゞ政界淨化の對象として、中央地方の行政に及ぼせる各種の情弊として、矯められに出て來るだけである。それでも國政に對する國民の信頼とか、民意の暢達とかは考へられてゐる。これが僅に官僚の上に新の字を冠る所以なのかも知れない。憲法精神の神髓を何によりて發揮しようといふのかは明かでないが、この文章では岡田内閣が發揮するものらしい、政治を嚴肅公正にすれば國民の國政に對する信頼が確保出來、嚴に官紀を肅正して、民意の暢達をはかるものとも讀める。しかし憲法精神といふものは、公選議會といふ方法によつて初めて發揮出來るのである。この公選議會といふものを、淨化し活力を與へることによつてのみ、國民の國政に對する信頼を確保することを得、民意の暢達がはかられるのである。

#### 四

一體新官僚といふのは何か。新の字は議會政治との關聯に於て、或は政黨政治以後の官僚の意味に考へられるのではないか。非常時といはないでも、時代の進展がスピード化されて、悠長なイギリス流の議會政治の機構ではこれに應じられない。又二大政黨對立の政治スポーツは、對外



的緊急状態に於てはやつてゐられない。世界大戦の時のロイドジョージの内閣でも、世界恐慌に對するマクドナルドの内閣でも、従来平時の傳統は、一時休止しなければならぬやうに、あのまゝの議會政治、政黨政治といふものは、非常時には無力であり、或は有害でもあるといはない迄も、少くも大きな缺陷のあることは認めなければならぬ。そしてその缺陷の一つは、國策の統一性を破ることであり、政治の恒久性を欠くことであり、行政の専門化に應ぜられないことである。そこで内閣の外に國策審議機關の必要が叫ばれ、首相の側近にブレーン・トラストを設けよと唱へられるが、それが同時に官僚の擡頭の機會でもあり、原因でもある。

國務の専門化といふことは、單に行政方面には限らぬ。外交方面でいへば、日印會商でも、日蘭會商でも、舊型外交官では齒がたゝず、物の役にもたゝぬ有様であるし、司法方面では、思想檢事といふ特別のものも出来るし、同じ綱紀問題でも、近頃のもの銀行業務や取引所の仕事ばかりでなく、一般金融産業の内にはいりこまねばわからなくなつて來た。立法に於てのみ専門化を避ける事が出来ないどころか、率先して専門化技術化してゆかなくてはならなくなる。それだから舊式政黨政治家では、立法の内容に参加出来ないのみか、批判することも、理解することも出来ないのである、選舉法改正や治安維持法強化位には口が出せるが、勞働組合法や失業問題も六ヶ敷いが、米對策となるともうわからない、大處高處で勇往邁進してゐたのでは、社會の

實際とは没交渉である。こゝに政友會の長老諸君顛落のみならず、政友會そのものゝ没落過程が見られる。

議會政治は常識政治である。常識は傳統の所産でもある。常識を重んじ、常識の發達した英國に、議會政治が産れ育ち榮えた所以がある。非常時とは常識で片がつかない時代を意味するやうでもあるが、非常時は慣習や傳統のト筋繩では規矩出来ない急展開、急變轉の時代である。政府が國策を議會に提案して、討議し票決し、敗れば議會を解散して總選舉を行ひ、國民多數の投票を得れば即ちよし、得ざれば退いて反對黨を押しして局に當らしめ、反對黨首が閣員名簿を捧呈して、組閣し新議會を召集して新しき國策を提示し、衆議院これを討議し、第一讀會から第三讀會まで議了可決、これを貴族院に回付して、賛成ならばよし、修正すれば兩院協議會を開いた上で、妥協案が出来れば通過、一方が否決すればいつの場合でも、兩院の議合せざれば帝國議會の協賛無くして、議案不成立といふのでは、何としても間だるツこいといふので、即戦即決でやつてゆきつけた側の反對が出るのも尤も千萬なのである。

即戦即決は出たとこ勝負を意味しない。敵を知り味方を知つて、謀を帷幕にめぐらすのである。この帷幕に官僚が巢喰ふわけである。謀は密なるを貴しとす、官僚は此の祕密が好きである。公議公論はうるさいし、やゝもすれば横議暴論となるから官僚は大嫌ひである。議會と無關係な、



内閣からも制肘されない參謀本部の存在は、美望的であるに違ひない。經濟參謀本部だの、教育參謀本部だのは、提唱界の流行になつてゐる譯である。併し乍ら軍事と政治と大に異つてゐる所は、戦争の場合は相手が敵だが、政治の場合は相手が味方であることだ。國民である場合は勿論、外國である場合も、平時外交である場合は、手は撲り合ふのではなくて、握り合ふのであるから、唯我獨尊の軍部意識でやり得るのは、滿洲事變突發から國際聯盟脱退までといふことになる。岡田内閣の十大政綱にもいふ如く、政治の要道は、國政に對する國民の信頼を確保することであり、憲法精神の神髓は民意の暢達をはかることによつて發揮される。それには國民にいつまでも據らしむべし、知らしむべからずではいけない。一ト通りの智能を備へ、一度政治的自覺をもつたことがある國民は、一時的には獨裁政治に信頼して、據らしめてゐることが出来ても、いつ迄も國政を祕密で獨占されて、與へられただけの自由と康福に満足するものではない。民意は發現されなければ決して暢達するものではない。官僚がいくら善政と考へてゐることを惠與しても、それでは満足もしなければ國政に對する信頼を長く確保してゆくわけにはゆかぬ。

少年が少し物心がついてくると、何か意見を立て、これを主張しない迄も發表して見なくなる様に、國民も或る程度まで發達すると民意が暢達したくなる。國民の内の一部が、それは貴族であれ、武門であれ、藩閥であれ、官僚であれ、政黨であれ、一般國民よりも優越だといふ自負自任

の下に、國政について發言權を獨占し、一般民意を抑へつけると、そこに不平が生じ、反抗が生じ、狐疑が生じ、信頼が失はれる。それ故に岡田内閣が、民意の暢達を期し國民の信頼の上に立たうとする以上は、それはフアツショ内閣でないと同時に、民意代表機關としての議會を認めなければならぬ。殊に官僚としては、國憲國法の絶對的遵守を要求される。帝國憲法の下に議會無視の政治は行ひ得ない筈である。我が欽定憲法は大權中心で、議會優越の英國その他の憲法とは違ふだらうし、實際の經驗と理論的發展から、英國流の議會政治には幾多の訂正は施さなければならぬ。しかし乍ら、公選議會の政治参加といふものは、排除出来ない。殊に帝國憲法の下に、内閣が帝國議會に對して堂々爲し得る合法的の手段は衆議院の解散であつて、政黨の切崩しではない。政黨が腐敗し、議會が正當なる機能を發揮しないならば、誤れる選舉の下に成立した衆議院を解散して總選舉を行ひ、國民を政治的に動員して非常時の民意を國政に反映せしめなければならぬ。國民の意思に聽くといふのが氣に入らないでも、少くも國民と國政との關係をつけ、舉國一致の國民的奉公を、法制的に表示するの手段を取らなければならぬ。

## 五

今年の議會で政民兩黨の共同附帶決議は



「米穀の數量及び價格調節に關する現行制度の不備を根本的に改正せんがため、速に審議會を開き、内地外地全部に通ずる統制計畫を樹て、臨時議會を召集してこれを提出すべし」

といふのだから、何も今年の米の豊凶とは關係ない。米穀法規の制度の根本に不備があるから改正するといふのである。齋藤首相も「政府は本案通過後出来るだけ速かに根本的解決案を得ることに努力し、速かに成案を見ることが出来ましたならば、臨時議會召集の手續をとり、次の米穀年度に實施し得るやう考察したいと思ひます」といつてゐる。出来ましたらばだから、出来なければいゝではないかといふのは屁理窟と申すもの、努力もせず速かに成案が出来ないのは、政府當局の怠慢なのである。山崎農相は政友會としてはこの共同決議の提出者であり、この齋藤首相の後繼内閣の農林大臣としては、この首相言明の責任をも相續しなければならぬ立場にある。それを凶作を幸ひとするが如く、「米穀の需給關係が一變したから前議會の院議の精神は甚だ弱められてしまつた」といひ、滿安の方も「事態は左程惡化してゐるものとは思へぬから、目下のところでは夏秋蠶對策のためのみで、臨時議會召集の必要は無いと思ふ」と臨時議會回避、責任回避、大臣になると元の官僚に還元して回避病の症狀を露骨に示してゐる。それは、山崎農相が政友會を代表して入閣したのでなくて、いはゞ政友會へ砂をかけて、岡田内閣に飛び込み、農林大臣の椅子にかちりついたのだから、そこに責任の斷絶があるのかも知れないが、後藤内相の

方は、齋藤内閣の農林大臣をしてをり、岡田内閣の總參謀長として留任したのでから、責任の連續があるといはなければならぬ。そして、二大政黨の對立を豫想するところの政黨内閣制が、國務に對する責任の連續が無く、内閣が變ると、前の政府の計畫も言説も覆されてしまふが故に、これに反對して官僚的超然内閣を主張する官僚一派の音頭取だか中心勢力だかだとすれば、猶更の事、前議會の臨時議會召集決議に對する責任を重んじなければなるまい。

米穀對策、蠶絲對策としての臨時議會の要否についてはこゝに論じないが、かういふいきさつにある臨時議會の召集を回避することは解散を回避することになるのである。床次遞相も解散を目的とした臨時議會の召集には反對だといつてゐるが、どうせ召集の目的は國策遂行のためであつて、召集の結果が絶對多數黨を敵にまはしてゐる關係上、結局は衝突になり、解散の機會を作る危険が十二分にあるわけなのである。それ故に臨時議會を召集することは、解散が目的でないとしても、解散を覺悟でなければならぬのである。この事を反對に現下の狀勢から、どうせ解散をするなら通常議會でなく、臨時議會でしてくれといふ要求がある。それは衝突解散とわかつてゐるならば、通常議會を十二月に召集して、一月の休會明けに豫算を衆議院に提出して、これを中心によつさもつさしてゐる内、或はすぐに不信任案の提出となつての衝突としても、そのために豫算不成立で、前年度豫算の踏襲となつたのでは困るといふ、非常時豫算を要求してゐる軍



部側の心配があるのである。それならば農村対策の臨時議會を秋早々に召集して、勝負をつけてしまへば、それから解散總選舉で、政府側多數を占めて新議會に臨み、安々と軍事豫算を通して貰ひ度いといふのである。

それには政府側の勝算が無いと迄いはないでも、公平なる選舉では多少の危険があるからといふわけか、解散總選舉に尻込みをする長袖者流が、岡田内閣陣營内に相當多いらしいのである。軍事豫算不成立の責任をかぶせられるのが嫌さに政友會もついでくるといふ樂觀論もあるだらうし、ナニ少々工作を施せば桐の一葉が落ちる時分にはボツリ／＼バサツと秋の落葉の掃き切れぬ程政府側の軒下に掃き集められるといふ、いつのまにか政治の公明も政界の淨化も忘れてしまつたやうなことをいふ者もある。併し乍ら懷中の打算はどうあらうとも、時の勢は衝突で解散だ、通常議會の解散を避けるためには、臨時議會を開かなければならなくなる。岡田首相もまだ準備がないから出来ないといつてゐるが、出来秋の頃が農村の狀勢も切迫する時機だ。通常議會の前、あの地震内閣の復興豫算臨時議會のやうなのを召集して、それを解散するといふのが現下の狀勢が要求する所ではないか。

## 政務系統と事務系統の對立

政黨政治の不信用から、議會制度そのものについての疑惑が起り、獨裁主義的傾向といふ迄に至らないでも、それへの動きが多分に見えて來たことは争へない。しかしそれを以て直に共產主義對資本主義のファツシヨ化とするのは、問題を概念化し過ぎて、我が國政治の實際を離れ、少くもゆがめる恐れがあるから、むしろ我が國近年の政治的動向を辿つて、その將來の方向を察し對策を建てる方が正しい。

我が國に於て政黨政治ともいふべきものが行はれはじめたのは、ほんの近年の事である。まづ清浦内閣を倒した護憲三派内閣の後の事といつてよい。普通選舉運動は、既成政黨打破から起つてゐるから、その前からも政黨政治の弊といふものは、一般に感じられてゐたのであるが、この普選法が護憲三派内閣の手で出来、その中に多分の既成政黨に都合のよい藥が混ぜ込んであつ



たので、普選實施は、既成政黨打破とは反對に、完全なる既成二大政黨の對立となり、二大政黨が更互に内閣を組織するといふ「憲政の常道」が成立つてしまつたのである。

それといふのも、選挙は藩閥政府の大干渉によつて初められ、政黨は藩閥政治家の御用黨として創立され、その後も引つゞいて議員は「操縦」されるものとして存在して來たのであるから、我が國の政黨政治は初めから腐敗の中に成長して、産れも育ちも誇るべき歴史をもたないのである。そして國民の政治的自覺は、いつも一歩づゝ遅れてゐて、出鼻を挫かれてゐるのであるから、國民の政治は一度も勝利を得た事がない。國民はいつもだまされて、パンの代りに石を抱かされてゐる。

## 二

資本主義の恩恵を十分に受けない内に、共產主義に脅かされる。官僚政治の弊を脱れようとして、政黨政治の弊の更に甚しきを見る。今度は政黨政治に代る獨裁政治だといふのでは、常住、前門の虎と後門の狼の挾撃の間に生活してゐるやうなものである。結局は「あなた任せ」の封建の遺風がまだ取り去られてゐない國民、「獨立自尊」の洗禮を受け方の足りない國民の、受動的態度の然らしむる所ではあらうが、さうかといつて、イタリアやロシアの國民とは、教育の普及程

度から、一般教養も、政治的自覺も、比べものにはならぬ程度にあるから、あゝいふ獨裁政治の下に満足出来るはずはない。

政黨政治に対する不満足の表現としての國民政治への要求、議院政治の能率が悪いのに対する反對としての獨裁的傾向の是認といふのに過ぎない。いはゞ國民の政治的自覺の一進歩とも見られる。普通選挙による國民の政治、民衆に立脚した政黨の樹立といふものが出来なかつた。出来ようともしないことに對する不満、希望を失つた形なのである。既成政黨勢力の打破、民衆の爲の政治といふ點から見れば普選運動の繼續でもあるのだ。

無産政黨をはじめ、新興政治勢力の表現は、普選による總選挙を三度重ねても未だ出て來ない。治安維持法の威力が、共產黨系を政治運動から全然撲滅し、その他の無産政黨は、分裂しても合同しても力を弱めるだけである。労働者農民の結合が、政治運動への「力」を意味しなくなつた時に、軍部に統制された無産者の「力」を用ゐようといふ風な傾向が、いはゆる國民社會主義の運動などに見られるやうである。一概にファツシヨ化といつても、暴力團體取締が、反動團體に政黨の形式を與へたといふものではあるまい。またさういふものでは育つ見込はない。

## 三



國民社會主義なるものが、資本主義社會からも從來の無産政黨運動からも繼子にされた智識階級、中産階級に呼びかけてゐる事はあらう。現在の軍人が傭兵制度でなく、國民皆兵主義で、一般國民とより多くのつながりをもつてゐる關係、日清日露の役以來、多分の尊敬と信頼を受けてゐた事を、今度の滿蒙事變で想起せしめ、シベリア出兵や山東出兵の失敗と不快な記憶を帳消にした恰好になつてゐる。

一般國民が、明治以來とにかく國民を率ゐて文明國の仲間入りした官吏の功績に對し、官尊民卑の依頼心と憧憬心を未だに残してゐて、官廳執務や組織の不能率については何かの批評をして、官吏自身に對してはそれほどの憎悪や輕蔑はもつてゐないらしい。そこが、支那の軍閥や官吏、歐米の軍人や役人と、日本のそれとが國民に對する關係を異にしてゐるのではないかと思はれる。

政黨政治が選舉第一主義から官吏の更迭を盛にして、地方自治や、行政能率を害することが夥しいとなると、國民と官吏とは同一の利害關係に立つて來る。財閥と結ぶ政黨政治打破に對しては、少し前までは、「官民」と、對立して考へさせられてゐた、官吏と一般人民とが、共同戦線を張らなくてはならなくなつて來たといふ感じが、出て來たらしくも考へられる。大財閥大政黨の結び付きに對して、文武官吏が結びつくといふ事も考へられないことでもない。そして一般の信

頼がまだすつかり失せてゐないことによつて、少くも政黨屋よりも文武官吏の方に信用が残つてゐることのために、國民の信頼はこの方にあるといふ考へ方もされると思へる。

司法官の化石問題なんかは、いつの間にか飛ばされて、選舉革正も、政黨淨化も司法官に期待されるといふやうな有様、官吏減俸反對に對しては、輿論は官吏を支持し、官吏は團體運動を起すといふやうな有様、もし官吏が減俸の時だけでなく、政黨的大量讖首や、行政事務の賽の河原的順環に反對して起せば、輿論は政黨側よりも官吏側につく。選舉革正と事務官身分保障が、表向には兩政黨共反對出來ぬところを見ても、正義が何れにあるかは明かだ。

事務官吏の拔駟的政黨奉仕も、拔駟出來る者の數は少なく、今度の内務省の地方官移動でも、忠勤を擢んで、も復活出來なかつた者の數は相當多かつたのであらうから、官吏一般としては、共同の立場と利益を守る爲には事務官吏が團結して政黨勢力に當る方が有效だと云へる。身分保障は政府の自由になる命令ではなくて、やはり官吏側の團結の外には出來ぬわけだ。

政黨政治の弊害と無能は、その原因は多分に、政務事務の混同から來る。この點を正せば或る範圍或程度までこれを救ふ事が出來る。そして政黨政治を正しく發達させてゆく事も出來るし、恒久官であるべき事務官吏の身分保障も出來、行政の能率もあげる事が出來る。



## 四

實は政務と事務との區別といふものはつきりとは出来ぬ。しかし政務官と事務官の區別をはつきりする事によつて、上述の原因を除くことは出来る。それには政務官と事務官の系統をはつきりと分けてしまふことを必要とする。この事は一面には樞密院と貴族院の制度改正にも關係をもつのである。

政黨政治が政黨政治確立のための邪魔物である樞密院や貴族院の改革をしなかつた事は、政黨政治自ら民衆のための進歩的政治を實行出来ないで、その不信を買つた原因でもある。政黨政治がこれらの前代の遺物的の制度を改革しきらないで残しておいた結果は、これを財閥政黨政治の否認を意味する新しい官僚政治の爲に、制度上の足がかりとするのではないかと考へられる。それは過渡的現象として實現するだけでなく、結局においては正しき政黨政治がその正當なる活動の範圍を守つて更生して來るのではないかと思ふが、その場合にもこれは正しい區別と信ずる。

それは樞密院と貴族院を全然政權から引き離すと共に、政黨勢力をこれらの機關の中に入れないことである。樞密院議長副議長顧問官は、政治的野心のある人であつてはならぬ事を、制度上に保障する爲に、國務大臣その他の官職につけないのみならず、一旦國務大臣たりし者も顧問官

にはなれない事にして、大審院長、検事總長、會計検査院長、行政裁判所長官、帝國大學總長、その他貴族院議員から任命する。

貴族院議員は、現在の多額議員の如き、政黨的勢力の下に選舉さるべきものは廢して、選舉によるものは、職能代表的構成をとる事とし、華族議員も減じて、勅選議員は、大體に於て事務官吏、技術官吏、軍人等より詮衡する。それ故に政黨に黨費を獻納する實業職員は職能代表の方で出られても勅選議員としては出て來ないし、事務官といふ名義だけで、政務官的な警視總監や警保局長その他の勅選は排斥する。その詮衡機關には樞密院をあてゝもよい。この樞密院は現在の如く、政治野心家や陰謀家はゐないし、事務官系統の最高官廳として、國務大臣の組織する内閣と對立するものであるから、これによつて、事務官の詮衡機關として、その身分保障をし、行政事務の或程度の獨立を守る事も出来る。樞密院の職務權限は現在よりも縮小整理して、皇室機關たるを主とし、政治的には内閣の施政に干與しないと共に、行政事務方面の獨立保障の機關とするのである。

事務官吏が政黨に入る事は出来ないと共に貴族院議員も政黨に入れなことにする。事務官の任用範圍は擴張しても、政黨勢力との分離ははつきりする。即ち秘書官參與官政務次官國務大臣の外は衆議院議員であつても政黨員であつてもいけない。國務大臣は貴族院に議席ある者を排斥



する。内閣を組織し閣僚たらんとする者は、嘗て高橋是清氏のなしたる如く、井上前藏相、鈴木現法相がせんと噂さるゝ如く、貴院を辭して衆議院に打つて出るのである。

警察官吏は稅務官吏司法官吏軍人と共に政黨と關係無かるべき事を徹底して、警保局長、警視總監等は名實共に、樞密院貴族院の系統下にある事務官吏とし、植民地長官もさうすると共に地方警察官もさうする。府縣知事は公選として政黨勢力を自治行政に加へること政黨内閣の國政に於る如くしても、全國を八區位に分けて司法警察官廳を置き、その下に警察署を置くこと裁判所の如くし、司法行政は檢事總長の下に統轄し行政警察のみを府縣知事の下に置き、選舉取締の如きはこの檢事總長の司法警察官廳においてするのである。

政黨のみが組織を完成して實力を確立したのに、地方自治體をはじめ、他の組織が内部的にも制度的にもしつかりしてゐなかつたので、政黨が入り込んでならぬ所まで入込み、してはならぬ事までして、濱口前首相のいつた如く政黨は國民の信用を博する前に、國民は政黨の弊害を見せつけられてしまつたのである。以上述べた政務と行政事務との區別、殊に司法警察の獨立は政黨の弊を正すに有效なりと信ずる。此の意味から新しい官僚政治は更生する餘地があるのではないかと思ふ。

## 責任内閣と樞密院・貴族院

—

舉國の反對を知らず顔に通した治安維持法改正の緊急勅令案を可決したことによつて、樞密院改革の議論が起つて來たが、これは一度は國民一般が眞面目に冷靜に考へて見なければならぬ我が憲法政治上の問題にぶつつかつたものである。

政黨政治の確立は、所謂嚴正公平是非々の貴族院が帝國議會の一院として、國民代表の衆議院と對等の權限を以て對峙することはゆるさないやうに、責任内閣制を執る以上は、樞密院といふものが内閣の外にあつて、結局は施政に干與することになるが如き重要事項についての最高諮詢機關であり得ないのである。

議會中心政治といふ言葉に難があるとしても、いやしくも憲政の發達が普通選舉によつて、國民代表政治たる衆議院多數の支持による責任内閣制による政治の確立にまで至つたらば、政黨の



偏脹を制し横議の傾勢を抑へ」るが爲に民論の防風林、防波堤のつもりで作つた貴族院や樞密院が影を薄くして來るのは當然の事である。

それを超然内閣の名の下に、藩閥内閣制を行はんとした當時の憲法を、その解釋を固定し、形式的に運用して、社會と共に成長すべき法の成長を否認せんとする所に、無理が生じて來るのである。まして背後の社會的實勢力を代表する政治的機構において、四十五萬人の選舉民を代表する明治二十年代の衆議院と、少くも形式的に二百萬の選舉民により選舉された衆議院との、國政に對する相對的重量を、同一視せんとしても不能であらう。

第二護憲運動が、普選即行の要求と共に、貴族院改革の旗旗をかゝげたのは、かゝげた方の政治屋連には本當には氣がつかかなかつたのであらうが、民論をあそこまでに沸らせるのに力あつた理論的の根據があつたのである。それを加藤高明内閣から若槻内閣まで、研究會をだんぐりにさばらせてしまつたのは、當時の憲政會といふものゝ空氣が官僚的貴族院的であつたからである。護憲運動をあれまでに育て、しかも成功させた民論に對する裏切りであつたのである。その若槻内閣の最後が、官僚の本丸樞密院の内に醸された毒汁によつて、その生命をたゞれたことも、決して偶然ではないのである。

政友會がこの樞密院の二三の老翁と策謀して内閣倒壊を企てたのは怪しからん事ではあるが、

單に樞密院關係からいふならば、樞密院の一撃にへたばつた若槻内閣の方が意氣地がないのであつて、その點では組閣に當つて研究會の割込運動を蹴飛ばして、それ以來研究會と貴族院の政界に於ける勢力を減滅せしめた政友會、緊急勅令に對する二三頑強なる反對論者を無視して、責任なき樞密院は責任をとる政府の施政に對しては、多少非難すべき點があつてもそのまゝ通さなければならぬと觀念させた、田中内閣の方が憲政に功あるものとしなければならぬと思ふ。

## 二

しかしながらこれを樞密院の側からいふならば、若槻内閣の場合と田中内閣の場合と、確かに前後矛盾した態度をとつてゐることは萬人の見る通りである。それは前の場合に執つた態度が、その後の事情と世間の非難によつて、悪かつたと氣がついた爲に、今度のやうに豹變を敢てしたかも知れぬ。それを前のは、たかが財界の混亂位の事だが、今度はいやしくも事國體に關する事だから緊急だ。憲法第八條による勅令だから臨時議會を召集する必要はないといふやうな金子子爵の意見は、政府の代辯としてその擁護をする意味以外傾聽の價値ないのであるが、やはり「事いやしくも國體」といふのが威し文句で政府もこの無理押しを通してゐるのである。しかしもし何れが緊急状態にあつたかといへば、事實が示す通り若槻内閣の財界混亂の方が、遙かに緊急で



あつたことは何人も否定出来ないで、田男爵のやうに赤化の火焰我が國の軒下を嘗めようとしてゐると觀察してゐ、火がついてすぐ燃え上る藁屋根のやうに考へてゐるならば、それは我が國民と我が國體とに對する絶大の侮辱なのである。それは田顧問官がさういふ例をとつていつたといふだけでなく、政府者はしきりにさういつて威かしてゐるのである。

一步譲つてその緊急状態にあるか否かは政府の見るところに譲らなければならないとして、この實質的の判定、事實の認定のほかに、緊急勅令の諮詢に奉答する責任のある樞密院としては、形式上からも審査しなければならぬ。前議會に提出しておきながら、議會の狀勢が自黨に不利であつて、通過の見込が立たなかつたから、停會を二度もした上に、會期を延長するでもなく、何等この緊急にして重大なる法案を通すことに努力せず握り潰させて、その後も政務官や黨内の反對を緩和させる爲に何日も費した上、急に緊急だ緊急だと騒ぎ立てた事實を措いても、なほこの緊急勅令が輿論の反對甚しく、在野黨全部の反對、貴族院の反對は、次期議會に承諾を得られないこと、今日に於てすでに明かであり、解散をしても不承諾により將來に向つて無効の公布はなされなければならぬのであるから、半年の生命しかない勅令であり、裁判の實際は半年では片がつかぬから、結局はこの緊急勅令による刑罰は實效を上げ得ないことになり、政府のいふ如き威嚇の效力もなくなるのである。もしそれが半年で刑が確定するとして、この緊急勅令の主眼である

死刑が實際に執行されたとしたら、その後になつて議會が承諾を與へずしてその勅令が將來に向つて效力が無くなつたとしても死刑にされた者が生きかへるものでもないのである。假りの法律で假りの死刑で殺されても假りに死ぬわけにゆかぬのであるから、これこそとりかへしのつかぬ惡法、決して王者の民を治める道ではないといふ形式論からでも、この緊急勅令に反對するのが憲法の番人であり、至高顧問府である樞密院の盡すべき職務なのである。又廣く大赦が行はれる御大典に、わざわざ死刑の嚴罰主義を以て陛下の赤子に對するのは、王道にもとるといふ反對も樞密院らしい反對論であらうと思ふ。

とにかく財界混亂に對する判定は出来ないでも、この方は樞密院として奉答の責を盡すのに適當な問題であり、もしこれに對して獨自の見解で奉答せず、責任ある政府の提案に對して、外部に對し責任をとらぬ樞密院は、これを阻止するが如き事があつてはならぬといふのならば、樞密院としては、未來永劫責任内閣の意思に反しては、何の奉答も出来ないことになる。それがいゝかわるいは後の問題として、とにかく樞密院自らその無用なることを天下に證明し、宣言したと同じである。